



プレスリリース

【同時発表】総務省、経済産業省、国土交通省

令和 3 年 6 月 1 8 日
内 閣 府

令和 3 年度のスマートシティ関連事業に係る提案の公募

スマートシティの全国での計画的な実装に向けた取組の一環として、内閣府・総務省・経済産業省・国土交通省は連携し、令和 3 年度のスマートシティ関連事業の公募を本日から令和 3 年 7 月 1 9 日まで実施します。

令和 3 年度のスマートシティ関連事業では、令和元年度に内閣府が行った「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第 2 期／ビッグデータ・AI を活用したサイバースペース基盤技術／アーキテクチャ構築及び実証研究」事業の成果である、スマートシティの標準的な設計思想「共通リファレンスアーキテクチャ」(*1) を参照するとともに、スマートシティタスクフォース (*2) での合意のもと、新たに「スマートシティ関連事業に係る合同審査会」を設置して、提案の公募・採択・実施について、関係府省一体で取り組みます。

1. 合同で公募を行う関係府省のスマートシティ関連事業（合同審査の対象事業）

- ①未来技術社会実装事業
- ②データ連携促進型スマートシティ推進事業
- ③地域新 MaaS 創出推進事業
- ④日本版 MaaS 推進・支援事業
- ⑤国土交通省スマートシティモデルプロジェクト

2. 公募期間：

令和 3 年 6 月 1 8 日（金）～同年 7 月 1 9 日（月） 1 5 時まで

3. 事業の選定

スマートシティ関連事業に係る合同審査会の評価を踏まえ、事業ごとに選定。

4. 公募要領・応募様式等（別紙 1～8 参照）

下記の URL より応募者の連絡先等の情報を登録してください。事務局より各申請書類の提出先について御連絡いたします。（事前登録〆切：7 月 1 3 日（火） 1 2 時）

事前登録申請：<https://form.cao.go.jp/cstp/opinion-0548.html>

別紙 1～8 については、内閣府ホームページ

https://www8.cao.go.jp/cstp/stmain/r3_smartcity.html で御確認ください。

別紙 1：令和 3 年度の関係府省のスマートシティ関連事業（合同審査の対象事業）の概要等

別紙 2：令和 3 年度スマートシティ関連事業の公募について

別紙 3：令和 3 年度スマートシティ関連事業応募様式

- 別紙4：令和3年度未来技術社会実装事業募集要領
別紙5：令和3年度データ連携促進型スマートシティ推進事業実施要領
別紙6：令和3年度「地域新 MaaS 創出推進事業」募集要領
別紙7：令和3年度日本版 MaaS 推進・支援事業公募要領
別紙8：令和3年度国土交通省スマートシティモデルプロジェクト公募要領

* 1 「共通リファレンスアーキテクチャ」（内閣府ウェブサイト）
<https://www8.cao.go.jp/cstp/stmain/20200318siparchitecture.html>

* 2 『「イノベーション政策強化推進チーム」の設置について』（平成30年7月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）に基づき、平成31年2月にイノベーション政策強化推進チームの下に設置。関係府省庁の課室長相当職の職員等により構成。

■ スマートシティ政策全般に関する問合せ先

内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局（スマートシティ担当） 倉谷、渡辺
電話：03-6257-1337（直通）
問合せ：<https://form.cao.go.jp/cstp/opinion-0551.html>

■ 関係府省のスマートシティ関連事業（合同審査の対象事業）の問合せ先

1. 未来技術社会実装事業

内閣府 地方創生推進事務局 未来技術実装担当 右高、中川、上坂、上田
電話：03-6206-6175（直通）

2. データ連携促進型スマートシティ推進事業

総務省 情報流通行政局 地域通信振興課 嶋田、山川、野木
電話：03-5253-5111 直通：03-5253-5756
mail：ict-town_atmark_ml.soumu.go.jp

3. 地域新 MaaS 創出推進事業

経済産業省 製造産業局 自動車課 ITS・自動走行推進室 山本、赤池（内線 3831）
電話：03-3501-1511 直通：03-3501-1618
mail：contact_mobility_pt_atmark_meti.go.jp

4. 日本版 MaaS 推進・支援事業

国土交通省 総合政策局 モビリティサービス推進課 石川、横田、福井、堀江
（内線 54904, 54906, 54907）
電話：03-5253-8111 直通：03-5253-8980
mail：hqt-mobilityservice2001_atmark_gxb.mlit.go.jp

5. 国土交通省スマートシティモデルプロジェクト

国土交通省 都市局 都市計画課 大嶋、坂本（内線 32672, 32674）
電話：03-5253-8111 直通：03-5253-8411
mail：hqt-smartcity-mlit_atmark_gxb.mlit.go.jp

※迷惑メール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。
送信の際には、「@」に変更してください。

令和3年度のスマートシティ関連事業 (合同審査の対象事業) の概要

政府のスマートシティ関連事業

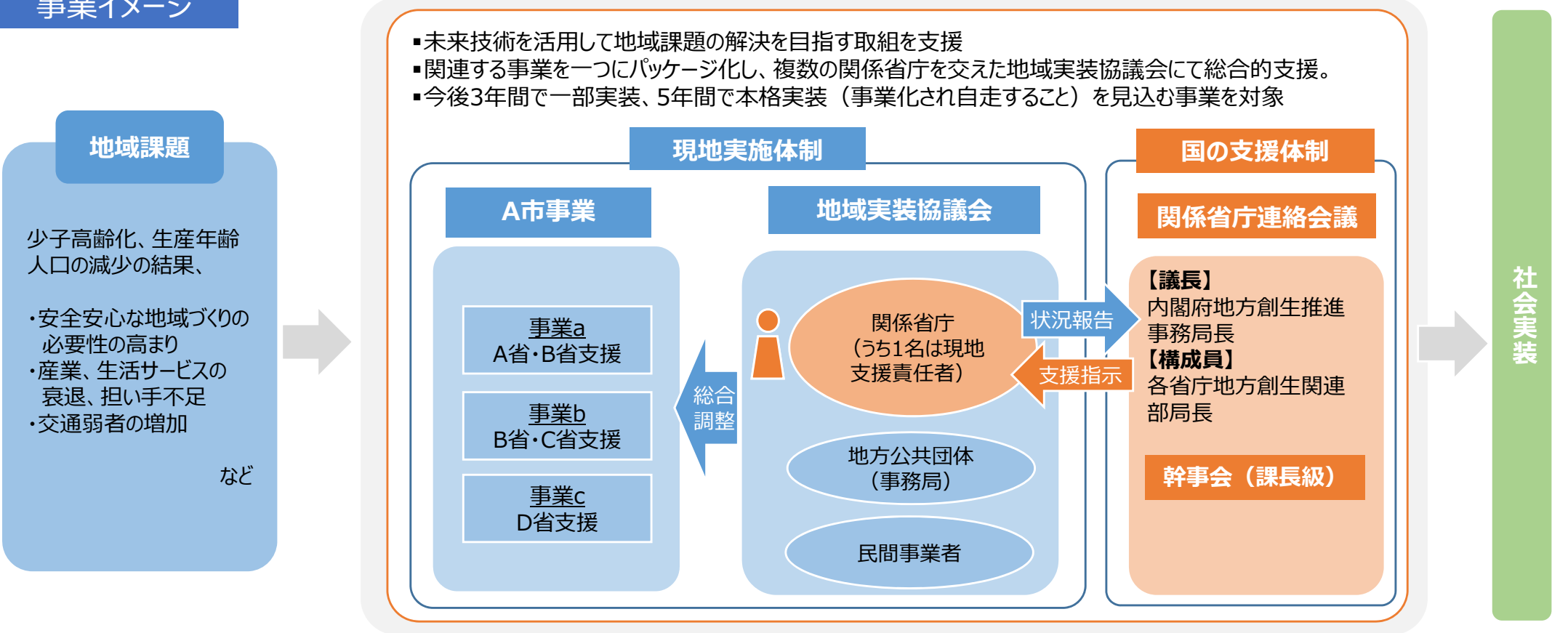
	内閣府 (地方創生推進事務局)	総務省 (情報流通行政局)	国土交通省 (都市局)	経済産業省 (製造産業局)	国土交通省 (総合政策局)
事業名	未来技術社会実装事業	データ連携促進型スマートシティ推進事業	スマートシティモデルプロジェクト	地域新MaaS創出推進事業	日本版MaaS推進・支援事業
概要	地域のSociety5.0の実現に向け、地方創生の観点から優れた自治体の未来技術の実装事業について、社会実装に向けた現地支援体制（地域実装協議会）を構築するなど、関係府省庁による総合的な支援を実施	地域が抱える様々な課題の解決のため、分野横断的な連携を可能とする相互運用性・拡張性、セキュリティが確保されたデータ連携基盤の導入を促進することにより、多様なサービスが提供されるスマートシティの実現を推進	スマートシティの分野で、世界の先導役となることを目指し、全国の牽引役となる先駆的な取組を行う先行モデルプロジェクトを募集し、スマートシティの取組を支援	地域における新しいモビリティサービスの社会実装に向けて、先進的かつ持続的な事業モデルの創出に向けた各地域でのMaaS実証を推進する。	混雑を回避した移動や、パーソナルな移動など、ith/afterコロナにおける新たなニーズに対応したMaaSを推進するため、こうした公共性の高い取組への支援の他、MaaSの実現に必要な基盤整備や、法改正で新設された計画認定・協議会制度の活用等について支援等を行う。
R3年度予算	0.8億円（シンポジウム等、普及啓発を目的とした取組に係る費用）	6.9億円	2.2億円	数億円程度	1億円（ほか、R2年度第3次補正予算305億円の内数）
過去の選定数	H30:14事業、R1:8事業 R2:12事業	H29:6事業、H30:3事業 R1:5事業、 R2:5事業	R1:15事業 R2:7事業	R1:13事業 R2:16事業	R1:19事業 R2:36事業
主な支援対象	社会実装に向けた関係府省庁による総合的な支援（各種補助金、制度的・技術的課題等に対する助言等） ※事業の実施にあたっては、地方創生推進交付金等の各種交付金・補助金による支援を想定。	データ連携基盤構築費、機器購入費など (補助率1/2)	実証実験 ※都市再生整備計画事業等によりデータ取得等に必要情報化基盤施設の整備も支援。	地域の課題解決や全国での横展開に向けて、先進的かつ持続的な事業モデルの創出に向けたMaaS実証を委託事業として実施。	・混雑を分散させる取組、接触を避ける取組、パーソナルな移動環境の充実のための取組への支援 ・MaaSの円滑な普及に向けた基盤づくり
問合せ先	未来技術実装担当 電話：03-6206-6175	地域通信振興課街づくり担当 ict-town(atmark)ml.soumu.go.jp	スマートシティプロジェクトチーム hqt-smartcity-mlit(atmark)gxb.mlit.go.jp	自動車課 ITS・自動走行推進室担当 contact_mobility_pt(atmark)meti.go.jp	総合政策局モビリティサービス推進課担当 hqt-mobilityservice2001(atmark)gxb.mlit.go.jp

未来技術社会実装事業 概要

概要

- AI、IoTや自動運転、ドローン等の未来技術を活用した新しい地方創生を目指し、地方創生の観点から、革新的で先導性と横展開可能性等に優れた提案について、社会実装に向けた関連事業の現地支援体制（地域実装協議会）を構築し、関係府省庁による総合的な支援を行う。
- 未来技術を活用した地方創生に関する提案を地方公共団体から募集し、H30年度に14事業、R1年度に8事業、R2年度に12事業を選定、現在29事業に対して支援を実施中。（H30年度選定の5事業はR2年度末をもって支援を終了。）

事業イメージ



データ連携促進型スマートシティ推進事業※

※令和2年度までの事業名は、「データ利活用型スマートシティ推進事業」

地域が抱える様々な課題の解決のため、分野横断的な連携を可能とする相互運用性・拡張性、セキュリティが確保された都市OS（データ連携基盤）の導入を促進することにより、都市OSを活用した多様なサービスが提供されるスマートシティの実現を関係府省と一体となって推進。

【令和2年度第3次補正 1.1億円、令和3年度当初 5.8億円（令和2年度当初2.2億円）】

○公募する事業：地域が抱える様々な課題の解決や地域活性化・地方創生のため、スマートシティリファレンスアーキテクチャを満たす都市OS（データ連携基盤等）や当該都市OSに接続するサービス、データ及びアセットの整備等を行う事業

○補助対象：地方公共団体等
○補助率：1／2
○平成29年度から開始



主な補助要件

- 「スマートシティリファレンスアーキテクチャ」に基づき、スマートシティの構成要素が明確に整理されており、可視化されていること。
- 他の自治体が容易に活用できるよう、データ連携基盤及びアプリケーションをクラウド上で構築すること。
- **【新規追加】データ連携基盤、機材や端末などがセキュリティ対策やプライバシー保護を遵守したものであること。**

【国土交通省】スマートシティモデルプロジェクト

スマートシティの分野で、全国の牽引役となる先駆的な取組を行うモデルプロジェクトを募集し、スマートシティの取組を支援。

スマートシティ実証調査
調査 2.2 億円

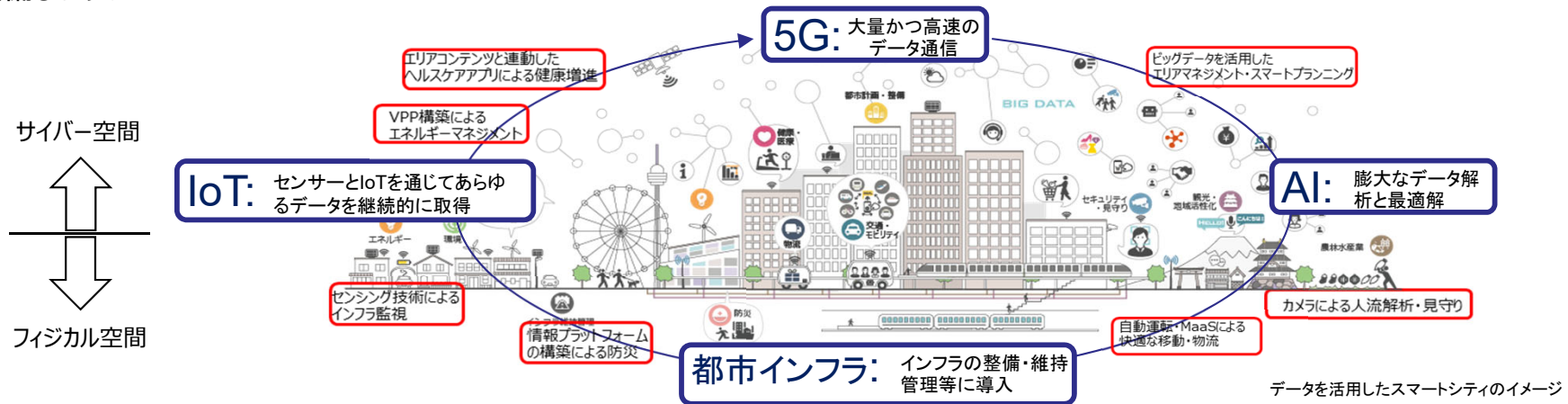
スマートシティモデルプロジェクト

全国の牽引役となる実装を見据えた**優れたプロジェクトの実証実験**を支援。

- ※ 内閣府・総務省・経済産業省と合同で実施する有識者委員会の審査を経て選定
- ※ 実証実験への支援は1プロジェクトあたり2,000万円を上限

○スマートシティの取組

サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合した「Society 5.0」の実現に向け、官民関係者の連携のもと、世界の先導役となる取組を展開するとともに、スマートシティをまちづくりの基本コンセプトとして位置付け、AI、IoTなどの新技術やデータの活用と都市インフラを一体として戦略的・集中的に整備します。



公募にあたっての留意点

- ・応募は、民間事業者等及び地方公共団体を構成員に含む協議会（コンソーシアム）等の団体であることを要件とする
- ・応募にあたっては、都市・地域におけるビジョン、具体的な取組方針、持続可能な運営体制、データの利活用方針等を記載した**「スマートシティ実行計画（またはそれに類するもの）」**の提出を要件とする

- 令和3年度におけるMaaS実証では、地域の移動課題の解決に向けて、A～Eの5つの要素について、前年度の課題や地域の特性を踏まえ、更なる高度化に取り組む。また、こうした取組を全国に展開するため、データの活用・連携、人材の確保、マッチング機能の強化、持続性の確保といった横断的な視点からの検討を併せて行う。

MaaS実証に向けた5つの要素による取組事例 ※()内の自治体は、令和2年度の選定地域

A：他の移動との重ね掛けによる効率化

限られたリソースを複数の用途・事業者で活用

- デマンドタクシー、福祉バスでの貨物輸送や配送車両での旅客輸送を行い収益性や住民の受容性を検証（永平寺町、上土幌町）
- 介護福祉施設の共同輸送による効率化の検証（三豊市）



<モノとヒトの輸送>

B：モビリティでのサービス提供

サービスのモビリティ化により効率化を図る

- 往診患者を対象に移動診療車を用いたオンライン診療・服薬指導、ドローンを活用した薬剤配送を検証（浜松市）



<移動診療車>

C：需要側の変容を促す仕掛け

時間帯・需要に応じた行動変容を促すことで、地域経済を活性化

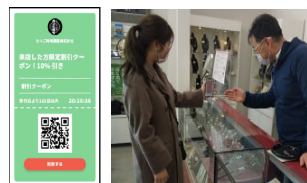
- 商業・医療・福祉施設と連携したオンデマンド交通における、オフピーク利用インセンティブ付与の効果の検証（町田市）



D：異業種との連携による収益活用・付加価値創出

異業種との連携により、新しい複合サービスを提供

- 小規模店舗の独自商品と周遊券や片道券の交通サービスを組み合わせた商品販売を行うことでの収益性を検証（ひたち・会津若松市）



<商品サービス提供の様子>

E：モビリティ関連データの取得、交通・都市政策との連携

モビリティ・異業種データを取得・可視化し、より効率的な移動を実現

- 各種データ（バスICカードデータ、りゅうとなびデータ、ETC2.0プローブデータ、駐車場データ、タクシープローブデータ）を取得・分析し、都心の魅力向上に資する施策を立案（新潟市）
- 公共交通データ、移動データ、消費データ等を統合したデータ連携基盤の構築し、シミュレーションを行うことで各種施策立案や評価分析（広島県）

分野・地域横断的に取り組む4つの観点

①データの活用・連携基盤の構築

②必要な人材の確保

③マッチング機能の強化

④取組の持続性の確保

令和3年度当初予算: 1億円 / 令和2年度第3次補正予算: 305億円の内数

混雑を回避した移動や、パーソナルな移動など、with/afterコロナにおける新たなニーズにも対応したMaaSを推進するため、公共性の高い取組への支援の他、MaaSの実現に必要な基盤整備や、法改正で新設された計画認定・協議会制度の活用等について支援等を行う。



新たなニーズに対応した取組の推進

実証実験の成果や、新たなニーズ・課題への対応

- ✓ 混雑を分散させる取組
⇒混雑情報提供システムの導入
- ✓ 接触を避ける取組
⇒キャッシュレス決済の導入 (タッチ決済、QRコード、顔認証等)
- ✓ パーソナルな移動環境の充実のための取組
⇒AIオンデマンド交通やシェアサイクル、電動キックボード等の導入

※今回の公募対象は、上記赤枠内「MaaSの社会実装」に関する事業のみです。

MaaSの円滑な普及に向けた基盤づくり

MaaSの円滑な普及への基盤となる施策への支援

- ✓ 交通事業者におけるデータ化のためのシステム整備支援 (GTFS対応)
- ✓ 新モビリティサービス事業計画の策定支援 (計画策定のための調査や達成状況等の評価費用)

令和3年度スマートシティ関連事業の公募について
令和3年6月
内閣府、総務省、経済産業省、国土交通省

目次

<u>I. スマートシティ関連事業の公募の概要</u>	2 (頁)
(1) はじめに	
(2) 公募を行う関係府省のスマートシティ関連事業 (合同審査の対象事業)	
<u>II. 公募を行う各事業の概要</u>	3 (頁)
1. 未来技術社会実装事業 (内閣府 地方創生推進事務局)	
2. データ連携促進型スマートシティ推進事業 (総務省 情報流通行政局)	
3. 地域新 MaaS 創出推進事業 (経済産業省 製造産業局)	
4. 日本版 MaaS 推進・支援事業 (国土交通省 総合政策局)	
5. 国土交通省スマートシティモデルプロジェクト (国土交通省 都市局)	
<u>III. 応募手続</u>	7 (頁)
(1) 応募書類 (共通事項)	
(2) 公募期間、応募書類の提出方法	
<u>IV. 合同審査・選定</u>	9 (頁)
(1) 合同審査の方法	
(2) 合同審査における評価ポイント	
<u>V. その他</u>	9 (頁)

【別紙】

- 別紙 3 : 令和3年度スマートシティ関連事業応募様式
- 別紙 4 : 令和3年度未来技術社会実装事業募集要領
- 別紙 5 : 令和3年度データ連携促進型スマートシティ推進事業実施要領
- 別紙 6 : 令和3年度「地域新 MaaS 創出推進事業」募集要領
- 別紙 7 : 令和3年度日本版 MaaS 推進・支援事業公募要領
- 別紙 8 : 令和3年度国土交通省スマートシティモデルプロジェクト公募要領

I. スマートシティ関連事業の公募の概要

(1) はじめに

スマートシティは、ICT 等の新技術や官民各種のデータを活用した市民一人一人に寄り添ったサービスの提供や、各種分野におけるマネジメント(計画、整備、管理・運営等)の高度化等により、都市や地域が抱える諸課題の解決を行い、また新たな価値を創出し続ける持続可能な都市や地域であり、Society 5.0 の先行的な実現の場であるといえる。政府では、令和3年3月に閣議決定された「第6期科学技術・イノベーション基本計画」等に基づき、「次世代に引き継ぐ基盤となる都市と地域づくり」を展開するため、スマートシティの全国での計画的な実装に向けた取組を推進している。また、令和3年4月には、関係府省が合同で、全国のスマートシティの構築・運営を支援するための導入書として「スマートシティ・ガイドブック」(*1)を作成・公表し、さらに、官民が一体となってスマートシティの取組を加速していくこととしている。

令和3年度のスマートシティ関連事業では、令和元年度に内閣府が行った「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)第2期/ビッグデータ・AIを活用したサイバー空間基盤技術/アーキテクチャ構築及び実証研究」事業の成果である、スマートシティの標準的な設計思想「共通リファレンスアーキテクチャ」(*2)を参照するとともに、スマートシティタスクフォースでの合意のもと、新たに「スマートシティ関連事業に係る合同審査会」(以下「合同審査会」という。)を設置して、提案の公募・採択・実施について、関係府省一体で取り組むこととした。

具体的には、関係府省のスマートシティ関連事業(下記(2)の5事業)について、合同審査会を設置し(事務局:内閣府科学技術・イノベーション推進事務局)、各スマートシティ関連事業の目的に沿いつつ、合同審査会の評価を踏まえ、各事業の採択を決定する。

<参考>

- *1 「スマートシティ・ガイドブック(第1版)の公開 ~Society 5.0 の社会実装に向けた一体的推進~」(内閣府科技ウェブサイト)
→ <https://www8.cao.go.jp/cstp/stmain/20210412scity.html>
- *2 「共通リファレンスアーキテクチャ」(内閣府科技ウェブサイト)
→ <https://www8.cao.go.jp/cstp/stmain/20200318siparchitecture.html>

(2) 合同で公募を行う関係府省のスマートシティ関連事業(合同審査の対象事業)

事業名	事業担当省庁・部局	支援方法
1. 未来技術社会実装事業	内閣府 地方創生推進事務局 未来技術実装担当	社会実装に向けた現地支援体制(地域実装協議会)を構築し、関係府省庁による総合的な支援を実施
2. データ連携促進型スマートシティ推進事業	総務省 情報流通行政局 地域通信振興課	補助事業として実施
3. 地域新 MaaS 創出推進事業	経済産業省 製造産業局 自動車課 ITS・自動走行推進室	委託事業として実施
4. 日本版 MaaS 推進・支援事業	国土交通省 総合政策局 モビリティサービス推進課	補助事業として実施
5. 国土交通省スマートシティモデルプロジェクト	国土交通省 都市局 都市計画課	選定された提案の応募主体と請負契約を行う予定

II. 合同で公募を行う各事業の概要

1. 未来技術社会実装事業（内閣府 地方創生推進事務局）※詳細は別紙4を参照

(1) 公募対象者（実施団体、応募者）

都道府県、市区町村

※共同提案も可とする。

(2) 公募する事業の内容

地方創生の観点から、AI、IoTや自動運転、ドローン等の未来技術を活用し、地域の課題を解決する提案（今後3年間で実装（一部でも可）が見込まれ、5年間で本格実装される事業）について、社会実装に向けた関連事業の現地支援体制（地域実装協議会）を構築し、複数の関係府省庁による総合的な支援を行う。

(3) 事業の実施期間

概ね3年間とする。

(4) 事業費（支援（補助）対象経費）等

本事業による財政面の措置はなし。（別途、令和4年度地方創生推進交付金等による各種交付金・補助金と協調した支援（各種補助金、制度的・技術的課題等に対する助言等）の実施を想定。）

2. データ連携促進型スマートシティ推進事業（総務省 情報流通行政局）

※詳細は別紙5を参照

(1) 公募対象者（実施団体、応募者）

都道府県、市町村、別紙の実施要領等に規定される一定の要件（※1）を満たす民間事業者等

※1 事業に関連する都道府県又は市区町村との間で、出資、包括連携協定、コンソーシアム組成等によりガバナンスが確立されていることを条件とする。

(2) 公募する事業の内容

別紙の実施要領及び交付要綱等に基づき、地域が抱える様々な課題の解決や地域活性化・地方創生のため、スマートシティリファレンスアーキテクチャを満たす都市OS（データ連携基盤等）や当該都市OSに接続するサービス、データ及びアセットの整備等を行う事業

(3) 事業の実施期間

別紙の実施要領及び交付要綱等に基づき、補助対象事業について、補助の交付日以降、令和3年度中の定める日（令和4年3月上旬）までに完了すること。

(4) 事業費（支援（補助）対象経費）等

別紙の実施要領及び交付要綱等に基づき、補助金の交付により支援を行う（補助率は、対象となる事業費総額の1/2以内）。

※本事業の実施内容及び応募手続の詳細については、本公募要領のほか、別紙の実施要領（「令和3年度データ連携促進型スマートシティ推進事業実施要領」）を参照。

3. 地域新 MaaS 創出推進事業（経済産業省 製造産業局）※詳細は別紙 6 を参照

(1) 公募対象者（実施団体、応募者）

まちづくりの将来像や地域の課題に対応し、新しいモビリティサービスの社会実装に向けた取組を行う法人であって、別紙の募集要領に定める要件を満たすもの

(2) 公募する事業の内容

地域において先駆的に取り組む新しいモビリティサービスの社会実装を促進するため、先進的かつ持続的な事業モデルの創出に向けた MaaS 実証を実施する事業であって、別紙の募集要領に規定されたもの

(3) 事業の実施期間

契約締結日～令和 4 年 3 月 31 日

(4) 事業費（支援（補助）対象経費）等

別紙の募集要領に基づき、本事業の経費のうち、定められた範囲の費用について、各地方経済産業局から委託費として支出する。

※本事業の実施内容及び応募手続の詳細については、本公募要領のほか、別紙の募集要領（「令和 3 年度「地域新 MaaS 創出推進事業」募集要領」）を参照。

4. 日本版 MaaS 推進・支援事業（国土交通省 総合政策局）※詳細は別紙 7 を参照

(1) 公募対象者（実施団体、応募者）

都道府県若しくは市町村（以下「地方公共団体」という。）、地方公共団体と連携した民間事業者（※ 1）又はこれらを構成員とする協議会（※ 2）

※ 1 「地方公共団体と連携した民間事業者」とは、事業を実施する地域の地方公共団体と連携協定等を締結している民間事業者が該当する。

公募申請の時点で、連携協定等を締結済み又は補助事業の交付申請までに締結予定の民間事業者を対象とする。

※ 2 協議会については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「活性化法」という。）第 36 条の 4 第 1 項に掲げる新モビリティサービス協議会であることがのぞましいが、道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 76 号）第 15 条の 4 第 2 号に基づく地域協議会や活性化法第 6 条に基づく法定協議会等において、構成員を新たに協議会の構成員として加えること等により、交付要綱に定める協議会とすることもできる。この場合において、設置要綱を改正する等の形式にこだわることなく、既存の協議会の場に、日本版 MaaS 推進・支援事業の実施に必要な関係者が実質的に参加していればよい。

当該関係者としては、新型輸送サービスを運行又は運行予定の事業者や、観光、商業、医療等他分野の事業者等が考えられる。

運営方法や設置要綱の策定等の協議会に関する事項については地域の实情に応じて協議会が定めることができる。協議会の法人格の有無は問わず、公募申請の時点で、設置済み又は補助事業の交付申請までに設置予定のものを対象とする。

(2) 公募する事業の内容

公共交通とそれ以外の多様なサービスとをデータ連携により一体的に提供することで、地域や観光地の移動手段の確保・充実や公共交通機関の維持・活性化だけでなく、地域課題の解決に寄与する MaaS への支援を行う。

(3) 事業の実施期間

引き続き事業が継続することが望ましいが、補助対象経費は、令和4年3月11日（金）までに要したものを対象とする。

(4) 補助対象経費

ア. 交通手段と、様々な移動手法・サービス（商業、宿泊・観光、物流、医療、福祉、教育、一般行政サービス等）を組み合わせる1つの移動サービスとして提供するための複数事業者間の連携基盤システムの構築に要する以下の経費

- ・連携基盤システム（ソフトウェア、クラウドサービス、アプリケーション）の購入・開発費

※事業の実施に合わせて新たに連携基盤システムを構築する場合を対象とし、システム用サーバーの初期費用及び維持管理費用は含めない。

- ・既存の連携基盤システムの機能拡張に係るシステムの改修費（既存の検索システムに予約・決済等の機能を追加する場合の連携基盤システムの改修費）

- ・他の同種のシステムとのデータ連携に係るシステムの改修費（観光、商業、医療等の交通分野以外のサービスとデータ連携するために既存システムを改修する場合の改修費）

- ・連携基盤システムの利用料

※補助対象事業の完了日までに限る。

- ・連携基盤システム導入に伴う導入設定、マニュアル作成、研修実施等に係る費用

- ・連携基盤システムのセキュリティ対策費

- ・交通施設や車両内に設置するキャッシュレス決済端末（ICカードやQRコードの読み取り機等）及び混雑情報（予測を含む。）を提供するために必要な機器（カメラやセンサー、通信機器等）の導入費用

- ・交通分野以外のサービスにおけるキャッシュレス決済端末及び混雑情報（予測を含む。）を提供するために必要な機器の設置に係る導入費用（交通手段と連携するものに限る。）

イ. MaaS 事業の効果や課題の検証を行うための調査に必要な経費

- ・連携基盤システムの導入が地域にもたらす効果や課題を地域で把握するための調査に要する費用（地域のデータの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用等）

※イに掲げる費用のみを対象とした事業については、補助金を交付しない。

※補助率は、補助対象経費の1/2以内。

予算の範囲内での補助であり、補助額が申請額を下回る可能性があることに留意すること。

5. 国土交通省スマートシティモデルプロジェクト（国土交通省 都市局）

※詳細は別紙8を参照

(1) 公募対象者（実施団体、応募者）

民間事業者等^{※1}及び地方公共団体を構成員に含む協議会（コンソーシアム）等の団体（設立予定を含む^{※2}）

※1 民間事業者等：民間事業者及び大学・研究機関等

※2 契約予定時期（8月中日処）までの設立を要件とする。

(2) 公募する事業の内容

先進的技術やデータをまちづくりに活かし、市民生活・都市活動や都市インフラの管理・活用を飛躍的に高度化・効率化することで、都市・地域が抱える課題解決につなげるスマートシティを社会実装するため、過年度に選定した先行モデルプロジェクトに加え、全国の牽引役となる先駆的なプロジェクトを募集し、社会実装に向けた実証実験を支援

(3) 事業の実施期間
令和3年度内

(4) 事業費等

- ① 各コンソーシアム等が作成している実行計画（またはそれに類するもの）に基づき行われる令和3年度に実施する実証実験に対し、「スマートシティ実証調査」による財政支援（支援額は1プロジェクトあたり2,000万円を上限とする）。
- ② 国土交通省職員等が全国のプロジェクトの経験・知見を生かし、実証実験の実施に向けた助言等の支援(ハンズオン支援)。

Ⅲ. 応募手続

(1) 応募書類

別紙3「スマートシティ関連事業応募様式」のうち、下記共通事項についてはいずれの事業に応募する場合も基本的に記載すること※1。各事業の応募書類については、応募する事業についてのみ記載すること。

※1 共通事項の4～9については当該応募事業に関連のない場合は記載不要。(未来技術社会実装事業については、1～6、9、10の書類のみ、地域新 MaaS 創出推進事業および日本版 MaaS 推進・支援事業については、1～3、10の書類のみの提出でよい。)

(共通事項)

- ・「1. 申請者情報」
- ・「2. スマートシティ関連事業への応募状況」 (応募事業、関連事業応募状況)
- ・「3. 概要」(事業のセールスポイント、対象地域の概要・ビジョン、関連事業全体の概要)
- ・「4. スマートシティ戦略」 (地域の課題、スマートシティの目標 (KPI))
- ・「5. 6. 都市マネジメント」 (運営体制、ビジネスモデル)
- ・「7. スマートシティサービス・アセット」(スマートシティサービス、スマートシティアセット)
- ・「8. 都市OS」 (機能 (サービス)、データ、データ連携、共通機能)
- ・「9. その他」 (関連法令、各地域でのルール・ガイドライン、PR ポイント)
- ・「10. スケジュール」 (中長期スケジュール)

(各事業の応募書類)

各事業の応募書類に記載すべき内容等の詳細については、別紙の各事業の公募要領等を参照

(2) 公募期間、応募書類の提出方法

公募期間：令和3年6月18日(金)～7月19日(月)15時まで

応募書類の提出方法：

- ① 下記応募フォームにて連絡者の氏名と所属団体名、メールアドレスを送付。

<https://form.cao.go.jp/cstp/opinion-0548.html>

※7月19日(月)15時までに応募書類を提出できるよう、遅くとも7月13日(火)12時までに応募フォームにメールアドレスを送付すること。

- ② 応募フォームに記載されたメールアドレスに、合同審査会の事務局及び関係府省の提出先が記載されているメールを送付。
- ③ 「合同審査会の事務局」及び、「応募する事業」の提出先に提出。

合同審査会の事務局窓口・問合せ先

内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局 (スマートシティ担当) 倉谷、渡辺
電話：03-6257-1337 (直通) (問合せ)：<https://form.cao.go.jp/cstp/opinion-0551.html>

関係府省のスマートシティ関連事業の窓口・問合せ先

1. 未来技術社会実装事業

内閣府 地方創生推進事務局 未来技術実装担当 右高、中川、上坂、上田
電話：03-6206-6175 (直通)

2. データ連携促進型スマートシティ推進事業

総務省 情報流通行政局 地域通信振興課 嶋田、山川、野木
電話：03-5253-5111 直通：03-5253-5756

mail : (問合せ) ict-town_atmark_ml.soumu.go.jp
(提出先) 各総合通信局窓口または補助金申請システム (J グランツ)
(別紙 5 の実施要領に記載)

3. 地域新 MaaS 創出推進事業

経済産業省 製造産業局 自動車課 ITS・自動走行推進室 山本、赤池
mail : (問合せ) contact_mobility_pt_atmark_meti.go.jp
(提出先) 各地方経済産業局窓口 (別紙 6 の募集要領に記載)

4. 日本版 MaaS 推進・支援事業

国土交通省 総合政策局 モビリティサービス推進課 石川、横田、福井、堀江
mail : (問合せ) hqt-mobilityservice2001_atmark_gxb.mlit.go.jp
(提出先) 各地方運輸局等窓口 (別紙 7 の公募要領に記載)

5. 国土交通省スマートシティモデルプロジェクト

国土交通省 都市局 都市計画課 大嶋、坂本 (内線 32672,32674)
電話 : 03-5253-8111 直通 : 03-5253-8411
mail : hqt-smartcity-mlit_atmark_gxb.mlit.go.jp

※迷惑メール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。
送信の際には、「@」に変更してください。

IV. 合同審査・選定

(1) 合同審査の方法

スマートシティ関連事業をより効果的・一括的に運用し、スマートシティの実装等を促進するため、内閣府において設置する合同審査会の評価を踏まえ、スマートシティ関連事業の採択を行う（8月頃見込み）。

(2) 合同審査における評価ポイント

事業毎の評価基準のほか、合同審査会では、以下のポイント进行评估する。

- ・合計2事業以上のスマートシティ関連事業に今年度応募している案件、又は過去に採択された事業に関係する案件であること
- ・新規性があり、先進的であること
- ・データ連携基盤を構築している案件、又は構築予定の案件
- ・作成するAPIを公開予定の案件

※各事業の採択要件、評価の基準等の詳細については、別紙の各事業の実施要領等に定める。

V. その他

- ・新型コロナウイルスによる影響について

新型コロナウイルスのさらなる感染拡大等の影響により各事業の実施内容等に変更が必要となった場合は、選定後に必要に応じて協議することとする。

申請者	企業・団体名	
	代表者役職・氏名	
	所在地	
連絡担当窓口	氏名(ふりがな)	
	所属(部署名)	
	役職	
	電話番号 (代表・直通)	
	E-mail	

スマートシティ関連事業への応募状況【申請者名】

【応募事業】 ※応募しない事業の行は削除すること

内閣府「未来技術社会実装事業」	事業名	
	実施団体名	
総務省「データ連携促進型スマートシティ推進事業」	事業名	
	実施団体名	※ 実施団体(補助事業者)となる地方公共団体又は民間事業者等の名称を記載 (一部事務組合又は広域連合をはじめとする連携主体(法人格を有さないコンソーシアムは含まない)が実施団体となる場合は、当該連携主体の名称を記載)
経済産業省「地域新MaaS創出推進事業」	事業名	
	実施団体名	
国土交通省「日本版MaaS推進・支援事業」	事業名	
	申請者	(例)〇〇協議会、〇〇事業実行委員会(仮称)
国土交通省「スマートシティモデルプロジェクト」	事業名	
	団体名	

【関連事業応募・採択状況】 該当する事業に○をつけること

今年度応募する事業	過去の採択事業				
	R3	R2	R1	H30	H29
内閣府「未来技術社会実装事業」					X
総務省「データ連携促進型スマートシティ推進事業」※1					
経済産業省「地域新MaaS創出推進事業」				X	X
国土交通省「日本版MaaS 推進・支援事業」※2				X	X
国土交通省「スマートシティモデルプロジェクト」					X

※1令和2年度までの施策名は「データ利活用型スマートシティ推進事業」

※2令和元年度の施策名は「新モビリティサービス推進事業」

■ 事業のセールスポイント

(提案の中で特に優れている点、それにより地域にどのような変化をもたらすかを簡潔に記載)

位置図

■ 関連事業全体の概要

■ 対象区域の概要

(名称、面積、人口等)

■ 対象区域のビジョン

(目指すべき地域の姿)

■ 地域の課題

※応募事業に関連のない場合は記載しなくても良い(詳細は別紙2参照)

※ 提案内容に関する地域の課題について記載すること

■ スマートシティの目標(KPI)

※ 個別の取組ごとではなく、取組の全体として評価

※ 提案内容のうち、戦略に基づくスマートシティによる達成目標や、各目標に対する定量的な指標など、「スマートシティリファレンスアーキテクチャ」において「スマートシティ戦略」と整理されている事項について、ホワイトペーパー第3章を参照して記載すること

■ 運営体制

※応募事業に関連のない場合は記載しなくても良い(詳細は別紙2参照)

※ 提案者のみならず、補助事業の実施に関わる者については本様式に役割、責任を明記すること
※ 協議会等の参画組織・団体も記入すること
※ 提案内容のうち、地域の持続的な推進・運営のために必要となる機能・役割の抽出やプレイヤーの選定、ステークホルダーの管理(スマートシティ推進組織)について「スマートシティリファレンスアーキテクチャ」において「都市マネジメント」と整理されている事項について、ホワイトペーパー第5章を参照し、記載すること

【各主体の役割】

	名称	役割及び責任 ※ 体制図に対応した主体別に役割を明確に記入すること
1	△△市	・ 事業計画の立案 ・ 報告書の作成をはじめとする事業全般の管理・統括業務
2	××大学	・ 協議会への参加 ・ 事業実施に係るノウハウの提供
3	××株式会社	・ 協議会への参加 ・ システム設計
4	株式会社××	・ 協議会への参加 ・ データ提供

	名称	役割及び責任
5		
6		
7		
8		

■ ビジネスモデル(費用分担等) ※応募事業に関連のない場合は記載しなくても良い(詳細は別紙2参照)

※社会実装した際に、持続可能な取組とするために工夫する点や公民で役割分担していることをモデル化して説明
※ 提案内容のうち、ビジネスモデルの構築・実行や住民を巻き込んだ地域の運営・施策の提供(スマートシティビジネス)など、「スマートシティリファレンスアーキテクチャ」において「都市マネジメント」と整理されている事項について、ホワイトペーパー第5章を参照し、記載すること

■ スマートシティサービス

※応募事業に関連のない場合は記載しなくても良い(詳細は別紙2参照)

※ 提案内容のうち、都市OS上で管理され利用者に提供されるアプリなど、「スマートシティリファレンスアーキテクチャ」において「スマートシティサービス」と整理されている事項について、ホワイトペーパー第6章を参照し、記載すること

■ スマートシティアセット

※ 提案内容のうち、都市OSが取得し得るデジタルなデータを生成するアセットなど、「スマートシティリファレンスアーキテクチャ」において「スマートシティアセット」と整理されている事項について、ホワイトペーパー第8章を参照し、記載すること

■ 都市OS(機能(サービス)、データ、データ連携、共通機能)

※ 提案内容のうち、

- ①都市OS上の各種サービスと連携する機能やAPIの提供、用途に応じた認証方法の提供、都市OSと連携するサービスの管理や機能の組合せの提供(機能(サービス))、
 - ②分散されたデータの仲介や都市OS上に保存・蓄積されたデータの管理(データ)、
 - ③都市OSに接続するアセットの管理や制御の実行、インタフェースの管理(データ連携)、
 - ④都市OSを防御するために必要なセキュリティ機能の提供、都市OSの運用に必要な監視・バックアップ・障害対策等の機能の提供(共通機能)
- など、「スマートシティリファレンスアーキテクチャ」において「都市OS」と整理されている事項について、ホワイトペーパー第7章を参照し、記載すること

※応募事業に関連のない場合は記載しなくても良い(詳細は別紙2参照)

■ 関連法令、各地域でのルール・ガイドライン

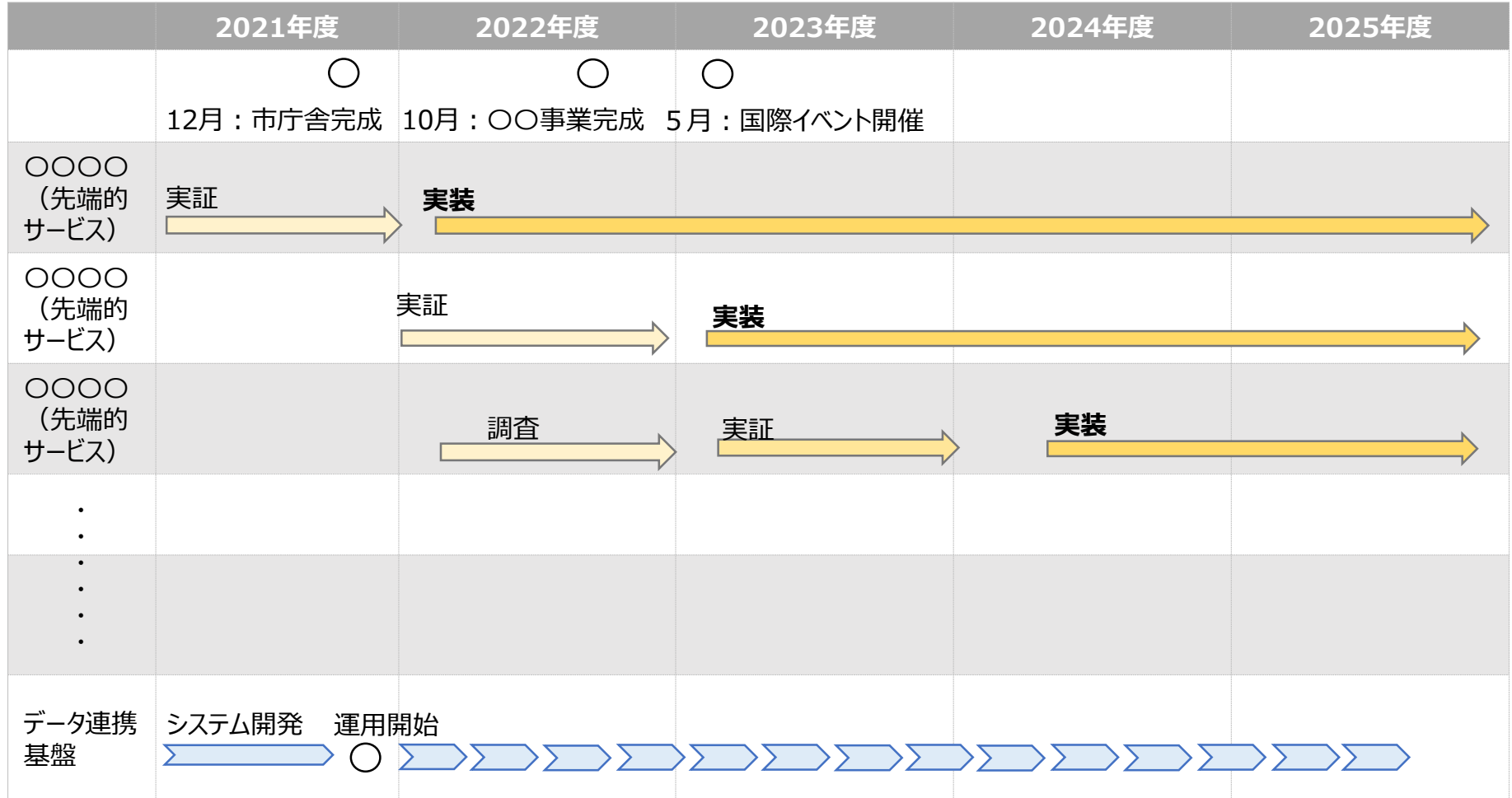
※ 提案内容のうち、スマートシティの関連法令(法令・条例)への対応や各地域でのルール・ガイドラインの策定、施策効果最大化のための制度の活用など、「スマートシティリファレンスアーキテクチャ」において「スマートシティルール」と整理されている事項について、ホワイトペーパー第4章を参照し、記載すること
(特筆すべきものがあれば)

■ PRポイント

※ ここまでの記載内容以外に、事業全体としてのPRポイントがあれば、記載すること。

■ 中長期スケジュール

※ 実施地域における中長期の全体スケジュールを整理し記入してください。
 (例)



■ 1. 技術内容(該当分野に○、複数選択可)

AI、IoT、5G、 クラウドコンピューティング、 ビッグデータ	自動運転	ロボット、ドローン、 VR/AR	キャッシュレス、 ブロックチェーン	SIP等の活用

■ 2. 地域の課題を解決するための未来技術の必要性・有効性

未来技術の 必要性・有効性	
------------------	--

※地域の課題を解決するために未来技術を活用する必要性が高い取組であるかなど、未来技術の必要性・有効性について記載すること

■ 3. 事業の創造性

事業の創造性	<p>※他の模範となるような取組、際立った創意工夫が見られる取組、過去の事例にはない特徴を有する取組、新しい視点・構想を有する取組であるかなど、事業の創造性について記載すること</p>
--------	--

■ 4. 横展開の可能性

横展開の可能性	<p>※他の地域へ成果が広がることが期待できる取組であるかなど、横展開の可能性について記載すること</p>
---------	---

■ 5. 事業により期待される効果

事業により期待される効果	<p>※単に未来技術を導入するにとどまらず、実際に当該地域の住民等が継続的に利用することにより、地域における課題(地域経済の活性化も含む)の解決・改善が図られ、地方創生に寄与する事業であるかなど、期待される効果について記載すること</p>
--------------	---

■ 6. 未来技術の社会実装に関するこれまでの事業内容

これまでの事業内容	<p>※これまでに地域の課題を解決するため、関係者等と連携しながら未来技術の社会実装に関連して取り組んだ事業の内容について記載すること</p>
-----------	---

■ 7. 今後の事業計画

本格実装に至るまでの事業内容・実施計画(令和7年度まで)

※令和7年度までの事業内容を『P4「地域の課題」』におけるそれぞれの課題に対応する形で記載すること
※実施計画は、年度ごとの計画を具体的に記載すること

※今後3年間で実装(一部でも可)を見込み、5年間で本格実装する(事業化され自走する)内容(姿・目標)について記載すること

■ 8. 支援を必要とする省庁及びその理由

支援を必要とする省庁及びその理由(2つ以上に○を付けてください。)

内閣府・内閣官房	警察庁	金融庁	総務省	文部科学省
厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省
省庁名	理由			

活用している又は活用を想定している国の事業(スマートシティ関連事業以外の事業)がある場合は記載してください。
(令和3年度未来技術社会実装事業の募集について(記者発表資料)の添付資料1及び添付資料2などをご参照ください。)

省庁名	事業名

提案タイトル	
提案者	活用技術
〇〇県〇〇市	※未来技術社会実装事業募集要領 2(2)に示されている技術のうち、該当する技術をご記載ください

■ **背景・課題** ※提案事業の目指す将来像、解決すべき課題をそれぞれ2行程度で簡潔に記載すること。

- 目指す将来像
- 解決すべき課題

■ **実装を目指す主な事業内容** ※本格実装を目指す事業について、2~4行程度で簡潔に概要を記載すること。
(事業内容の数に応じて、適宜枠の数を調整してください)

○事業: 〇〇〇

活用技術	事業概要
〇〇	・
△△	・
××	・

○事業: 〇〇〇

活用技術	事業概要
〇〇	・
△△	・
××	・

この部分には、事業イメージ図や、これまでの実証実験の写真などを掲載ください。

図・写真の下にはタイトルも記載

※内閣府地方創生推進事務局HPに掲載の「未来技術社会実装事業(令和2年度選定)について(令和2年7月31日)」添付資料2を参照(https://www.chisou.go.jp/tiiki/kinmirai/pdf/r2_m_sentei.pdf)し、記載すること。

事業名		
事業費		〇億〇,〇〇〇万円 ※補助金の交付申請額ではなく、事業費を記載すること
提案者	実施団体名	※ 実施団体(補助事業者)となる地方公共団体又は民間事業者等の名称を記載 (一部事務組合又は広域連合をはじめとする連携主体(法人格を有さないコンソーシアムは含まない)が実施団体となる場合は、当該連携主体の名称を記載)
	代表者名	※ 代表となる地方公共団体又は民間事業者等の代表者(市町村長、社長など)の氏名・役職を記載 (一部事務組合又は広域連合をはじめとする連携主体の場合は、当該連携主体の代表者の氏名・役職を記載)
	実施団体の属性	<input type="checkbox"/> 地方公共団体 <input type="checkbox"/> 民間事業者等 ※ 上記のいずれかにチェック(■)を入れること ※ 民間事業者等の場合、事業に関連する都道府県又は市町村との間で、出資、包括連携協定又はコンソーシアム組成等によりガバナンスが確立されていること
	プロジェクトリーダー(所属・役職・氏名)	〇〇市〇〇部〇〇課 (役職) 総務 太郎 (そうむ たろう) 〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇1-1-1 電話: 00-0000-0000 メール: xxxx@xxxxxxxxxxxx ※ プロジェクトリーダーは、実施団体に所属している者とする
	共同実施団体名	※ 実施団体ではないものの、システム構築の調達先候補や検討会の構成員等として実施団体と共同して事業を実施する団体をすべて記載

注) 1枚に収めること

【連絡担当者】

No	名称	連絡先 ※所属、役職、氏名、(所属先の)住所、電話番号、メールアドレスを記入。プロジェクトリーダーと同一、もしくは複数名記載でも可。
1	△△市	〇〇部〇〇課 (役職) 日本 太郎 (日本 たろう) 〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇 1-1-1 電話：00-0000-0000 メール：xxxx@xxxxxxxxxxxx
2	××大学	〇〇部〇〇課 (役職) 日本 次郎 (にほん じろう) (役職) 日本 三郎 (にほん さぶろう) 〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇 1-1-1 電話：00-0000-0000 メール：xxxx@xxxxxxxxxxxx, xxxx@xxxxxxxxxxxx
3	××株式会社	〇〇部門〇〇担当 (役職) 日本 花子 (にほん はなこ) 〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇 1-1-1 電話：00-0000-0000 メール：xxxx@xxxxxxxxxxxx
4		

実施地域	〇〇県〇〇市、〇〇地区等	事業費	0,000万円
実施主体	〇〇県〇〇市、〇〇株式会社等		
事業概要	※本事業を実施する地域が抱える課題(=本補助事業で解決していく課題)・本事業の概要を2~5行で簡潔に記載ください。		

取組内容
※本事業で実施する取組を具体的に記載ください。
図表 (任意)

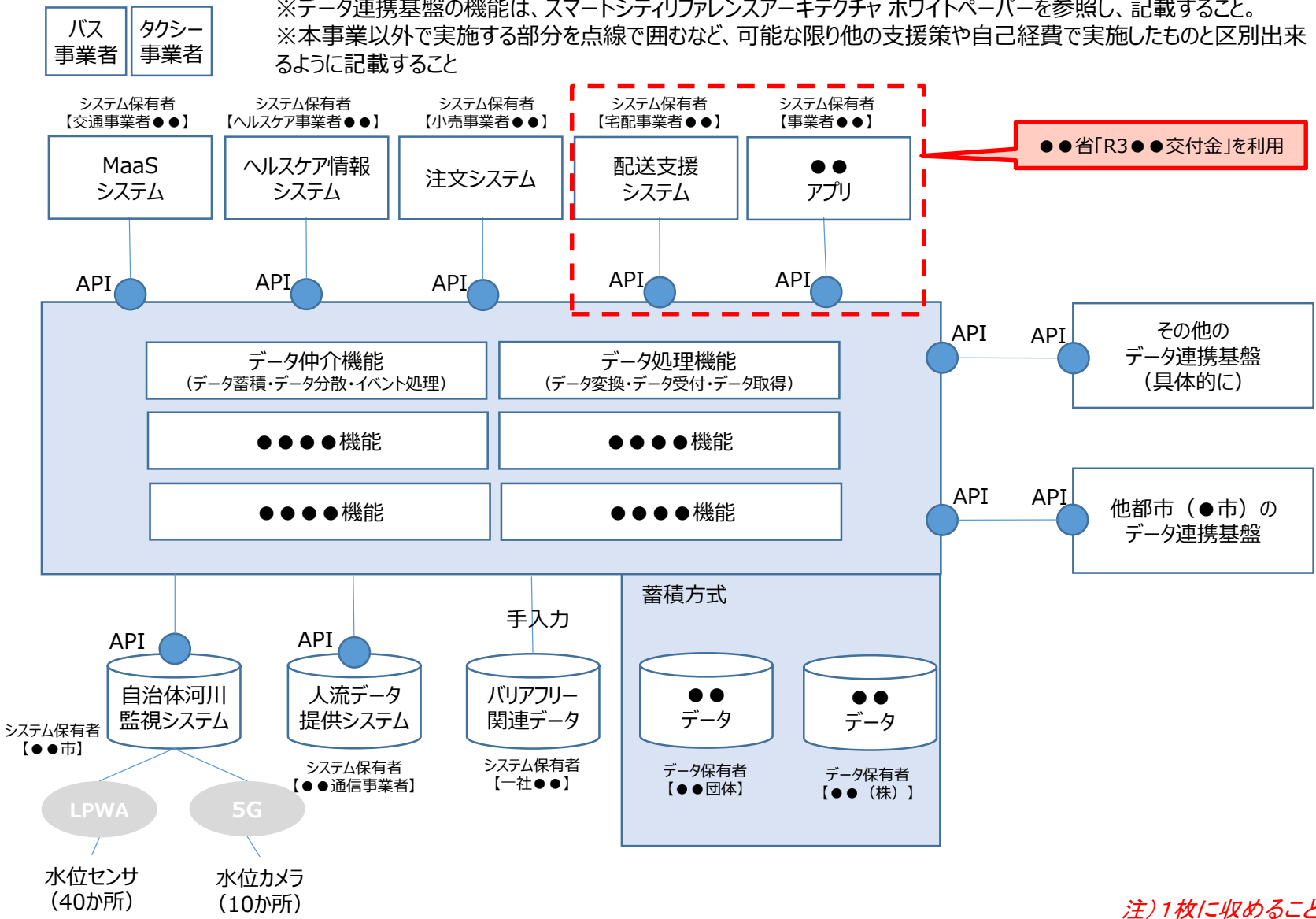
実施体制図
関係するステークホルダーを含む実施体制図を記載ください。
※1 サービス事業者、ベンチャー企業、大学・高専等の研究教育機関及び市民など多様な主体が参画する場合は明確にすること。

システム構成図
システム構成図(アセット層、データ層、都市OS層、サービス・アプリ層の関係が分かるもの)を記載ください。
※1 本事業以外で実施する部分を点線で囲むなど、可能な限り他の支援策や自己経費で実施したものと区別出来るように記載すること
※2 取組内容と整合性の取れた図を記載すること
注)1枚に収めること

システム構成図

※様式は参考。現時点で想定するシステム概要を可能な限り具体的に記載すること。
 ※5G又はAIを使う場合は、システム構成図にて関係性を示すこと。特に、使用目的が分かるよう記載すること。
 ※APIがREST/JSON以外の場合には、具体的に記載すること。
 ※データ連携基盤の機能は、スマートシティリファレンスアーキテクチャ ホワイトペーパーを参照し、記載すること。
 ※本事業以外で実施する部分を点線で囲むなど、可能な限り他の支援策や自己経費で実施したものと区別出来るように記載すること

サービス
データ連携基盤
データ・アセット



注) 1枚に収めること

■ 総務省事業の目的・目標

1. 事業の目的

<地域の現状・課題>

○○○

<事業の概要>

○○○

<事業の目的・効果>

○○○

<ニーズ調査の結果と事業に反映した内容>

○○○



- ※ 地域が抱える課題、補助事業の最終的な目的及び補助事業完了後に想定される効果について分かりやすく記載すること。
- ※ また、実現する機能・サービスの利用意向等のニーズ調査の実施が必要。ニーズ調査の結果を踏まえた点も記載すること。もし、ニーズ調査が未実施の場合には、事業開始後1ヶ月程度までにはニーズ調査を完了し、事業に適切に反映させること。
- ※ その他アピールすべき項目があれば記載すること。

2. 達成目標

○○○

- ※ 補助事業で達成すべき目標を可能な限り明確かつ定量的に表に記載すること。また、実現する機能・サービス等の利用状況を把握可能な指標と、その指標に関する事業実施年度及び事業終了後5年間の達成目標も記載すること。

	事業終了後5年後達成目標 (数値目標)	事業終了年度の達成目標 (数値目標)	現状	設定理由及び効果
1				
2				
3				
・ ・ ・	...			

注) 1枚に収めること

■ 構築する都市OS（データ連携基盤等）

<構築する都市OSの種類>

○○○

※ 都市OSの種類(製品名、サービス名、スクラッチ開発など)を記載して下さい。

<予定しているベンダー候補>

○○○ (理由:)

※ 事業者の候補を候補とした理由も記載して下さい。

<運用体制>

所有者: ○○○

運営者: ○○○

保守管理者: ○○○

その他

※ データ連携基盤をどのように運用していくのか詳細かつ具体的に記載すること。

<予定コストとマネタイズ>

イニシャルコスト: ○○○円

ランニングコスト: ○○○円

マネタイズの手法: ○○○

※ (事業費全体ではなく)都市OSに限ったイニシャルコスト及びランニングコストの金額と、どのようにマネタイズを実施するのか記載して下さい。

<● ● >

○○○

※ どのような機能・サービスを実現するデータ連携基盤を構築するのか等を詳細かつ具体的に記載すること。

※ データ連携基盤を構築する前に、データ連携基盤に求められている機能について、ニーズ調査を実施する必要がある。その結果を踏まえて、構築するデータ連携基盤の仕様を定めること。

※ 「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」(2018年12月10日関係省庁申合せ)等に留意し、サプライチェーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策を講ずること。

！ 注意点！

総務省「データ連携促進型スマートシティ推進事業」は、データ連携基盤(都市OS)及びソリューションの実装に対する補助を行うものであることに留意すること(実証事業ではない)。また、本事業で構築したデータ連携基盤及びソリューションは最低5年間は運営し続ける必要がある。

図
(任意)

■ 活用するデータとサービス

【データ・サービス相関表】

サービス	分野	都市OS	データ	分野	区分	ストア先（管理者）
■ ゴミ収集車の効率的なルート設定 - 通行止めなどのデータを踏まえつつ、空のゴミ箱をルートに含まない効率的なルートをリアルタイムで決定	⑩環境・エネルギー	←	各ゴミ箱の容量データ	⑩環境・エネルギー	④非パーソナルデータ Aセンシングデータ	
		←	通行止め等の道路交通データ	⑥交通・モビリティ	④非パーソナルデータ Dその他（交通センター情報）	
■ 道路交通情報（電光表示板等） - 収集データを元に、目的地までの所要時間をスマートフォンや電光表示板に表示し、混雑緩和を図る	⑥交通・モビリティ	←	・バス車内混雑情報 ・バス停間所要時間	⑥交通・モビリティ	①オープンデータ Aセンシングデータ	社内データベース （●●バス） ⇒市オープンデータサイト（●●市）
■ 混雑緩和観光ルート作成 - 観光需要ピーク時に混雑緩和できる観光ルートや、集客を行うための観光施策の検討	⑤観光・地域活性化	←				
■ 大規模災害時シミュレーション【R4予定】 - 大規模災害発生時の人や車の動きをシミュレーションし、防災計画として臨時避難所や避難誘導等を検討	①防災	←	記載例			

※ どの分野のどのようなデータを収集・分析等を行った上で、どういったサービスに活用するのか、具体的に記載すること。なお、令和4年度以降の予定を記載する場合には、その旨が分かるよう記載すること。

※ 分野横断的にデータを利用するサービスを展開する場合は、その詳細を記載すること。（加点評価する）

【分野の一覧】

①防災、②セキュリティ・見守り、③インフラ維持管理、④都市計画・整備、⑤観光・地域活性化、⑥交通・モビリティ、⑦物流、⑧健康・医療、⑨農林水産業、⑩環境・エネルギー、⑪教育、⑫行政、⑬支払い、⑭コロナ対策、⑮その他

【区分の一覧】

①オープンデータ、（以下オープンデータ以外の）②パーソナルデータ（個人情報）、③パーソナルデータ（匿名加工情報等）、④非パーソナルデータ Aセンシングデータ、B購買情報、C地理空間データ、Dその他（手入力など）

注) 必要に応じ、適宜枚数を追加すること

■ 活用するデータとサービス

【具体的なサービス等の詳細】

1. (例) ドローン宅配
○○○

図表
(任意)

- ※ サービス等の内容を具体的に記載すること。なお、都市OSとの関係性についても明確に記載すること。
- ※ 個人情報等機密性の高い情報等をどのようなセキュリティポリシーに従って取り扱うか、セキュリティポリシー等の所管部局・部署と十分に協議をしたか、外部委託を行う場合を含めて必要な情報セキュリティ対策が講じられているかなどを詳細かつ具体的に記載すること。
- ※ 先端技術(5G、AI等)を用いる場合は、その詳細を記載すること。(加点評価する)

注) 必要に応じ、適宜枚数を追加すること

■ (1)「適合性」

注)必要に応じ、図表を追加すること

① 【必須】	(1) 都道府県、(2) 市町村（一部事務組合又は広域連合を含む）、(3) 法人格を有する組織のいずれかであること。ただし、(3) 法人格を有する組織が実施団体となる場合には、事業に関連する都道府県又は市区町村との間で、出資、包括連携協定、コンソーシアム組成等によりガバナンスが確立されていること
	<記載例> ・提案者である〇〇株式会社は(3)に該当するものであり、令和2年度〇月にスマートシティの推進について〇〇市と「～協定」を締結しており…
② 【必須】	【リファレンスアーキテクチャ】 「スマートシティリファレンスアーキテクチャ ホワイトペーパー」に基づき、スマートシティの構成要素が明確に整理されており、可視化されていること
	<記載例> ・応募様式共通部分に記載のとおり「スマートシティリファレンスアーキテクチャ ホワイトペーパー」に準拠している。
③ 【必須】	【3つの基本理念：市民（利用者）中心主義】 “Well-Beingの向上”に向け、市民目線を意識し、市民自らの主体的な取組を重視していること
	<記載例> ・〇〇市は従来より〇〇という課題がある。この課題解決に向け、市民と共同で…

■ (1)「適合性」

注)必要に応じ、図表を追加すること

④ 【必須】	<p>【3つの基本理念：ビジョン・課題中心主義】 実施地域において策定した総合計画や地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略などの各種戦略に沿ったものであり、事業の実施が同戦略の推進に寄与すること</p> <p><記載例> ・〇〇市は従来より〇〇を推進してきているところであり、〇年〇月に策定した「地方版総合戦略」においても、重要な柱立ての1つとして盛り込まれている。本事業は同戦略の実現に向けて、〇〇という観点において寄与するものであり・・・</p>
⑤ 【必須】	<p>【3つの基本理念：ビジョン・課題中心主義】 事業の実施を通じて期待される事業の成果が明確に示されており、地域の課題解決に資する根拠が明確に示されていること</p> <p><記載例> ・事業費〇万円に対して、〇〇をはじめとする波及効果としてコスト換算を行うと〇万円の効果を見込んでおり・・・ ・また、本事業を行うことにより、〇〇という地域課題が〇〇という観点から解決することができると見込んでおり・・・</p> <div data-bbox="1174 1053 1798 1310" style="text-align: center; background-color: #cccccc; padding: 20px;"> <p>図表 (任意)</p> </div>

■ (2)「具体性・実行性」

注)必要に応じ、図表を追加すること

① 【必須】	<p>【実施計画】 実施体制、事業スケジュール等を含めて事業の実施計画が効率的に組み立てられており、翌年度以降の事業計画等の確実な実施・運営が見込めること</p> <p><記載例> ・事業に係る推進体制として、令和3年〇月に「〇〇協議会」の設立を予定しており、当該協議会のメンバーである、〇〇市及び関係団体からは既に内諾を頂戴しており… (※実施体制に関する事項)</p>
② 【必須】	<p>【推進体制】 首長がリーダーシップを発揮しているなど、地域において自立的・持続的に事業を行い、継続的な改善を図る体制が確立されていること</p> <p><記載例> ・令和4年度4月からの自走に向けて、令和4年3月を目途に事業継続及び更なる普及展開に向けた法人を設立し… ・〇〇市長の指示のもと、部署横断で取り組む体制ができており…</p>
③	<p>【多様な主体の参画】 サービス事業者、ベンチャー企業、大学・高専等の研究教育機関及び市民などが参画していること</p> <p><記載例> ・〇〇市、〇〇企業、〇〇大学、〇〇高専などが参画する「〇〇協議会」を設立予定であり、当該体制において事業を推進するとともに、ハッカソンやワークショップなどを開催するなかで市民参画を促し、市民含む多様な主体の声を事業に反映しつつ… ・地元の〇〇企業や〇〇大学など、様々な主体が参画する意図を示しており、具体的には、〇〇企業は〇〇データを活用した〇〇サービスの開発・提供を行ったり、〇〇大学は〇〇データを活用した〇〇技術の研究開発を行ったりするなど、多様なニーズが届いており…</p>

■ (3)「継続性」

注)必要に応じ、図表を追加すること

① 【必須】	<p>【継続性の確保】 本事業により補助を受け実装したシステム等は、少なくとも5年間使い続ける見込みがあること</p>
	<p><記載例> ・本事業で構築した都市OSは、5年間以上使用することとしている。また、令和5年度より〇〇システムの拡張を行う予定であり…</p> <p>※注意※ 5年間の運用継続がなされない場合、補助金返還が必要であることを留意されたい。</p>
	<p>②</p> <p>【資金的持続性の確保】 利用者課金、民間資金の投入などを積極的に行い（見込み含む）、資金的持続性を確保していること</p> <p><記載例> ・令和3年度では〇〇市の予算化により自己負担分を支出するとともに、翌年度において運用資金を確保するため、〇〇銀行や〇〇株式会社から事業実施に係る出融資の支援を頂ける見込み（総計〇〇円程度）であり、更に利用料徴収による〇〇円の収入やデータ売買による〇〇円の収入も見込んでおり…（※資金計画や翌年度以降の事業計画に関する事項）</p> <div style="text-align: center; background-color: #cccccc; padding: 20px; margin: 20px auto; width: 50%;">表 (任意)</div>
<p>③</p> <p>【事業費】 リースやレンタルを活用することなどにより、事業費の低減が図られていること</p> <p><記載例> ・〇〇に関してはリースによる調達を予定しており、… ・〇〇機器については、レンタルに比較し購入する方が5年間で〇〇万円低廉に抑えることができるため…</p>	

■ (4)「汎用性・発展性」

注)必要に応じ、図表を追加すること

①

【必須】

【ロックインの排除】

構築したベンダー以外の企業も都市OSを運用・改修することができるように配慮されていること

<記載例>

- ・ 地元の〇〇企業や〇〇大学など、様々な主体が参画する意図を示しており、具体的には、〇〇企業は〇〇データを活用した〇〇サービスの開発・提供を行ったり、〇〇大学は〇〇データを活用した〇〇技術の研究開発を行ったりするなど、多様なニーズが届いており…
- ・ こうしたニーズを踏まえ、収集したデータを原則無償で提供（データを活用した営利事業の場合であって事業収益が得られた場合はその事業者から利用料を徴収することなどを検討）するとともにAPIも公開し…
- ・ また、構築したベンダー以外の企業も都市OSを運用・改修ができるよう、〇〇をする予定であり…

②

【必須】

【5つの基本原則：相互運用性・データ流通】【拡張容易性】

実装する都市OSは、データ流通を可能とし、拡張容易性を有するものであること

<記載例>

- ・ 翌年度は〇〇というサービスの提供を予定しており、〇〇機能を都市OSに追加する予定である。また、近隣の〇〇市のオープンデータも扱うことができるよう…

図表
(任意)

■ (4)「汎用性・発展性」

注)必要に応じ、図表を追加すること

③	<p>【オープンAPI】 APIをスマートシティ官民連携PFサイト上のAPIカタログサイトに公開すること</p>
【必須】	<p><記載例> ・スマートシティ官民連携PFサイトにおいてAPIを公開するとともに、〇〇市が保有する〇〇サービスや〇〇プラットフォームとAPI接続を行う予定であり…</p>
④	<p>【クラウド・バイ・デフォルト原則】 都市OS及びアプリケーションをクラウド上で構築すること。</p>
【必須】	<p><記載例> ・拡張可能性を考慮したシステム設計をするとともに、クラウド上で構築するようベンダへ発注予定であり…</p>
⑤	<p>【データモデル】 データフォーマットについて、標準化されたフォーマットがある場合はそのフォーマットを使用すること</p>
	<p><記載例> ・〇〇データと〇〇データについては（独）情報処理推進機構が策定した「共通語彙基盤」を、〇〇データと〇〇データについては「スーパーシティ/スマートシティの相互運用性の確保に関する検討会 最終報告書」に基づくデータフォーマットを使用する予定である。</p>


■ (5)「先進性」

注) 必要に応じ、図表を追加すること

①	<p>【先端技術】 AI、5G等先端技術を活用をすることにより、社会的な課題や要求に対応していること</p>
	<p><記載例> ・〇〇という課題を解決するため、AIを用いて〇〇データを解析し…</p> <div data-bbox="444 542 1497 1292" style="background-color: #cccccc; text-align: center; padding: 100px 0;"><p>図表 (任意)</p></div>

■ (6)「その他」

注)必要に応じ、図表を追加すること

① 【必須】	<p>【5つの基本原則：セキュリティの確保】 スマートシティセキュリティガイドライン（第2.0版）を参考としながら適切なセキュリティ対策を実施すること</p>
	<p><記載例> ・スマートシティセキュリティガイドライン（第2.0版）※を参考に適切なセキュリティ対策を実施する。詳細は後出のスマートシティセキュリティガイドライン導入チェックシートに記載。</p> <p style="text-align: right;">※公募開始時点は意見募集中のもの</p>
② 【必須】	<p>【サプライチェーンリスク】 都市OS、機材、端末などがサプライチェーンリスクを考慮したものであること</p>
	<p><記載例> ・都市OS、機材、端末などはサプライチェーンリスクが考慮されたものを調達することとしており、</p>
③ 【必須】	<p>【5つの基本原則：プライバシーの確保】 プライバシー影響評価（PIA）を実施するなど、プライバシーを確保したものであること</p>
	<p><記載例> ・本事業実施前にプライバシー影響評価（PIA）を実施することとしており…</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">  <p>図表 (任意)</p> </div>

注)必要に応じ、図表を追加すること

■ (6)「その他」

④	<p>【3つの基本理念：分野間連携】 都市OSを介したデータを分野間連携（※）していること ※ ①one to many（1分野のデータを複数分野で利用）パターン、②many to one（複数分野のデータを1分野で利用）パターン</p> <p><記載例> ・〇〇データを、都市OSを介することにより、〇〇分野と〇〇分野に活用することとしており…</p>
⑤	<p>【3つの基本理念：都市間連携】 事業の実施に当たり、複数の地域で都市OSの共同利用又は接続を行うなど、都市間連携を目指した取組であること</p> <p><記載例> ・本事業で構築した都市OSについては、令和3年度より〇〇市、〇〇市と共同で利用する予定であり、負担金として各市から〇円を…</p>
⑥	<p>【コロナ対策】 新型コロナウイルス感染症の対策に資するものであること</p> <p><記載例> ・〇〇サービスの導入により新型コロナウイルス感染症の対策に資する。具体的には…</p> <div data-bbox="1207 1092 1825 1349" style="text-align: center; background-color: #cccccc; padding: 20px;">図表 (任意)</div>

事業スケジュール

■ 事業スケジュール

※ 事業ごとに各実施項目の手順が分かるように整理し記入してください。

(例)

	2021年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2022年 1月	2月	3月
ア) 都市OS整備 (事業費：〇〇万円)	1. 全体計画作成・調査				2. 設計		3. 構築				4. 稼働(実装)	
イ) 〇〇アプリ開発 (事業費：〇〇万円)	1. 全体計画作成・調査				2. 設計		3. 構築				4. 稼働(実装)	
ウ) 〇〇サービス開発 (事業費：〇〇万円)	1. 全体計画作成・調査				2. 設計		3. 構築				4. 稼働(実装)	

！ 注意点！

総務省「データ連携促進型スマートシティ推進事業」は、データ連携基盤(都市OS)及びソリューションの実装に対する補助を行うものであることに留意すること(実証事業ではない)。また、本事業で構築したデータ連携基盤及びソリューションは最低5年間は運営し続ける必要がある。

継続して運用しない場合、補助金の返還を求める可能性もあることも留意すること。

注) 1枚に収めること

項目	積算内容	金額 [円]
1. 直接経費	例)	
I. 物品費 (※1)		*,***,***
1. 設備備品費	機器名 (単価・個数を記載、リース・レンタルの場合は期間も記載)	** ,***
2. 消耗品費	〇〇部品 * ,***円×数量	** ,***
II. 人件費・謝金 (※2、3)		*,***,***
1. 事業担当者費	* ,***円×***人・時	** ,***
2. 事業補助者費	* ,***円×***人・時	** ,***
3. 謝金	〇〇に関する謝金	** ,***
III. 旅費 (※3)		* ,***,***
1. 旅費	(東京-〇〇間) ** ,***円×*人・回	** ,***
2. 委員等旅費	(東京-〇〇間) ** ,***円×*人・回	** ,***
3. 委員等調査費	(東京-〇〇間) ** ,***円×*人・回	** ,***
IV. その他		* ,***,***
1. 外注費 (※1)	保守費、改造修理費、業務請負等	** ,***
2. 印刷製本費	印刷・製本代等	** ,***
3. 会議費	会場借料等	** ,***
4. 通信運搬費	回線使用料 * ,***円×*ヶ月	** ,***
5. 光熱水料	光熱費 * ,***円×*ヶ月	** ,***
6. その他 (諸経費)	※詳細に記入のこと。	** ,***
合計	I + II + III + IV	** ,***,***

(1円未満は端数切捨)

2. 一般管理費 (※4)	(I + II + III + IV) × 一般管理費率 **.*%	*,***,***
---------------	------------------------------------	-----------

3. 総額	1. 直接経費 + 2. 一般管理費	** ,***,***
-------	--------------------	-------------

《注意事項》

(※1) 「I. 物品費」及び「IV. 1. 外注費」については根拠となる見積書を添付すること。

(※2) 提案者が地方公共団体の場合、事業担当者及び事業補助者の人件費は計上できない。

(※3) 人件費を積算に含む場合、時間単価は、各事業担当者・事業補助者ごとの健康保険等級等を元に、別紙の人件費標準単価表に基づき積算すること。

(※3) 提案者が地方公共団体の場合、地方公共団体職員の旅費は計上できない。

(※4) 提案者が地方公共団体の場合、一般管理費は計上できない。

■ カテゴリ1 ガバナンス

項目	チェック欄	補足説明欄（任意）
①セキュリティに関するポリシーの策定		
ガバナンス①-1：情報セキュリティ基本方針を策定する 目的や対象範囲など基本的な事項のほか、セキュリティを担保するための取組方針が記載された情報セキュリティ基本方針を策定する	①既に対応済み ②対応予定（〇月） ③対応の予定なし ※当てはまる番号を記載ください。	
ガバナンス①-2：セキュリティ対策基準を策定する 組織体制や情報資産の分類・管理に関する項目のほか、管理的及び技術的なセキュリティ対策等について具体的な遵守事項や判断基準等を定めたセキュリティ対策基準を策定する		
ガバナンス①-3：データ取扱い基準を策定する スマートシティで取り扱われるデータを分類するとともに、適切なデータの取扱いに関する事項や、法令等への対応等を定めたデータ取扱い基準を策定する		
ガバナンス①-4：インシデント対応手順を策定する インシデント対応に関与する関係主体やそれぞれの責任範囲の明確化、連絡体制や連絡先などの整備、対応における判断基準やインシデント対応フロー等のインシデント対応手順を策定する		
ガバナンス①-5：事業継続計画を策定する 障害やセキュリティ事故等が発生した際にどの機能を優先して保護するかといった判断基準や、スマートシティ事業継続のための役割分担、対応手順等を定めた事業継続計画を策定する		
ガバナンス①-6：委託先や提携先の評価基準を策定する セキュリティ管理体制やセキュリティに関する第三者認証の取得有無等、外部委託等を実施する際に求めるべき内容や選定条件などを定めた評価基準を策定する		
ガバナンス①-7：リスクアセスメントを実施する スマートシティの全体構成や守るべき機能や情報資産を踏まえ、リスク評価を実施する		
ガバナンス①-8：法令やガイドライン等との整合性を確認する スマートシティのセキュリティに関するポリシー策定時に、自身のスマートシティにおいて遵守することが求められる法令を把握する。また、それらの法令が遵守できる形でガイドラインを参考としながらポリシーを策定する。		
②マルチステークホルダへのポリシーの浸透		
ガバナンス②-1：ポリシーを遵守するためのセキュリティ要件を調達仕様書に反映する セキュリティに関するポリシーに則り、情報セキュリティの管理体制の構築やセキュリティインシデントへの対処などのセキュリティ要件を調達仕様書に反映させる		
ガバナンス②-2：データ取扱い基準を契約・規約に反映する データの流通や利活用における取扱いについて、データ取扱い基準で定めた内容を委託先や提携先との契約・規約に反映する		
ガバナンス②-3：契約・規約で責任範囲を明確化する システムの責任分界点とデータの責任分界点を委託先や提携先との契約・規約の中で明確化する		
③ガバナンス維持のための取組		
ガバナンス③-1：継続的なリスクアセスメントの実施とセキュリティに関するポリシーの見直しを実施する 提供するサービスの変化や脅威の拡大等に応じ、継続的にリスクアセスメントを実施し、セキュリティに関するポリシーの見直しを実施する		
ガバナンス③-2：セキュリティ対策への適切な投資を継続的に実施する セキュリティの維持・向上を図るため、セキュリティ対策への適切な投資を継続的に実施する		

■ カテゴリ2 サービス

項目	チェック欄	補足説明欄 (任意)
① サービス個別でのリスクアセスメントの実施		
サービス①-1: それぞれのサービスにおいてリスクアセスメントを実施する 個々のサービスにおいて守るべき情報資産や機能を特定した上で、リスクアセスメントを実施する		
② 外部からの攻撃等を防ぐセキュリティ対策		
サービス②-1: サービスへのアクセス制御を実装、運用する 外部からサービスに関わるシステムに通信をする場合は、ファイアウォール等を実装し、適切なアクセス制御を実装する		
サービス②-2: 適切な権限設定を実施し、管理する 必要な人や役割などに限定した権限設定を行い、アカウントの一覧表を作成し、定期的に棚卸しするなどして適切に管理する		
サービス②-3: 認証機能を実装する アクセスした人が本人であるかを確認するための認証機能を実装する		
サービス②-4: セキュリティ監視を実施する IDSやIPS、WAFなどを設置し、外部からの不正なコマンドが含まれた通信等のシステムへのサイバー攻撃を監視する		
③ セキュリティインシデント発生の未然防止のためのセキュリティ対策		
サービス③-1: サービスの企画・設計・開発工程における脆弱性を排除する セキュア設計やセキュアコーディング、サービスイン前のセキュリティテストや脆弱性診断などによってサービスの企画・設計・開発工程における脆弱性を排除する		
サービス③-2: 脆弱性診断や情報収集等で継続的に脆弱性を把握し、対応する 定期的な脆弱性診断の実施や、継続的な脆弱性情報の収集によって自システムの脆弱性を把握しつつ、構成情報を適切に管理し、それらの情報を元に適切にバージョンアップやセキュリティパッチの適用等の対策を実施する		
サービス③-3: 運用管理端末へのセキュリティ対策を実施する システムへ直接アクセスが可能な運用管理端末は、当該端末へのアクセス制御と認証の導入をした上で、ウイルス対策ソフトの導入、OS等の脆弱性への対応、物理的なアクセス制限等の対策を実施する		
④ インシデント発生時に備えたセキュリティ対策		
サービス④-1: 外部との通信やデータの暗号化を実施する 外部との通信やシステムに保存されるデータは十分な強度の暗号アルゴリズムで暗号化を実施する		
サービス④-2: 定期的にバックアップを取得する システムの構成情報や重要なデータは定期的にバックアップし、災害や復旧を踏まえた保管を行う		
サービス④-3: 証跡確保のためのログを取得する 証跡を確保するための様々なログを取得し、適切に保管する		

■ カテゴリ3 都市OS

項目	チェック欄	補足説明欄 (任意)
① セキュリティに関するポリシーの策定		
都市OS①-1: 都市OSへのアクセス制御を実装、運用する 外部から都市OSに関わるシステムに通信をする場合は、ファイアウォール等を実装し、適切なアクセス制御を実装する		
都市OS①-2: 適切な権限設定を実施し、管理する 必要な人や役割などに限定した権限設定を行い、アカウントの一覧表を作成し、定期的に棚卸しするなどして適切に管理する		
都市OS①-3: 認証機能を実装する アクセスした人が本人であるかを確認するための認証機能を実装する		
都市OS①-4: セキュリティ監視を実施する IDSやIPSを設置し、不正なコマンドが含まれた通信等のシステムへのサイバー攻撃を監視する		
② セキュリティに関するポリシーの策定		
都市OS②-1: 都市OSの企画・設計・開発工程における脆弱性を排除する 都市OSを構成するシステムの企画・設計・開発等の各段階においてセキュリティを検討・実施する		
都市OS②-2: 脆弱性診断や情報収集等で継続的に脆弱性を把握し、対応する 定期的な脆弱性診断の実施や、継続的な脆弱性情報の収集によって自システムの脆弱性を把握しつつ、構成情報を適切に管理し、それらの情報を元に適切にバージョンアップやセキュリティパッチの適用等の対策を実施する		
都市OS②-3: 運用管理端末へのセキュリティ対策を実施する システムへ直接アクセスが可能な運用管理端末は、当該端末へのアクセス制御と認証の導入をした上で、ウィルス対策ソフトの導入、OS等の脆弱性への対応、物理的なアクセス制限等の対策を実施する		
③ インシデント発生時に備えたセキュリティ対策		
都市OS③-1: 外部との通信やデータの暗号化を実施する 外部との通信やシステムに保存されるデータは十分な強度の暗号アルゴリズムで暗号化を実施する		
都市OS③-2: 定期的にバックアップを取得する システムの構成情報や重要なデータは定期的にバックアップし、災害や復旧を踏まえた保管を行う		
都市OS③-3: 証跡確保のためのログを取得する 証跡を確保するための様々なログを取得し、適切に保管する		
④ 推進主体からの要求に応じた適切なクラウドサービスの利用		
都市OS④-1: クラウドサービスの利用者と提供事業者間の責任分界点を把握する クラウド基盤としてIaaS/PaaSを利用する場合、責任分界点について正確に把握し、それに応じたセキュリティ対策を実施する		
都市OS④-2: データロケーションに関する推進主体からの要求事項に対応する クラウド基盤を利用する場合、都市OS上で取り扱うデータの種類や適用される法令を理解した上で、クラウドの設置場所（リージョン）に関する推進主体からの要求事項に対応できているかを確認し利用する		
都市OS④-3: 複数リージョン選択等により、可用性を担保する クラウド基盤を利用する場合、障害や復旧の観点から複数リージョンの選択を検討する		

■ カテゴリ4 アセット

項目	チェック欄	補足説明欄（任意）
<p>① アセットの監視・管理</p>		
<p>アセット①-1：アセットの監視・管理を実施する アセットの死活監視をしたうえで、バージョン情報などの基本的な情報を管理する</p>		
<p>アセット①-2：新規の脆弱性情報を把握し、ファームウェア、ソフトウェア等のバージョンアップを適切に実施する アセットの脆弱性情報を継続的に収集・把握し、適切なタイミングでバージョンアップの対応を行う</p>		
<p>② アセットそのものへのセキュリティ対策</p>		
<p>アセット②-1：外部との通信や、保有するデータを暗号化する アセットと外部との通信やアセットで保有するデータは十分な強度の暗号アルゴリズムで暗号化を実施する</p>		
<p>アセット②-2：認証機能を実装する アセットにアクセスする際の認証機能を実装する。パスワードは工場出荷状態でのデフォルトパスワードや容易なパスワードを避け、サービス利用者側でデバイス管理をする場合は、適切なパスワードの設定や管理などの注意喚起をする</p>		
<p>アセット②-3：物理的なセキュリティ対策を実施する デバイスに対する物理的な破壊や盗難からの保護対策を行う。誤動作が起きたとしても人命への影響が発生しないよう、フェイルセーフを考慮した設計をする。また、デバイスを廃棄する場合は物理的に破壊するなど情報漏洩対策を実施する</p>		

■ スマートシティ特有のセキュリティ対策

項目	チェック欄	補足説明欄（任意）
1 適切なサプライチェーン管理 サプライチェーン①：サプライチェーン全体のリスクを管理・把握する スマートシティ全体における、委託先・再委託先も含めたマルチステークホルダ全体のサプライチェーン・リスク（委託先等の立地する場所の法的環境等による影響や供給安定性に対するリスクを含む）を把握し、そのリスクへの対策を検討する※委託先等においては、上述のサプライチェーン・リスクへの対策を検討しつつ、委託元に対して適切な情報提供を実施する サプライチェーン②：委託先のセキュリティ管理体制を評価する チェックシートや第三者認証の取得状況などを活用し、委託先のセキュリティ管理体制を評価する。契約期間中においても継続的に確認・評価し、不十分な点があれば改善を求める サプライチェーン③：サプライチェーン全体の脆弱性情報を適切に把握し、対応する 継続的な脆弱性への対応が期待できるソフトウェアやハードウェアを選定するとともに、サプライチェーン間の契約や、調達時の仕様に脆弱性情報を適切に提供し、対応するといった記載を盛り込むことで、脆弱性情報を適切に把握し、対応できるようにする		
2 インシデント対応時の連携 インシデント対応①：責任範囲を明確にしたセキュリティインシデント対応体制を構築する セキュリティインシデントが発生した際の対応に関する責任分界点を明示したセキュリティインシデント対応体制を構築する インシデント対応②：連絡窓口を整備し、マルチステークホルダ間で相互に共有する セキュリティインシデントの発生に備え、マルチステークホルダ間の連絡体制や緊急連絡先を予め把握・整備し、共有する インシデント対応③：スマートシティ全体及び各マルチステークホルダにおけるインシデント対応手順を整備する セキュリティインシデントが発生に備え、それぞれのマルチステークホルダ内及びスマートシティ全体としてのインシデント対応手順を整備する インシデント対応④：定期的にセキュリティインシデント対応訓練・演習を実施する インシデント対応手順や自組織内、組織外との連携対応の習熟などを目的とした、インシデント対応訓練・演習を実施する		
3 データ連携時のセキュリティ データ連携①：データ連携元・連携先のセキュリティ体制の確認・評価を実施する データの連携元・連携先組織のセキュリティマネジメントを、チェックシートや第三者認証の有無等を活用して確認し、評価する データ連携②：データ提供事業者・サービス提供者等の認証と適切なアクセス制御を実施する 連携するデータの内容や個人情報の同意内容に沿った利用目的等を踏まえ、認証と適切なアクセス制御の付与することで適切なデータ連携を行う データ連携③：データの追跡可能性を確保しデータ利用の透明性を担保する データ利用で生じるアクセスログやシステムログを取得し、分析・監視することで、データの追跡可能性を確保し、データ利用の透明性を担保する。 データ連携④：データの原本性保証を確保しデータの信頼性を担保する デジタル署名、電子透かしなど技術を活用し、原本性保証を確保することでデータの信頼性を担保する データ連携⑤：必要性に応じたデータの匿名化・秘匿化を実施する データを提供する個人がそれを要望する場合等、必要性に応じてデータの提供元において匿名化・秘匿化の処理を行う データ連携⑥：APIにおけるセキュリティ（機密性・完全性・可用性・真正性）を確保する APIの利用では認証や通信の暗号化、公開鍵暗号基盤の利用、サーバへの負荷対策、クロスドメインの通信を許可するなど、APIにおけるセキュリティを考慮する		

■（１）申請者の概要

団体名			
代表者の役職及び氏名			
担当者の役職及び氏名			
業種及び主要事業内容			
所在地			
設立年		資本金 (単位：千円)	千円
従業員数（単位：人）		支店・店舗数	
担当者の連絡先 (電話番号・FAX・ E-mailアドレス)			

■（２）株主構成

No.	氏名・役職	住所	株数	額
合 計				

(備考)

1. 定款、登記簿抄本を添付すること。
2. 行が不足する場合は、適宜、増やすなどをして表を作成すること。

■ (3) 経営状況表

		年度	年度	年度
		(年月日 ～年月日)	(年月日 ～年月日)	(年月日 ～年月日)
売上高	A			
営業費用	B			
営業利益	C			
営業外収益	D			
営業外費用	E			
経常利益	F			
流動資産	G			
流動負債	H			
自己資本	I			
総資産（本）	J			
総資産（本） 経常利益率	F/ × J 100			
売上高 経常利益率	F/ × A 100			
自己資本 比率	I/ × J 100			
流動比率	G/ × H 100			
経常収支 比率	$\frac{A+D}{B+E}$ × 100			

(備考)

1. 本資料は、過去3期の財務諸表により作成すること。
2. 金額は、百円の位を四捨五入して千円単位で記入すること。率は、小数第2位を四捨五入して小数第1位まで記載すること。
3. 直近3ヶ年の貸借対照表、損益計算書を添付すること。
4. 創業後間もない企業は将来3期の経営状況表を作成すること。
5. 本表での売上高は、本業による営業収益に、その他の営業収益が加算されたものをいう。

■（4）財務状況、直近の売上状況及び見通し

- ※「（3）経営状況表」や添付した「貸借対照表」及び「損益計算書」において、債務超過や負債・赤字が大きい場合は今後の対処方針を記載すること

■（5）事業に関連する都道府県又は市町村との関係

- ※当該都道府県又は市町村との間で、出資、包括連携協定又はコンソーシアム組成等によりガバナンスが確立されていることについて記載すること

■ (6) 資金調達内訳

区分	補助事業に要する経費 (円)	資金の調達先（銀行等）
自己資金		
借入金		
補助金		
その他		
合計額		

■ (7) 補助金相当額

区分	補助金相当額（円）	資金の調達先（銀行等）
自己資金		
借入金		
その他		
合計額		

注) 補助金の支払いは、原則補助事業終了後の精算払いとなるため、補助事業実施期間中、補助金相当分の資金を確保する必要がある。

実験予算 約x,xxx万円
(内 本事業負担額 約x,xxx万円)

●●事業/●●MaaSプロジェクト (●●県 ●●市)

選択テーマ・フィールド

テーマ	A. 他の移動との重ね掛けによる効率化
フィールド	* 自治体や行政区における人口規模・自家用車分担率など特徴を簡潔に記載してください

実証実験の概要

検証命題	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画における位置付けを明らかにしたうえで、実証実験で具体的に明らかにしたいこと(検証命題)及び命題を明らかにする手法を記載して下さい。
------	---

**令和3年度「地域新MaaS創出推進事業」
企画提案書**

※申請事業の概要をご記入ください

地域の交通課題

- 新たなモビリティサービスの社会実装課題及びその背景にある問題についての認識を簡潔に記載してください。
- また、上記地域の社会課題・新たなモビリティサービスの社会実装と今回の申請で選択したテーマ・フィールドとの関係性についても簡潔に記載してください
- 適宜図表の挿入など地域の実情が伝わる工夫をお願いします

実験の詳細(実施目的、実施場所、実施期、実施形態・運賃体系)を具体的に記載ください

地域の実情が伝わる工夫をお願いします

実証実験内容	
--------	--

社会実装に取り組んでいる新しいモビリティサービス

事業計画	<ul style="list-style-type: none"> 交通課題の解決に向け、近い将来の社会実装を計画している新しいモビリティサービスのサービス内容・ビジネスモデル等を簡潔に記載してください
想定利用者	<ul style="list-style-type: none"> 社会実装する新しいモビリティサービスの想定利用者の属性(性別、年齢層、主な移動目的)を簡潔に記載ください

実施体制

団体区分	団体名(実施内容・役割)
代表団体	●●まちづくり会社(実証実験の運行や取りまとめの主体)
参加団体	<ul style="list-style-type: none"> ●●市(●●協議会の運営・事務局) ●●交通(実証実験②の運行主体) ●●タクシー(①の運行管理委託先)

【テーマ】(1つのみに●をしてください)

* 複数テーマへの応募を希望する場合は、応募テーマごとに申請書様式一式を作成ください

* モビリティ関連データを活用しながらテーマ(A)～(D)の内容に取り組む場合は、テーマ(E)ではなく(A)～(D)を選択してください

(A) 他の移動との重ね掛けによる効率化	
(B) モビリティでのサービス提供	
(C) 需要側の変容を促す仕掛け	
(D) 異業種との連携による収益活用・付加価値創出	
(E) モビリティ関連データの取得、交通・都市政策との連携	

【実験フィールド】

1. 基礎自治体や行政区における人口規模	
2. 実証実験エリアにおける人口規模、自家用車分担率	<p>* 実証実験エリアの人口規模については、取組を実施する地区等で判断する場合など申請者の事情に応じて、様々なケースが想定されますので、必ずしも厳密に記入する必要はありませんが、どのような考え方で人口規模を記入したかについて、補足説明も含めご記入ください。</p> <p>* 自家用車分担率を割り出すことが難しい場合は、基礎自治体における自家用車分担率、当該実証実験エリアが含まれている平均的な自家用車分担率等で代替することも可能です。</p> <p>* 実証実験エリアにおける人口や分担率は、概数でかまいません。(例: 約〇千人、約〇%など)</p>
3. 地理的・経済的・文化圏的・交通動態的な特徴	<p>(例)</p> <p>大都市中心部、地方都市中心市街地、郊外ニュータウン、地方部集落、観光地繁華街など</p>

【想定利用者】

* 社会実装する新しいモビリティサービスの想定利用者の属性(性別、年齢層、主な移動目的)を簡潔に記載ください

提案内容

* 公募要領の「別添1 企画提案書に記載すべき項目」に留意しつつ、提案内容に対するそれぞれの概略を簡潔に記載してください。詳細については、後半に記載いただけるページがあります。

次ページと併せて
2ページで記載

* 提案可能な内容がない場合には、空欄でも構いません。

	記載項目	概略
事業目的への適合性	1.地域の交通課題と選択したテーマ・フィールドとの関係性	* 提案内容に関する概略を簡潔に記載してください
	2.継続性を考慮した事業計画	* 提案内容に関する概略を簡潔に記載してください
	3.横展開の可能性	* 提案内容に関する概略を簡潔に記載してください
内容の高度性	1.取組みの新規性	* 提案内容に関する概略を簡潔に記載してください
	2.利用者視点の取り込み	* 提案内容に関する概略を簡潔に記載してください
	3.関係主体巻き込み・合意形成	* 提案内容に関する概略を簡潔に記載してください
	4.人材の育成・確保	* 提案内容に関する概略を簡潔に記載してください
	5.データ活用の可能性	* 提案内容に関する概略を簡潔に記載してください

- * 公募要領の「別添1 企画提案書に記載すべき項目」に留意しつつ、提案内容に対するそれぞれの概略を簡潔に記載してください。詳細については、後半に記載いただけるページがあります。
- * 提案可能な内容がない場合には、空欄でも構いません。

前ページと併せて
2ページで記載

記載項目		概略
内容の 具体性	1. 検証命題・手法の妥当性	* 提案内容に関する概略を簡潔に記載してください
	2. 実証実験の内容	* 提案内容に関する概略を簡潔に記載してください
	3. これまでの取組内容	* 提案内容に関する概略を簡潔に記載してください
その他		* その他、本事業の中で上記の項目には当てはまりづらいが、重視している点や、PRしたい点などがあれば、その内容を簡潔に記載してください (例: 国内産業の競争力強化や世の中に広くデータが共有される仕組みの構築など、より広く、中長期的な視点を持った取組み内容 など)

【企画提案書に記載すべき項目】

記載項目		概要
事業目的への適合性	1.地域の交通課題と選択したテーマ・フィールドとの関係性	地域の抱える交通課題及びその背景にある問題、社会実装に取り組む新たなモビリティサービス・今回の申請テーマ・フィールドとの関係性について簡潔に記載してください
	2.継続性を考慮した事業計画	交通課題の解決に向け、社会実装を計画している新しいモビリティサービスの持続可能なビジネスモデル及び収支計画 等(実験前の想定)を記載してください
	3.横展開の可能性	今回取り組む新しいモビリティサービスについて、今年度の実証実験対象地域だけでなく、その他横展開が可能なフィールドが想定できている場合は、具体的に記載してください
内容の高度性	1.取組みの新規性	今回実施する実証実験の先進性・独自性を説明してください。 なお、実証実験に向けて障壁となる具体的な法制度等が存在する場合は、その内容と対応方法についても記載してください
	2.利用者視点の取り込み	今回の取組において利用者の意見等が反映されている部分を具体的に記載ください。また実証実験や社会実装に関する利用者の意見の収集・反映方法を具体的に記載してください
	3.関係主体巻き込み・合意形成	実験に参画する主体以外で事業実現に必要な主体の巻き込みや、地域の合意形成に向けた活動(会議体の開催予定)について具体的に記載してください
	4.人材の育成・確保	社会実装に向け、地域における新しいモビリティサービスの担い手となる人材の育成・確保に必要な知見の洗い出し、実際の育成・確保に向けた取組を計画している場合には、その具体的な内容を記載してください
	5.データ活用の可能性	移動等に関するデータの収集・活用を計画している場合には、収集・活用方法及びそれにより得られる便益(行政負担削減や、付加価値創出)について具体的に記載してください
内容の具体性	1.検証命題・手法の妥当性	実証実験で具体的に明らかにしたい命題を事業計画における位置付けと共に記載してください。また、上記命題を検証するための具体的な手法を、検証項目・分析方法・必要データ及びその収集方法に意識して記載してください
	2.実証実験の内容	今回実施する実証実験の詳細(実施目的・場所・期間、想定利用者、運行形態・運賃体系)を具体的に記載してください
	3.これまでの取組内容	今回実施する実証実験と同種のテーマやフィールドを対象に過去から継続的に検討・実証実験を行っている場合は、その詳細を簡潔に記載してください
その他	-	本事業の中で上記の項目には当てはまりづらいが、重視している点や、PRしたい点などがあれば、その内容を簡潔に記載してください

【事業目的への適合性】

2ページ以内で記載

* 前述いただいた上記審査基準に対する各記載項目について、補足資料として図表や説明等のエビデンスがある場合は、簡潔に記載してください。

* 各審査基準について、指定ページ数の範囲内で、申請者の記載しやすい構成で自由に記載ください。

【内容の高度性】

2ページ以内で記載

- * 前述いただいた上記審査基準に対する各記載項目について、補足資料として図表や説明等のエビデンスがある場合は、簡潔に記載してください。
- * 各審査基準について、指定ページ数の範囲内で、申請者の記載しやすい構成で自由に記載ください。

【内容の具体性】

2ページ以内で記載

- * 前述いただいた上記審査基準に対する各記載項目について、補足資料として図表や説明等のエビデンスがある場合は、簡潔に記載してください。
- * 各審査基準について、指定ページ数の範囲内で、申請者の記載しやすい構成で自由に記載ください。

【その他】

5ページ以内で記載

- * 前述いただいた上記審査基準に対する各記載項目について、補足資料として図表や説明等のエビデンスがある場合は、簡潔に記載してください。
- * 各審査基準について、指定ページ数の範囲内で、申請者の記載しやすい構成で自由に記載ください。

* 提案内容の進め方の詳細が分かるように記入ください。

1ページで記載

(例)

実施項目	令和2年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
1. ○○○○○												
(1)○○○○○○○	→											
(2)○○○○○○○		→										
(3)○○○○○○○							→					
2. ○○○○○○												
(1)○○○○○○○							→					
(2)○○○○○○○								→				
3. ○○○○○○												
(1)○○○○○○○					→							
○○会議日程							○					

【全体スキーム図】

1ページで記載

* 提案事業者以外に本事業に関わる主体(自治体、事業者、学識有識者等)が存在する場合には、主体名及び役割(本事業及び新しいモビリティサービス社会実装時)を明記した全体スキーム図を明記すること。

全体スキーム図

主体	役割	
	本事業	社会実装時

1ページで記載

- * 再委託を行う場合は、再委託先の名称、業務内容及び業務範囲を明記すること(事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について、再委託をすることはできない)。
- * 事業費総額に対する再委託費の割合が50%を超える場合は、相当な理由がわかる内容(募集要領の別添4「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること)。
- ※グループ企業(委託事業事務処理マニュアル3ページに記載のグループ企業をいう。)との取引であることのみを選定理由とする再委託(再々委託及びそれ以下の委託を含む)は認めない。

【再委託先情報】

再委託先名称	業務の内容及び範囲

1ページで記載

【業務従事者に関する情報】

氏名	所属	役職	業務経験	専門的知識その他の知見など

【情報管理体制】

* 受託者の情報管理体制がわかる「情報管理体制図」、情報を取扱う者の氏名、住所、生年月日、所属部署、役職等がわかる「情報取扱者名簿」を契約時に提出することを確約すること。(募集要領の別添5にて提示)

【経費額内訳表】

1ページで記載

※記載している費目は例示。募集要領9. (1)経費の区分に応じて必要経費を記載すること。

経費の項目		金額(円)	積算内訳
大項目	小項目		
I. 人件費		〇〇	プロジェクトマネージャー : 〇〇円×〇〇日 〇〇円
			コーディネーター : 〇〇円×〇〇日 〇〇円
II. 事業費	旅費	〇〇	プロジェクトマネージャー:(国内) 〇〇円×〇人×〇回 〇〇円 コーディネーター:(国内) 〇〇円×〇人×〇回 〇〇円 専門家:(国内) 〇〇円×〇人×〇回 〇〇円 ※旅程も具体的(都市名等)に記載すること。
	会場費	〇〇	〇〇説明会会場費 〇〇円×〇回 〇〇円
	謝金	〇〇	〇〇円×〇回 〇〇円
	備品費	〇〇	リース代 〇〇円×〇ヶ月 〇〇円
	消耗品費	〇〇	〇〇円×〇〇冊 〇〇円
	印刷製本費	〇〇	説明会資料 〇〇円×〇〇冊 〇〇円
	補助職員人件費	〇〇	〇〇等実施アルバイト: 〇〇円×〇人×〇〇日 〇〇円
	その他諸経費	〇〇	※予定される項目を具体的に記載すること。
III. 再委託・外注費		〇〇	※予定される内容及びその積算を具体的に記載すること。
IV. 一般管理費		〇〇	※(I. 人件費+II. 事業費)×一般管理费率
	小計	〇〇	I. 人件費+II. 事業費+III. 再委託費+IV. 一般管理費
V. 消費税額		〇〇	小計×10%
	合計	〇〇	

【その他申請状況】

1ページで記載

* 他の補助金や委託事業等、重複して申請しているもの等があればその内容を記載してください

【ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況】

* 女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業。労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)又は青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定(ユースエール認定企業)の状況

* 女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)の策定状況(常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主に限る。)

【事業名】

※本ページは事業採択後公表を予定しています

(事業の概要を記載)

※作成時には、「https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000160.html」に掲載の概要も参考にさせていただき、ご記載ください。

協議会の 構成員	【幹事】**社、**市、**大学		取組イメージ
			MaaSを通じて提供するサービスのイメージ
地域 課題	● (箇条書きで記載)		
事業 概要	サービス 開始時期	**年*月	
	エリア	**市**エリア	
	MaaS システム		
	交通 サービス	● (箇条書きで記載)	
	交通以外 のサービス	● (箇条書きで記載)	評価指標
事業 目的	● (箇条書きで記載)		評価指標、目標、測定方法などを記載 ● * * * * * ● * * * * *
			今後の方向性
			● * * * * *

※以下の各ページにおいて、斜体の注意書き・記入例は、申請書に書き込む必要はありません。
 ※全ての項目を記入の上提出して下さい。
 ○○○○年○月○○日作成

事業名					
提案者	申請者名	(例)○○協議会、○○事業実行委員会(仮称)			
	事業における代表者の連絡先	所在地: 〒000-0000 ○○市××区△△1-2-3 担当部課(部署): 連絡先(連絡先担当者名): ○○○○ 電話番号: 000-000-0000 FAX: 000-000-0000 E-mail: abcdef@...			
	事業開始予定時期	(事前の検討会議等を含めた事業開始時期を記入してください。)			
	協議会の構成員及びそれぞれの役割	組織名(団体名)	代表者名	事業における役割	
		○○市	市長 ○○○○	全体調整、発注契約	
		NPO法人 ××××	代表理事 ××××	企画立案	
△△交通株式会社		○○部部长 △△△	乗合バスの運行		
株式会社○○○○		代表取締役 △△△	オンデマンド交通の運行者		
※実施する協議会等の参画組織・団体、その代表者名を記入してください。 ※幹事社はその旨記載してください。 ※書き切れない場合は、ページを追加してください。	○○大学××研究室	教授 ××××	全体指導、調査方法指導		
...			

※以下の項目について、2枚以内で自由に記載してください。文字のほか、図やイラストを用いても構いません。

(1) 協議会の運営

※組織体制、開催頻度等の運営方針が分かる内容を記載してください。

(2) 協議会の構成員以外の者との協調・連携

※協議会以外の者とも広く協調・連携する方針であれば、その旨を記載してください。

(3) 活性化法に基づく新モビリティサービス協議会の設定意向の有無

※以下の項目について、2枚以内で自由に記載してください。文字のほか、図やイラストを用いても構いません。

(1) MaaSの提供により解決したい課題の内容

※地域で発生している課題を記入してください。

(2) 課題を引き起こしている要因

※上記の課題を引き起こしている要因を記入してください。

(3) 課題を解決するための対応策

※上記の課題を解決するための対応策などを記入してください。

※以下の項目について、2枚以内で自由に記載してください。文字のほか、図やイラストを用いても構いません。

(1) 地域における移動ニーズ

※地域における住民や来訪者における移動ニーズを記入してください。

(2) 移動ニーズを満たすために提供されている又は提供予定の交通手段

※上記の移動ニーズに対応するために提供される交通手段について具体的に記入してください。

関連する計画・取組との関係

※地域公共交通計画等との関連性、整合性（それら計画と、本事業の実施により実現を目指す姿が共有されているか）、関連する取組として、これまで行ってきたもの、今後行う予定があるものについて記入してください。

■ 各種計画との関係

計画名	策定状況	内容
地域公共交通計画	策定済	事業地域を新たな交通手段の導入検討地域に位置づけ
都市計画	〇〇年度策定予定	本事業の実施を織り込んだ計画を策定予定
立地適正化計画	策定意向あり(策定時期未定)	詳細検討中
(その他の計画)	未策定	策定予定なし
(その他の計画)

■ 活性化法に基づく新モビリティサービス事業計画の設定意向 ※どちらかに○

■ 関連する取組

※過去に実施した社会実験の他、国の支援対象以外の地域独自の取り組み、まちづくり施策との連携など、本実験に関連する取組について記入して下さい。

※以下の項目について、「(参考)事業要件・評価のポイント①②」スライドも踏まえ、5枚以内で自由に記載してください。文字のほか、図やイラストを用いても構いません。

(1) サービス開始時期

(2) 事業エリア

(3) 連携する交通手段 *※連携する交通手段は漏れなく記載すること。*

(4) 連携する交通分野以外のサービス *※連携するサービスは漏れなく記載すること。*

(5) 提供するサービス内容及び手段

(6) 利用料金

(7) 事業を通じて期待する行動変容

(8) 先進的な技術の導入

(9) プロモーション施策

(10) その他

※以下の項目について、「(参考)事業要件・評価のポイント①②」スライドも踏まえ、2枚以内で自由に記載してください。文字のほか、図やイラストを用いても構いません。

(1) 本事業における、複数の事業者間のデータ連携方法

(2) 連携するデータの公開範囲

※連携したデータをどの範囲までオープンにする予定かを記載してください。

- ①公共交通等関連データ
- ②MaaS予約・決済データ
- ③移動関連データ
- ④関連分野データ

(3) 他分野・他地域との連携及びその方法

(4) 得られるデータを利活用した取組

(5) MaaS関連データの連携に関するガイドラインver2.0への準拠予定

あり / なし ※どちらかに○

事業要件		MaaSの提供により解決に寄与する地域の課題が明確であること。
		地域の解決に寄与するため、交通手段と観光、商業、医療、教育、子育て、防災・減災等の交通分野以外のサービスとがデータ連携により一体的に提供されること。
		解決すべき地域課題の関係者が連携して、MaaSを推進する体制が構築されること。
		新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた新たなニーズに対応した本格的なMaaSサービスの導入であること。
評価のポイント	プロセス面	MaaSの提供により解決に寄与する地域の課題及び地域の移動ニーズが明確であるとともに、当該課題への解決に係るMaaSの位置付けが明確であること。
		「MaaS関連データの連携に関するガイドラインVer2.0」(国土交通省総合政策局公共交通・物流政策審議官部門)に準拠して、関係者間のデータ連携が行われること。
		地方公共団体や民間事業者等の関係者間の連携が綿密であること。
		幅広い関係者(協議会の構成員以外の者等)との協調や連携に積極的であること。
		活性化法第36条の4第1項に掲げる新モビリティサービス協議会を組織する予定であること。
		地域全体の計画(地域公共交通計画、都市計画、立地適正化計画等)と整合性があり、目指す目的を共有していること。
	インパクト面	活性化法第36条の2第1項に掲げる新モビリティサービス事業計画を作成する予定であること。
		MaaSに係るサービスについて、住民、来訪者等の利用者に対する周知を高める取組が積極的に行われること。
		地域課題の解決に寄与するため、交通手段と観光、商業、医療、教育、子育て、防災・減災等の交通分野以外のサービスとがデータ連携により一体的に提供されること。
		地域の移動ニーズに的確に対応した輸送手段が提供されること。
		検索から、予約・決済・チケットの利用(チケットング)までを、有人による処理を必要とすることなくシームレスに行うとともに、それによる移動関連データを蓄積、活用できる取り組みであること。
		サービスが広範囲に導入され、社会的な影響が大きいこと。
	サービスの利用状況や満足度、地域住民や来訪者の行動変容をはじめ、効果検証のための項目が適切かつ明確であること。	
	効果検証のための項目について、繰り返し測定が行われる等、MaaSの提供による効果検証が的確に行われること。	

評価のポイント(続き)	インパクト面(続き)	リアルタイムなMaaS関連データやMaaSを通じて得られた移動関連データの利活用により、外出機会の創出、観光地での周遊や観光消費の増加、自家用車から公共交通機関への転換をはじめ、地域住民や来訪者の行動変容を、より一層促すことが期待できること。
		地域のまちづくり施策や、交通結節点の整備等のフィジカル空間のシームレス化や空間再編と一体的に取り組まれること。
		リアルタイムな混雑情報の活用等により、公共交通の利用と感染防止対策の取組が図られること。
		CO2の排出を抑制することにつながる移動手段の提供により、カーボンニュートラルの実現に寄与する取組であること。
		ゾーン運賃やサブスクリプション等、柔軟な運賃・料金の設定が行われていること。
発展性面	二地域居住の推進など、地域の活性化に資する関係人口の創出・拡大につながる取組であること。	
	事業としての収益性、継続性が見込めること。	
	ビジネスモデルとして、他地域に展開できる普遍性が見込めること。	
	事業内容及び実施エリア拡大の可能性が高いこと。	
	AI、IoT、5Gの活用等の先駆的な取組により、スマートシティや、スーパーシティとの連携を目指すものであること。	
	災害時等の非常事態の際に適切、迅速に情報発信できるような仕組の構築に資する取組であること。	
	マイナンバーカードの普及促進に資する取組であること。	
	ユニバーサル社会を目指し、高齢者や移動制約者等の移動利便性の向上や外出機会の創出を図る取組であること。	
ポストコロナにおけるライフスタイルの変容に対応し、これを促進するような取組であること。		

評価指標、目標など

■ 地域課題に応じた定量的指標

カテゴリ	内容	定量指標 ※設定する定量指標を記載	目標値	データ取得方法等
地域課題の解決貢献度を測る指標				
施策の効果を測る指標				

■ 統一的・横断的な定量的指標

カテゴリ	項目	内容	定量指標 ※設定する定量指標を記載	目標値	データ取得方法等
プロセス	サービス準備	提供するサービスの認知度			
インパクト	サービス利用状況	MaaSアプリ等の利用者数			
		提供する交通サービスの利用者数			
		提供する交通サービス以外のサービスの利用者数			
		MaaSサービス全体の総合満足度			
		提供する交通サービスの満足度			
		交通サービス以外のサービスの満足度			
	行動変容	利用者の行動や周辺施設への立寄り頻度の変化			
	実証事業に参画する交通サービスの利用者数				

評価指標、目標など【記入例】

■ 地域課題に応じた定量的指標

※提出時にはページごと削除して構いません。

カテゴリ	内容	定量指標 ※設定する定量指標を記載	目標値	データ取得方法等
地域課題の解決貢献度を測る指標	・公共交通の利用促進による二次交通維持、繁忙期における渋滞緩和	利用者満足度	80%	利用者アンケートにて取得
施策の効果を測る指標	首都圏および事業地域での各種プロモーション	サイトアクセス数	100,000アクセス	アプリ利用状況管理画面にて取得
	期間限定循環バス運行	対象チケット販売枚数	500枚	アプリ販売利用データ管理画面にて取得

■ 統一的・横断的な定量的指標

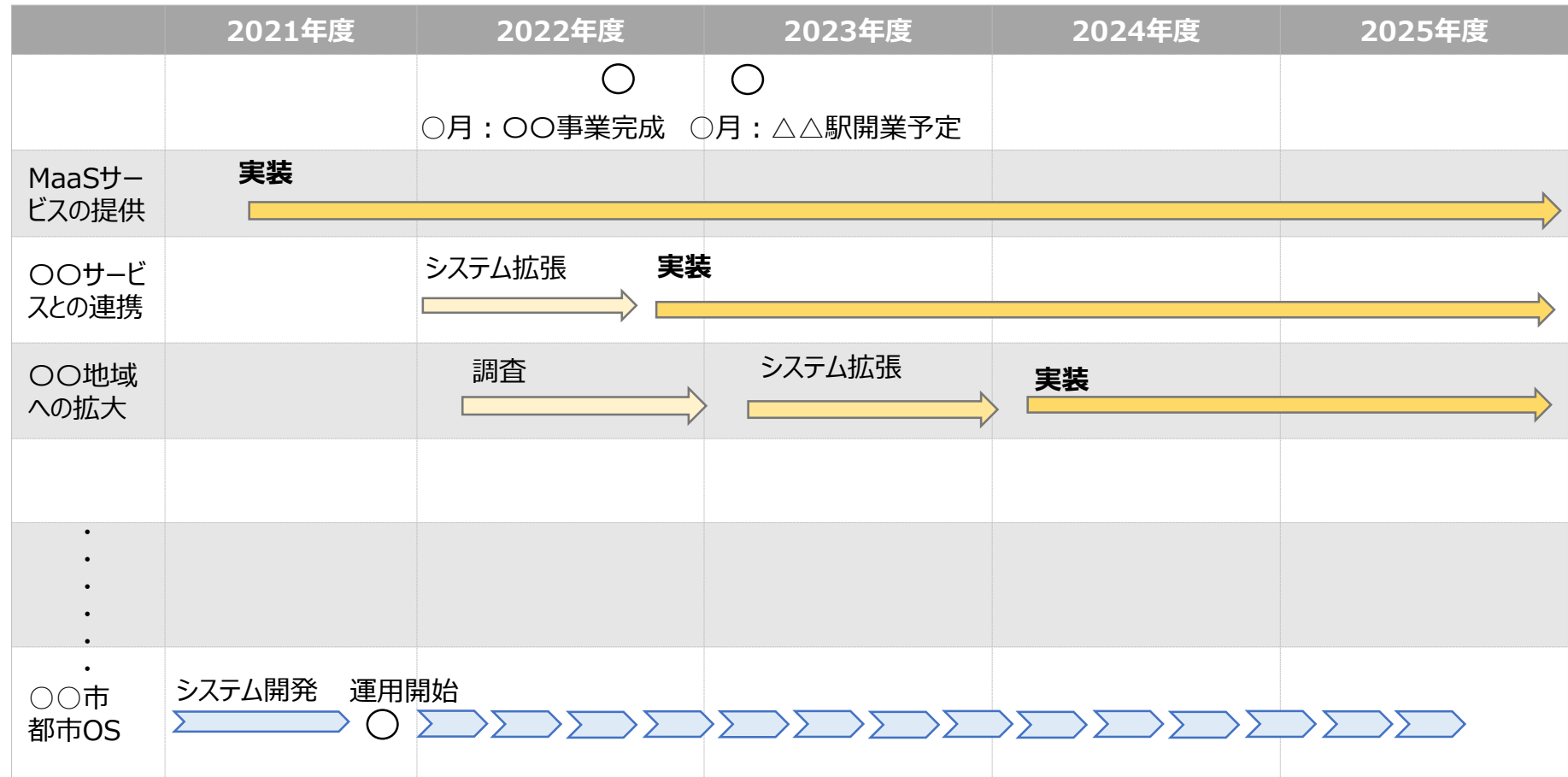
カテゴリ	項目	内容	定量指標 ※設定する定量指標を記載	目標値	データ取得方法等
プロセス	サービス準備	提供するサービスの認知度	サイトアクセス数	100,000アクセス	アプリ販売利用データ管理画面にて取得
インパクト	サービス利用状況	MaaSアプリ等の利用者数	会員登録数	6,000人	アプリ販売利用データ管理画面にて取得
		提供する交通サービスの利用者数	交通チケット販売枚数	6,000枚	アプリ販売利用データ管理画面にて取得
		提供する交通サービス以外のサービスの利用者数	観光チケット販売枚数	4,000枚	アプリ販売利用データ管理画面にて取得
		MaaSサービス全体の総合満足度	総合満足度	80%以上 (とても満足・満足)	利用者アンケートでヒアリング(全体)
		提供する交通サービスの満足度	サービス内容の満足度	80%以上 (とても満足・満足)	利用者アンケートでヒアリング(全体)
	交通サービス以外のサービスの満足度	サービス内容の満足度	80%以上 (とても満足・満足)	利用者アンケートでヒアリング(全体)	
	行動変容	利用者の行動や周辺施設への立寄り頻度の変化	提供したサービスが外出のきっかけとなった人の割合	5%	MaaSが事業地域来訪のきっかけになった割合について、利用者アンケートでヒアリング
	実証事業に参画する交通サービスの利用者数	MaaSをきっかけに公共交通を選択した割合	5%	利用者アンケートでヒアリング	

スケジュール②

■ 中長期スケジュール

※サービスの拡充、実施エリアの拡大、他地域への展開等について、想定している内容を記入してください。
 ※必ずしも以下の様式・項目例による必要はありません。
 ※様式No.10と重複する内容があっても構いません。

(例)



(全て単位:千円)

全体事業費 (A)+(B)		補助対象経費		交付申請 希望額	
------------------	--	--------	--	-------------	--

	経費の区分※1	金額	実施事項	実施主体	備考
補助対象経費					
小計	-	(A)	-	-	-
補助対象経費外					
小計	-	(B)	-	-	-

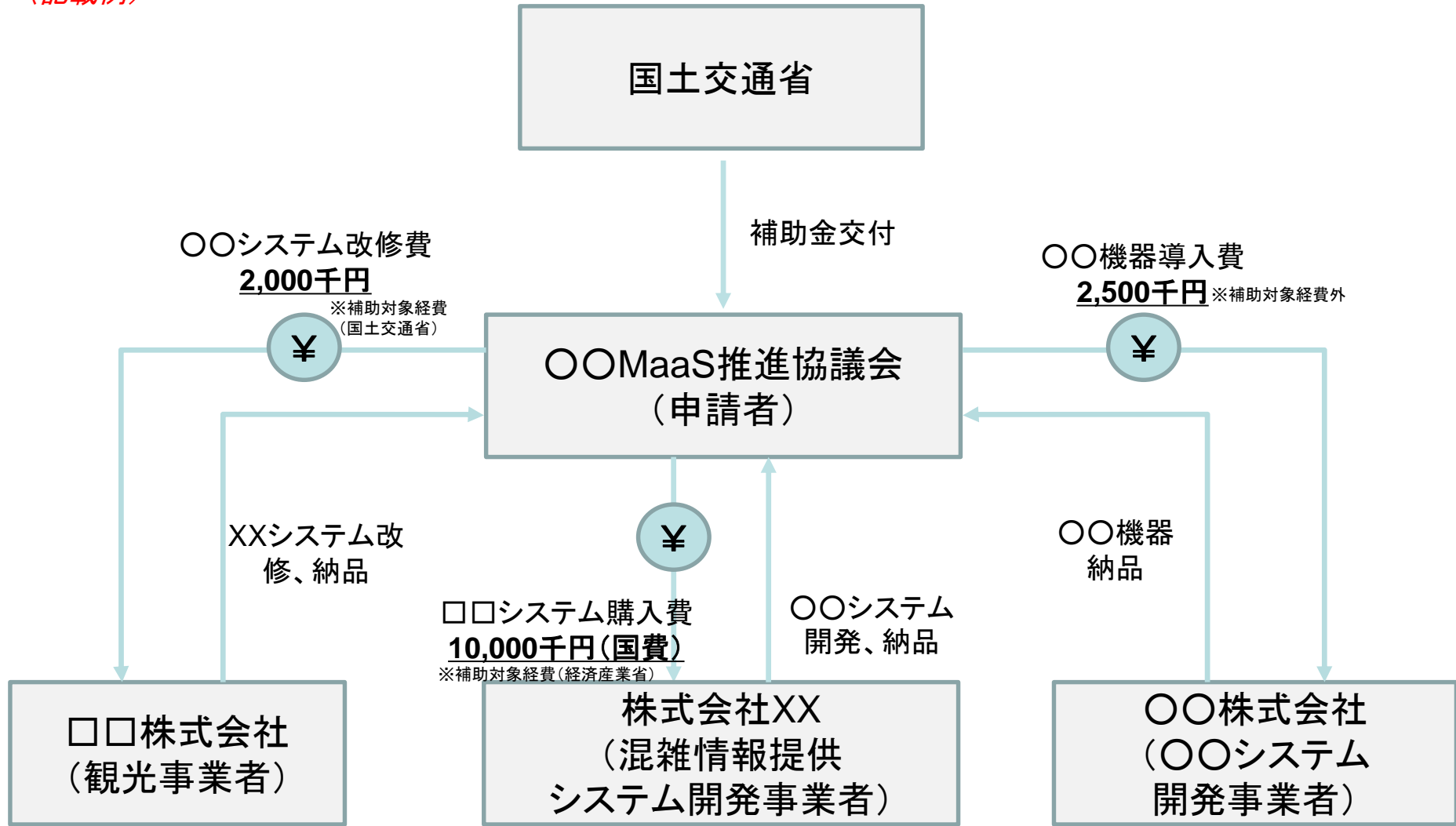
※1 経費の区分は、以下のいずれに当てはまるかをご記載ください。 提出時は、赤字補足部分は削除していただいてもかまいません。
(地域公共交通確保維持改善事業(新モビリティサービス推進事業)実施要領を参照。)

- ① 連携基盤システムの購入・開発費、② 既存の連携基盤システムの機能拡張に係るシステムの改修費、③ 連携基盤システムの利用料(補助対象事業の完了日までに限る。)、④ 連携基盤システム導入に伴う導入設定、マニュアル作成費、研修実施に係る費用、⑤ 連携基盤システムのセキュリティ対策費、⑥ 連携基盤システムを利用したキャッシュレス決済端末及び混雑情報(予測を含む。)を提供するために必要な機器の導入費用、⑦ 交通分野以外のサービスにおけるキャッシュレス決済端末及び混雑情報(予測を含む。)を提供するために必要な機器の設置に係る導入費用、⑧ 連携基盤システムの導入が地域にもたらす効果や課題を地域で把握するための調査に要する費用

※2 行数は必要に応じて、増減させてかまいません。

※契約関係、資金の流れ、補助対象経費、などの事業スキーム図を示してください。

(記載例)



※実装に向けた課題解決のために本実証実験で実証したい仮説、仮説の検証に必要な実証実験の具体的な内容(対象分野、関係者、全体像との関係、先進性等)、検証方法、実施時期、金額規模について記載。

※「スマートシティ実証調査」(国土交通省都市局:令和3年度 2.2億円)による支援に採択されなかった場合に、計画改訂・社会実装に向けた助言等の支援(ハンズオン支援)を希望しない場合は、その旨を記載。

※スマートシティ実現に導入される技術に関して、先進性や汎用性・発展性の観点等を踏まえて、説明

※仮説の検証より得られる他都市に展開可能な一般化された知見、実装に向けた展開について記載

※実証実験の事業費及びその他のスマートシティに関連するプロジェクトの事業費を記載

※プロジェクト事業費の内訳として国等からの補助を想定している事業費とコンソーシアム単独負担の事業費を明記

※本項目は評価の対象外

※当実証実験に関する今年度のスケジュール(短期的)及び実証実験後から実装までの具体的なスケジュールを記載(遅くとも令和7年度までに社会実装)

※リビングラボ等の市民・企業を巻き込む取組、スマートシティを担う人材育成を図る取組等がある場合に記載

令和3年度未来技術社会実装事業募集要領

1. 趣旨

未来技術社会実装事業は、AI、IoTや自動運転、ドローン等の未来技術を活用した新しい地方創生を目指す事業で、地方創生の観点から、革新的で先導性と横展開可能性等に優れた提案について、各種交付金、補助金等の支援に加え、実装に向けた国の支援事業間の総合調整等を行う現地支援責任者を明確にし、関係省庁、地方公共団体、関係民間事業者等で構成する現地支援体制（地域実装協議会）を構築するなど、関係府省庁による総合的かつ横断的な支援を実施している。（支援期間は概ね3年間とする。）

なお、本事業による財政面の措置はなく、地方創生推進交付金等の各種交付金、補助金等と協調した支援（各種交付金・補助金、制度的・技術的課題等に対する助言等）を行う。

令和3年度のスマートシティ関連事業では、令和元年度に内閣府が行った「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期／ビッグデータ・AIを活用したサイバー空間基盤技術／アーキテクチャ構築及び実証研究」事業の成果である、スマートシティの標準的な設計思想「共通リファレンスアーキテクチャ」を参照するとともに、スマートシティタスクフォースでの合意のもと、新たに「スマートシティ関連事業に係る合同審査会」を設置して、提案の公募・採択・実施について、関係府省一体で取り組むこととしている。

2. 募集する提案の対象

次の（1）～（4）に該当する事業を対象とする。

- （1）未来技術を活用し、地域課題を解決する（地方創生に寄与する）事業であること。
- （2）次の①又は②の技術の実装に関する事業であること。
 - ① 以下のいずれかに当てはまる未来技術
 - （1）AI、IoT、5G、クラウドコンピューティング、ビッグデータ
 - （2）自動運転
 - （3）ロボット（ドローン含む）、VR/AR
 - （4）キャッシュレス・ブロックチェーン
 - ② 戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）等の研究開発成果を活用する技術
- （3）今後3年間（令和5年度まで）で実装（一部でも可）が見込まれ、5年間（令和7年度まで）で本格実装される（事業化され自走する）事業であること。
- （4）省庁横断的な支援を必要とする事業であること。

3. 提案者

都道府県、市区町村

※共同提案も可とする。

4. 提案書類

提案に必要な書類（提案書類）は、次のとおり。

別紙3「令和3年度スマートシティ関連事業応募様式」の「共通」（P1～P10）と「内閣府（地創）」（P11～P16）

※以下について記載は任意です。（提案事業と関係がない場合は記載不要です。）

P7「スマートシティサービス・アセット」、P8「都市OS」

※参考資料（必要に応じて添付）は一覧を作成するとともに、連番を付し、提案書類のどの項目に対応するのか明らかにし、提案内容と関連性の低い参考資料の添付は避けること。

作成に当たっては、過度に冗長な記載とならないよう、必要な内容を簡潔に記載すること。

5. 提案内容の評価

評価の観点は以下のとおり。

- (1) 「2. 募集する提案の対象」（1）～（4）の要件を満たしていること。
- (2) 「事業により期待される効果」や「未来技術の社会実装に関するこれまでの事業内容」などの提案内容について、具体的に記載され、地方創生への寄与に効果が見込まれること。

※合同審査における評価ポイントは別紙2「令和3年度スマートシティ関連事業の公募について」を参照すること。

6. 留意事項

提案に係る事務局への相談については、透明性の確保の観点から、提案書類の提出以降は受け付けない（提案書類の提出前においては、事務局及び関係省庁等への相談は差し支えない）。

提案にあたり、内閣府幹部及び担当者へ選定の陳情等を行うことは、控えていただく。未来技術社会実装事業の公募期間中及び選定期間中に、陳情等があった場合は、選定対象としないこととする。また、合否通知以前に内閣府幹部及び担当者へ選定の感触を照会する等の行為についても控えていただく。

7. 提案書類の提出方法、募集期間等

(提出方法)

提案書類（応募様式及び参考資料）は、電子メールで提出すること。

(提出に当たっての留意事項)

事務局から到着した旨の連絡はしないので、到着状況については、事務局まで直接問い合わせること。

(募集期間)

令和3年6月18日（金）～令和3年7月19日（月）15時まで

※締切後の提出は一切認めない。

(提出先)

下記のURLより応募者の連絡先等の情報を登録。事務局より各申請書類の提出先についてメールにて連絡を行う。(事前登録〆切：7月13日（火）12時)

事前登録申請：<https://form.cao.go.jp/cstp/opinion-0548.html>

① 合同審査会の事務局

内閣府科学技術・イノベーション推進事務局（スマートシティ担当）

② 内閣府地方創生推進事務局 未来技術実装担当

※①②の双方に同時提出すること。

8. 提案後の流れ

提案後の流れは以下を予定している。

令和3年7月19日（月）15時 提案募集締切

※必要に応じヒアリングを実施（原則オンライン）

合同審査会を経て事業の選定

順次 地域実装協議会を組織・開催

9. 問い合わせ先

内閣府地方創生推進事務局 未来技術実装担当

電話：03-6206-6175

令和 3 年度 データ連携促進型スマートシティ推進事業 実施要領

1 事業の目的

平成 28 年 12 月に施行された「官民データ活用推進基本法」（以下「法」という。）において「多様な分野における横断的な官民データ活用基盤の整備」（法第 15 条第 2 項）が定められ、総務省では平成 29 年度から「データ利活用型スマートシティ推進事業」を実施するなど、地域におけるデータ活用の環境整備を促進してきた。

さらに、令和 2 年度には、12 月に閣議決定された「第 2 期 まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020 改訂版）において「AI、IoT などの新技術や官民データ等をまちづくりに取り入れ、都市・地域課題の解決を図る「スマートシティ」をまちづくりの基本とし、官民連携プラットフォームの枠組を活用し、関係省庁連携の下、標準アーキテクチャを参照しつつ、全国各地のスマートシティ関連事業を強力に推進する。加えて、先進・優良モデルの全国展開を図るため、必要なインフラ整備、データ連携基盤構築等への支援を行う。」とされている。また、「新経済・財政再生計画改革工程表 2020」（令和 2 年 12 月 18 日経済財政諮問会議決定）では「技術の実装をした自治体・地域団体数：2025 年度までに実装地域数 100」「都市 OS（データ連携基盤）の導入数：2025 年度までに 100 地域」などが KPI とされた。

これらを踏まえ、本事業においては、地域が抱える様々な課題の解決や地域活性化・地方創生を実現するため、スマートシティに取り組む地方公共団体等による都市 OS（データ連携基盤等）や当該都市 OS に接続するサービス、データ及びアセットの初期投資等にかかる経費の一部を補助する。

なお、本事業については、令和 2 年度第 3 次補正予算及び令和 3 年度当初予算について同時に公募を行うものである。

2 事業の概要

（1）公募する事業

地域が抱える様々な課題の解決や地域活性化・地方創生のため、スマートシティリファレンスアーキテクチャを満たす都市 OS（データ連携基盤等）や当該都市 OS に接続するサービス、データ及びアセットの整備等を行う事業

（2）実施団体の要件

参考 1 「情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計）交付要綱」（以下「交付要綱」という。）第 4 条に規定する者とする。ただし、交付要綱第 4 条第 1 項第 3 号に規定する法人格を有する組織が実施団体となる場合（以下「民間事業者等」という。）には、事業に関連する都道府県又は市区町村との間で、出資¹、包括連携協定、コンソーシアム組成等によりガバナンスが確立されていることを条件とする。また、当該条件を満たしているか確

¹ 例えば、一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む）並びに会社法人に対して、都道府県又は市町村が出資を行っている場合（いわゆる第三セクター（まちづくり会社等）や都市再生推進法人（都市再生特別措置法に基づき市町村が指定するもの）等を指す。

認するために、提案者に対して証憑となる資料の提出等を求めることがある。

(3) 補助対象経費の範囲

交付要綱別表及び本実施要領別添1に規定するとおり。

なお、補助事業の目的遂行に必要と認められない経費及び一般的に合理的と認められる範囲を超える経費等については、原則として補助対象とならない。

使用できない経費の例示は以下のとおり。

(ア) 補助事業の目的遂行に必要と認められない経費

- 建物等施設の建設、不動産取得に関する経費
- 補助事業の遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
- 事業実施に必要な外国旅費等（特に外国旅費については、補助事業の目的達成のために必要不可欠なものに限る。）
- 実施団体が負担する経費振込手数料
- 特許取得に係る費用
- 知的財産の維持管理に係る経費
- 補助事業に直接係わらない事務的な打合せに係る経費
- 総務省の検査を受検するために要する旅費
- 学会年会費、為替差損に係わる経費等
- 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- その他、補助事業の遂行に関係のない経費（例えば、酒、煙草、手土産、接待費等。イベントや学会等への参加費に懇親会費・食事代等が含まれている場合は、参加費のみが計上可能。）

(イ) 一般的に合理的と認められる範囲を超える経費

- 経済合理性を欠いた高額取引により生じた経費
- 選定理由を欠く随意契約等により生じた経費
- 自社調達又は100%子会社等から調達を行う場合の調達価格に含まれる利益相当額
- タクシー料金、鉄道のグリーン料金、航空機のビジネスクラス料金等（タクシーの使用は明確かつ合理的な理由があれば認められる場合がある。）
- 鉄道料金及び航空機料金について、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる範囲を超える運賃
- 社会通念上相当と認められる範囲を超える日当及び宿泊費
- その他、公的な資金の使途として社会通念上、不適切と認められる経費

(ウ) 補助事業対象期間外の経費

- 交付決定日以前に発注した経費、又は、補助事業期間中に検収又は支払いが終了していない経費。ただし、補助事業期間終了前1カ月以内にやむを得ず調達を行う場合などで、支払いが補助期間外となる相当の事由を証明した場合は、経費計上できる（例：人件費に関して、給与等の支払いが月末締め翌月になる場合）。

上記の他、補助事業における経理処理については、「令和3年度データ連携促進型スマートシティ推進事業 経理処理解説」等総務省が別途提示する経理処理ルールに従うこと。

(4) 補助金の交付額

補助率は、事業費総額の1/2以内とする。

※ 補助事業に係る事業費の下限額は、100万円とする。

(5) 補助事業の留意事項

- ✓ 補助事業の実施に当たっては、一つの機器等に対し重複して他省庁（国）の公的な補助金等の交付を受けることはできない（交付を受ける対象の切り分けが必要）。ただし、提案者が他省庁（国）の公的な補助金等への申請及び提案等を行うことを妨げるものではない。
- ✓ 本事業は直接補助事業であり、間接補助事業者への補助金の交付は認めない。
- ✓ 政府は、関係府省等の連携の下でスマートシティ関連事業を推進することとしており、令和元年度に内閣府が行った「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期／ビッグデータ・AI を活用したサイバー空間基盤技術／アーキテクチャ構築及び実証研究」事業の成果である、スマートシティの標準的な設計思想「スマートシティリファレンスアーキテクチャ ホワイトペーパー」²を参照して実施すること。
- ✓ 実施団体は、補助事業の完了する日の属する会計年度の翌年度から起算して5年以内の間、補助事業により整備した設備等の運用状況及び当該設備等に係る収益状況を報告しなければならない（当該報告により相当の収益が生じたと認められる場合は、交付した補助金の全部又は一部を国に納付させることがある）。当該報告に当たっては、運用状況として、実績報告書の事業結果説明書に記載した事業終了後5年間に於ける導入したシステムの利用状況等に関する目標の達成状況、補助事業終了後の運用において得られた知見（成功・失敗した取組とその要因、隘路とその打開策等）、その他他の地域において参考とすべき情報について報告するものとする。
- ✓ 実施団体が、財産処分制限期間（ソフトウェアの場合は5年）内に、総務大臣の承認を受けず、補助事業により整備した設備等を目的外利用等（財産の遊休化を含む。）した場合には、補助金の返還を命ずることがある。
- ✓ 本事業で導入するシステムについては、「IT 調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（2018年12月10日関係省庁申合せ）等に留意し、サプライチェーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策を講ずること。また、個人情報等の機密性の高い情報等を取り扱うことが見込まれるため、セキュリティポリシー等の所管部局・部署と十分に協議を行い、外部委託を行う場合を含めて必要な情報セキュリティ対策が講じられているかなどに留意すること。

3 提案手続

(1) 提出書類

令和3年度スマートシティ関連事業応募様式

(2) その他の補足資料

提案を補足する資料があれば、A4版（様式自由）10ページ以内で添付すること。

² 「スマートシティリファレンスアーキテクチャ ホワイトペーパー」については下記の内閣府 Web サイトを参照ください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/stmain/20200318siparchitecture.html>

(3) 提出期限

令和3年7月19日(月)午後3時(必着)

(4) 提出書類

合同審査会応募様式は、Microsoft PowerPoint で作成した電子ファイルで、その他の補足資料は Microsoft Word、Microsoft PowerPoint、Microsoft Excel、PDF で提出すること。なお、採択された提出書類は、総務省ホームページ等で公開する場合がある。

(5) 提出先

応募書類の提出方法：

① 下記応募フォームにて連絡者の氏名と所属団体名、メールアドレスを送付。

<https://form.cao.go.jp/cstp/opinion-0548.html>

※ 7月19日(月)15時までに応募書類を提出できるよう、遅くとも7月13日(火)12時までにまでに応募フォームにメールアドレスを送付すること。

② 応募フォームに記載されたメールアドレスに、合同審査会の事務局及び関係府省の提出先が記載されているメールを送付。

③ 「合同審査会の事務局」及び、「応募する事業」の提出先に提出。

<データ連携促進型スマートシティ推進事業の提出先>

ア メールによる提出の場合

所管の総合通信局等(本実施要領別添2参照)にメールで提出するとともに、電話でメール提出した旨を一報すること(郵送、持ち込みは不要)。

イ 補助金申請システム(Jグランツ)による申請の場合

本事業では、公募から事業完了後の手続までをオンラインで完結可能な補助金申請システム(Jグランツ)での申請が可能である。同システムによる申請にはGビズIDが必要なため注意すること。その他、同システムの詳細は下記URL確認すること。当該システム上で申請を行う場合、申請を行った旨の連絡は不要。

・補助金申請システム(Jグランツ2.0)の提供を開始しました

(令和3年1月4日経済産業省発表)

<https://www.meti.go.jp/press/2020/01/20210104002/20210104002.html>

4 採択候補先の選定等

(1) 選定方法

合同審査会による評価を行い、その結果に基づき採択候補先を選定する。評価は書面審査及び必要に応じてヒアリングにより行う。ヒアリングの実施については、対象者に対し別途通知する。なお、評価に際し、提案者に対して追加資料の提出等を求めることがある。

(2) 選定のポイント

採択候補先の選定に当たっては、別添3の審査基準に基づき、総合的に評価を行う。なお、別添3に挙げた項目以外の要素を追加した提案を行うことを妨げない。

(3) 提案内容の確認・採択・修正

総務省は、採択候補先を選定した後、提案内容の遂行に支障がないかどうかを確認した上で、最終的な交付決定を行う。ただし、交付決定に当たっては必要に応じて条件を付すことがある。

また、採択された提案内容については、必要に応じて、総務省と採択候補先との間で調整の上、修正等を行うことがある。

(4) 補助金の支払い

補助金は、交付決定内容に係る申請書に定められた用途以外への使用は認めない。また、補助金は事業終了後速やかに実績報告書の提出を受け、補助金額を確定した後、精算払いにより支払う。(特別の事情がある場合には、年度途中で概算払いが認められることもある。)

(5) 事業結果説明書

実績報告書の提出に当たっては、同報告書の事業結果説明書において、以下の内容を明示すること。

- ① 事業の概要（構築したシステム・サービスのイメージ等）
- ② 補助事業の実施期間
- ③ 事業の運営体制や関係者間の役割分担
- ④ 事業実施に要した初期費用・運営費用
- ⑤ 所期の目標に対する達成度、定量的な費用対効果
- ⑥ 事業終了後5年間の達成目標
- ⑦ 翌年度以降に予定している事業内容
- ⑧ 補助事業の実施により得られた知見 等

5 スケジュール

以下のスケジュールを想定しているが、採択候補先の選定の状況等により前後することがある。

- ・令和3年8月中 : 合同審査会の実施、採択候補先の選定
- ・令和3年9月以降 : 交付決定

6 その他

本事業の実施については、本実施要領に定めるところによるほか、新たに取り決めを行うべき事項が生じた場合には、総務省が速やかにこれを定め、必要に応じて総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/index.html)で公開するものとする。

また、令和4年度の第一四半期中を目処として、実績報告書に基づくフォローアップ(実施体制の構築状況やシステムのオープン性の確保状況等)を行うことを予定している。

なお、総務省は、補助事業の完了する日の属する会計年度の翌年度から起算して5年以内の間、実施団体が行わなければならない報告等の内容を踏まえ、必要に応じて指導・助言を行うものとする。

7 実施要領に関する問い合わせ先

総務省 情報流通行政局 地域通信振興課

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎2号館11階

担当： 嶋田補佐、山川主査、野木官

電話： 03-5253-5756

FAX： 03-5253-5759

E-mail： ict-town_atmark_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。

送信の際には、「@」に変更してください。

補助対象経費の範囲

大分類	中分類	説明
一 直接経費		
I. 物品費	1. 設備備品費	補助事業の実施に直接必要な物品※の購入により調達する場合に要する経費。 ※取得価格が5万円以上、かつ、原型のまま、1年以上の使用に耐える物品をいう。 ただし、以下の物品については、取得価格によらず備品とする。 ① 当該物品の保有に伴い保守料金等が生じるもの（携帯電話、プリンタ等） ② リサイクルその他管理換（供用換を含む。）により効率的な物品の活用を行う必要性が高いもの（家電製品、什器類等）
	2. 消耗品費	補助事業の実施に直接必要な物品（取得価格が5万円未満のもの又は使用可能期間が1年未満のもの）の購入に要する経費。
II. 人件費・謝金	1. 人件費	補助事業の業務に直接従事する者の人件費（原則として、①本給、②賞与、③諸手当（福利厚生に係るものを除く）とする。ただし、I及びIVに含まれるもの並びに地方公共団体の職員の人件費を除く。）。 ア 事業担当者 補助事業の業務に直接従事する担当者の人件費（福利厚生に係る経費を除く）。 イ 事業補助者 補助事業の業務に直接従事するアルバイト、パート、派遣社員等の経費（福利厚生に係る経費を除く）。
	2. 謝金	補助事業の実施に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のために設置する委員会等（ワーキング・グループも含む）の開催や運営に要した委員等謝金、または個人による役務の提供等（アンケートやモニター等の回答等）の謝金。原則として、国家公務員及び地方公務員への謝金は除く。
	III. 旅費	旅費
	ア 旅費	補助事業の業務に従事する者が補助事業の実施に特に必要とする旅費（交通費、日当、宿泊費等）であって、補助事業者の旅費規程等により算定される経費。ただし、地方公共団体の職員の旅費を除く。 イ 委員等旅費 補助事業の実施に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のための委員会開催、運営に要する委員等旅費（交通費、日当、宿泊費等）であって、補助事業者の旅費規程等により算定される経費。 ウ 委員等調査費 委員会の委員が補助事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のため、国内あるいは海外において調査に要する経費で、旅費（交通費、日当、宿泊費等）、その他の経費。
IV. その他	1. 外注費（業務請負費）	補助事業の業務に直接必要なシステム構築等の外注にかかる経費（業務請負費等含む）。
	2. 印刷製本費	補助事業の実施に直接必要な資料、周知用チラシ等の印刷、製本に要した経費。
	3. 会議費	補助事業の実施に直接必要な知識、情報、意見等の交換、検討、情報の発信のための委員会開催、運営に要する会議費、会議室借上費、消耗品費、資料作成費、その他の経費。
	4. 通信運搬費（通信費、機械装置等運送費）	補助事業の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料、及び機械装置等運送費等。
	5. 光熱水料	補助事業の実施に直接使用する機器等の運転等に要する電気、ガス及び水道等の経費。
	6. その他（諸経費）	補助事業の実施に必要なものであって、他項に掲げられた項目に該当しないが、特に必要と認められる経費。
二 一般管理費	一般管理費	一 直接経費の合計額に一般管理费率（10分の1を上限）を乗じた額。

○ 提出書類の提出先一覧（総合通信局及び事務所）

■北海道

北海道総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒060-8795 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎

電話：011-709-2311（内線4714）／FAX：011-709-2482

e-mail：chiiki-s@soumu.go.jp

■青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

東北総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒980-8795 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23仙台第2合同庁舎

電話：022-221-3655／FAX：022-221-0613

e-mail：seibi-toh@ml.soumu.go.jp

■茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県

関東総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒102-8795 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎23階

電話：03-6238-1693／FAX：03-6238-1699

e-mail：kanto-keikaku@soumu.go.jp

■新潟県、長野県

信越総合通信局 情報通信部 情報通信振興室

住所：〒380-8795 長野県長野市旭町1108 長野第1合同庁舎

電話：026-234-9933／FAX：026-234-9999

e-mail：shinetsu-event@soumu.go.jp

■富山県、石川県、福井県

北陸総合通信局 情報通信部 情報通信振興室

住所：〒920-8795 石川県金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎6階

電話：076-233-4431／FAX：076-233-4499

e-mail：hokuriku-shinkou@soumu.go.jp

■岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

東海総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒461-8795 名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第三号館6階

電話：052-971-9405／FAX：052-971-3581

e-mail：tokai-shinko@soumu.go.jp

■滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

近畿総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒540-8795 大阪府中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館4階

電話：06-6942-8522／FAX：06-6920-0609

e-mail：ict-kinki@ml.soumu.go.jp

■鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

中国総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒730-8795 広島市中区東白島町19-36

電話：082-222-3413／FAX：082-502-8152

e-mail：chugoku-shinko@ml.soumu.go.jp

■徳島県、香川県、愛媛県、高知県

四国総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒790-8795 愛媛県松山市味酒町2-14-4

電話：089-936-5061／FAX：089-936-5014

e-mail：shikoku-chiiki@soumu.go.jp

■福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

九州総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒860-8795 熊本市西区春日2-10-1

電話：096-326-7826／FAX：096-326-7829

e-mail：h-shinkou@ml.soumu.go.jp

■沖縄県

沖縄総合通信事務所 情報通信課

住所：〒900-8795 沖縄県那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋B-1街区 5階

電話：098-865-2304／FAX：098-865-2311

e-mail：okinawa-sinko@ml.soumu.go.jp

令和 3 年度 審査基準

(1) 「適合性」：事業の目的に適合しているか。		
(1)-1	必須要件	【応募主体】 (1) 都道府県、(2) 市町村（一部事務組合又は広域連合を含む）、(3) 法人格を有する組織のいずれかであること。ただし、(3) 法人格を有する組織が実施団体となる場合には、事業に関連する都道府県又は市区町村との間で、出資、包括連携協定、コンソーシアム組成等によりガバナンスが確立されていること
(1)-2	必須要件	【リファレンスアーキテクチャ】 「スマートシティリファレンスアーキテクチャ ホワイトペーパー」に基づき、スマートシティの構成要素が明確に整理されており、可視化されていること
(1)-3	必須要件	【3つの基本理念：市民（利用者）中心主義】 ” Well-Being の向上 “ に向け、市民目線を意識し、市民自らの主体的な取組を重視していること
(1)-4	必須要件	【3つの基本理念：ビジョン・課題中心主義】 実施地域において策定した総合計画や地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略などの各種戦略に沿ったものであり、事業の実施が同戦略の推進に寄与すること
(1)-5	必須要件	【3つの基本理念：ビジョン・課題中心主義】 事業の実施を通じて期待される事業の成果が明確に示されており、地域の課題解決に資する根拠が明確に示されていること
(2) 「具体性・実行性」：事業実施体制等が具体的であり、実行性が担保できていること。		
(2)-1	必須要件	【実施計画】 実施体制、事業スケジュール等を含めて事業の実実施計画が効率的に組み立てられており、翌年度以降の事業計画等の確実な実施・運営が見込めること
(2)-2	必須要件	【推進体制】 首長がリーダーシップを発揮しているなど、地域において自立的・持続的に事業を行い、継続的な改善を図る体制が確立されていること
(2)-3	推奨要件	【多様な主体の参画】 サービス事業者、ベンチャー企業、大学・高専等の研究教育機関及び市民などが参画していること
(3) 「継続性」：事業が実験だけで終わらず、継続可能であるか。		
(3)-1	必須要件	【継続性の確保】 本事業により補助を受け実装したシステム等は、少なくとも5年間使い続ける見込みがあること
(3)-2	推奨要件	【資金的持続性の確保】 利用者課金、民間資金の投入などを積極的に行い（見込み含む）、資金的持続性を確保していること
(3)-3	推奨要件	【事業費】 リースやレンタルを活用することなどにより、事業費の低減が図られていること
(4) 「汎用性・発展性」：他地域での導入も可能であるか。		
(4)-1	必須要件	【ロックインの排除】 構築したベンダー以外の企業も都市 OS を運用・改修することができるように配慮されていること

(4) - 2	必須要件	【5つの基本原則：相互運用性・データ流通】 【拡張容易性】 実装する都市 OS は、データ流通を可能とし、拡張容易性を有するものであること
(4) - 3	必須要件	【オープン API】 API をスマートシティ官民連携 PF サイト上の API カタログサイトに公開すること
(4) - 4	必須要件	【クラウド・バイ・デフォルト原則】 都市 OS 及びアプリケーションをクラウド上で構築すること
(4) - 5	推奨要件	【データモデル】 データフォーマットについて、標準化されたフォーマットがある場合はそのフォーマットを使用すること
(5) 「先進性」：これまででない有効な取組であるか。		
(5) - 1	推奨要件	【先端技術】 AI、5G 等先端技術を活用することにより、社会的な課題や要求に対応していること
(6) その他		
(6) - 1	必須要件	【5つの基本原則：セキュリティの確保】 スマートシティセキュリティガイドライン（第2.0版）を参考としながら適切なセキュリティ対策を実施すること
(6) - 2	必須要件	【サプライチェーンリスク】 都市 OS、機材や端末などがサプライチェーンリスクを考慮したものであること
(6) - 3	必須要件	【5つの基本原則：プライバシーの確保】 プライバシー影響評価（PIA）を実施するなど、プライバシーを確保したものであること
(6) - 4	推奨要件	【3つの基本理念：分野間連携】 都市 OS を介したデータを分野間連携（※）していること ※①one to many（1分野のデータを複数分野で利用）パターン、②many to one（複数分野のデータを1分野で利用）パターン
(6) - 5	推奨要件	【3つの基本理念：都市間連携】 事業の実施に当たり、複数の地域でデータ連携基盤の共同利用又は接続を行うなど、都市間連携を目指した取組であること
(6) - 6	推奨要件	【コロナ対策】 新型コロナウイルス感染症の対策に資するものであること

制定	平成 27 年	2 月 24 日	総国政第 30 号
改正	平成 28 年	4 月 11 日	総情振第 36 号
改正	平成 28 年 12 月 20 日		総情流第 86 号
改正	平成 29 年	2 月 15 日	総国政第 17 号
改正	平成 30 年	3 月 28 日	総情地第 19 号
改正	平成 31 年	2 月 22 日	総情方第 42 号
改正	令和 2 年	3 月 25 日	総情地第 38 号
改正	令和 3 年	2 月 4 日	総情地第 2 号

情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計）交付要綱

（通則）

第 1 条 情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計に計上されたものをいう。以下、「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「令」という。）及び総務省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・郵政省・自治省令第 6 号）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

（交付の目的）

第 2 条 この補助金の目的は、次に掲げる各号に定めるものとする。

- （1）情報通信技術（以下、「ICT」という。）の一層の利活用により、農業、医療・健康、観光、防災、雇用等各分野で地域が直面する課題解決に貢献し、各地域の産業や行政の効率化及び生産性向上又は地方への人や仕事の流れの創出を通じて地域の活性化に資する事業を実施し、地方創生に寄与すること。
- （2）医療・健康等データの利活用の促進に向けた医療情報連携基盤の高度化支援により、健康寿命増進、医療費適正化及び医療・健康等分野における新たな産業の創出へ寄与すること。

（補助事業の定義）

第 3 条 この要綱において、第 2 条の目的の達成に資する事業（以下、「補助事業」という。）とは、次に掲げる各号のいずれかの要件を満たすものをいう。

- （1）これまで全国 27 箇所において実施してきた ICT を活用した街づくりの成果事例又は先進的な地域情報化の先進事例を活用し、これら成果事例において構築したシステムの「横展開」や「自立的」「持続的」な推進体制の整備等を通じて、農業、医療、防災など各分野で地域が直面する課題解決に貢献するとともに、地域の活性化に資するもの。
- （2）ICT の利活用を推進し、企業活動変革による地域の業務の効率化や、地域拠点の活用などを通じて、地域の産業の効率化や生産性向上に貢献するとともに、地域の活性化に資するもの。

- (3) ICTの利活用により、サテライトオフィス又はテレワークセンターの拠点の整備等を通じて、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を実現し、地方への人や仕事の流れの創出やワーク・ライフ・バランスの向上に貢献するとともに、地域の活性化に資するもの。
- (4) ICTの利活用により、子育て・介護支援施設や病院等の施設にテレワーク設備を整備を通じて、子育て世帯や高齢者・障害者等の社会参加を促すとともに、地域の活性化に資するもの。
- (5) 医療機関と介護事業者間、広域の地域医療圏における情報連携を実現するクラウド型医療情報連携基盤の整備等を通じて、地域包括ケアの充実や健康寿命の延伸等に貢献するもの。
- (6) ICTを活用したスマートシティ（都市や地域の機能やサービスを効率化・高度化し、生活の利便性や快適性を向上させるとともに、人々が安心・安全に暮らせる都市）型の街づくりを通じて、地域が抱える様々な課題の解決に貢献するとともに、地域活性化に資するもの。
- (7) ICTを活用した地域における先進事例や成果事例において構築したシステムの「横展開」を通じて、農業、医療・健康、観光、防災、働き方など各分野で地域が直面する課題解決に貢献するとともに、地域の活性化に資するもの。
- (8) 地方公共団体の業務へのRPA（ソフトウェア上のロボットによる業務工程の自動化）の導入を通じて、行政の効率化・標準化及び生産性向上に資するもの。

（交付申請者）

第4条 第1条の規定により、補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、補助事業の実施に当たり、これらに該当しない者の協力を受けることを妨げない。

(1) 都道府県

(2) 市町村（一部事務組合又は広域連合を含む）

(3) 法人格を有する組織

ア 会社法（平成17年法律第86号）に基づく株式会社及び持分会社

イ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）に基づく特例有限会社

ウ 組合等

① 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会及び企業組合

② 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合、商工組合及び商工組合連合

③ 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づく商工会議所

④ 商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく商工会及び商工会連合会

⑤ 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

⑥ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づく農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び農業協同組合中央会

- ⑦ 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づく水産業協同組合
- ⑧ 森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づく森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会

⑨ その他、総務大臣（以下「大臣」という。）が適当と認める組合

エ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づく一般社団法人及び一般財団法人

オ 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第9号の2に定める一般社団法人及び一般財団法人並びにその他の非営利法人（補助金に対して法人税が課されることとなる法人を除く。）

カ 公益法人認定法（平成18年法律第49号）に基づく公益社団法人及び公益財団法人

キ 医療法（昭和23年法律第205号）に基づく医療法人

ク その他大臣が適当と認める法人

2 前条第3号に掲げる補助事業においては、前項の補助金の交付を受けることができる者は同項第1号又は第2号に該当する者を1以上及び同項第3号に該当する者を1以上含む連携主体の代表機関に限る。

3 前条第8号に掲げる補助事業においては、第1項の補助金の交付を受けることができる者は同項第1号又は第2号に該当する者に限る。

（交付の対象及び補助率）

第5条 大臣は、第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下、「補助事業者」という。）が補助事業を実施するために必要な経費のうち、次の各号に掲げる経費（以下、「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。

（1）直接経費（次に掲げる経費で事業に直接必要なものに限る。）

ア 物品費（設備備品費及び消耗品費）

イ 人件費・謝金

ウ 旅費

エ その他（外注費、印刷製本費、通信運搬費、光熱量費、会議費、その他諸経費）

（2）一般管理費

直接経費の合計額に10分の1を乗じて得た額を上限とする。

（3）事業費（間接補助事業者へ交付した補助金）（第3条第4号に該当する補助事業に限る。）

2 補助対象経費の区分及び補助率は、別表のとおりとする。

3 算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、大臣が指示する期日までに、補助金交付申請書（様式1）及びその他大臣が必要と認める書類を提出しなければならない。

2 補助金の交付を申請しようとする者は、前項に規定する補助金の交付の申請を行う場合、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費

に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下、「消費税等仕入控除税額」という。)に相当する金額を減額しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第7条 大臣は、前条第1項の規定による補助金交付申請書を審査した結果、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定を行い、交付決定通知書(様式2)を申請者に送付するものとする。

2 大臣は、前項の交付の決定を行う場合、前条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する金額を減額して補助金の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額に相当する金額を減額して交付の決定を行うものとする。

3 補助金の交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、前条第1項による補助金交付申請書が到達してから30日とする。

4 大臣は、第1項の決定に際して必要な条件を附することができる。

(申請の取下げ)

第8条 前条第1項の通知を受けた者は、交付決定の内容又はこれに附された条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知の日から起算して15日以内に交付申請取下げ届出書(様式3)を大臣に提出しなければならない。

(補助事業の変更)

第9条 補助事業者が、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式4)を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる補助事業の目的の変更を伴わない軽微な変更についてはこの限りでない。

(1) 補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、その変更が補助目的の達成をより効率的にする場合

(2) 補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、補助対象経費の費目のうち直接経費の内容相互間における増減であって、交付の決定の際における直接経費の総額の20パーセント以内で増減する場合

2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を附することができる。

3 大臣は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、又は条件を附した場合は、補助金交付決定変更通知書(様式5)により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止(廃止)承認申請書(様式6)を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合

又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業遅延届出書（様式 7）を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

（補助事業の管理）

第 1 2 条 大臣は、第 2 条の目的を達成するために必要な限度において、補助事業者に対して次に掲げる措置を講じることができるものとする。

（1）補助事業の実施状況、実施方法について、期限を定めて調査し、実施状況報告書（様式 8）を提出させること

（2）総務省の職員等を補助事業者の事業所等へ派遣し、補助事業の実施に立ち合わせること

2 大臣は、前項の措置を講じた結果、特に必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の実施に必要な指示を行うことができるものとする。ただし、当該指示が補助事業の変更に係る場合は、第 9 条に規定するところによるものとする。

3 前 2 項の規定は、補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間は、なお効力を有するものとする。

（実績報告書）

第 1 3 条 補助事業者は、補助事業が完了した場合（補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）

は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた日を含む。以下同じ。）から起算して 1 ヶ月を経過した日又は補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度の 4 月 1 0 日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式 9 の 1）を大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合は、補助金の交付の決定に係る会計年度の翌年度の 4 月 3 0 日までに、年度終了報告書（様式 9 の 2）を大臣に提出しなければならない。

3 第 1 項の場合において、実績報告書の提出期限について大臣の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。

4 補助事業者は、第 1 項に規定する実績報告書を提出するにあたり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する金額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 1 4 条 大臣は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合は、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第 9 条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付決定額（変更されたときは、変更後の額とする。）と補助事業の実施に要した経費のうち補助金交付の対象となる経費の額とのいずれか低い額を、交付すべき補助金の額として確定し、補助事業者に確定通知書（様式 1 0）をもって通知するものとする。

2 前項において確定をしようとする補助金の額に、1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える

補助金が交付されているときは、その越える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

- 4 前項の返還期限は、当該命令のなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、補助金の交付の申請時及び実績報告書の提出時において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書(様式11)を大臣に提出しなければならない。

- 2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する金額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前条第4項の規定は、前項の返還を命ずる場合において準用する。

(補助金の支払)

第16条 補助金は、第14条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の交付の決定の後に概算払いをすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金精算(概算)払請求書(様式12)を大臣に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第17条 大臣は、第10条の規定による補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号に該当する場合には、第6条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 大臣は、前項の規定により取消しをした場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第14条第4項の規定は、第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付を命ずる場合において準用する。

(知的財産権の報告)

第18条 補助事業者は、補助事業の実施を通じて特許権等の知的財産権を得た場合は、速やかに知的財産権報告書（様式13）を大臣に提出しなければならない。

（財産の管理等）

第19条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下、「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（様式14）を備え管理しなければならない。なお、第13条第1項に定める実績報告書の提出に当たっては、当該資料を添付することとする。

3 大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部に相当する金額を国に納付させることができる。

（財産処分の制限）

第20条 取得財産等のうち、令第13条第4号及び第5号に規定する処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものとする。

2 法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、大臣が別に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、財産処分承認申請書（様式15）を大臣に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

4 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（取得財産等の処分に関する承認の特例）

第21条 第19条及び第20条の規定による取得財産等の処分に関する大臣の承認については、大臣が別に定める基準に該当する場合は、届出書（様式第15）の提出をもって国に納付する旨の条件を付さずに大臣の承認があったものとして取り扱う。ただし、当該届出書に記載事項の不備等必要な条件が具備されていない場合は、この限りでない。

（補助事業の経理）

第22条 補助事業者は、補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を帳簿によって明らかにしておくとともに、当該帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（間接補助金交付の際付す条件）

第23条 補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、第7条、第9条から第22条に準ずる条件並びに次の条件を付さなければならない。

（1）間接補助事業者が、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ補助事業者の承認を受けなければならないこと（大臣が別に定める期間を経過した場合を除く。）。

(2) 間接補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。

(3) 間接補助事業者によって相当の収益が生じたと認めるときは、間接補助事業者に対して交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずるものとする。

(4) 間接補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。

2 補助事業者は、前項により付した条件に基づき承認又は指示をする場合は、あらかじめ承認申請書(様式第15)を大臣に提出し、大臣の承認又は指示を受けなければならない。

3 補助事業者は、第1項2号及び3号により間接補助事業者から補助事業者に財産処分等による納付があったときは、当該補助金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。

(報告の公表)

第24条 大臣は、第12条、第13条第1項の報告の全部又は一部を公表することができる。

(運用状況報告及び収益納付)

第25条 補助事業者は、補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年以内の間、毎会計年度終了後30日以内に補助事業により整備した設備等の運用状況について、運用状況及び収益状況報告書(様式16)を大臣に提出しなければならない。(第3条第4号に該当する補助事業は除く。)

2 補助事業者は、運用状況に係る会計経理を明らかにし、当該会計経理に係る帳簿及び伝票類を、当該報告に係る会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。(第3条第4号に該当する補助事業は除く。)

3 大臣は、第1項の報告により、補助事業者に相当の収益が生じたと認められるときは、補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付させることができるものとする。ただし、補助事業者の直近3年間の決算のうちいずれかが赤字であった場合又は相当程度の雇用創出等の効果によって公益への貢献が認められると大臣が特に認めた場合はこの限りではない。(第3条第4号に該当する補助事業は除く。)

4 前項の規定により納付を命ずることができる額は補助金の額を限度とする。

5 第3項の規定により、納付を命ずることができる額の納付期限は、当該命令の通知の日から起算して20日以内とする。(第3条第4号に該当する補助事業は除く。)

6 収益納付すべき期間は補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年以内とする。(第3条第4号に該当する補助事業は除く。)

(暴力団排除に関する誓約)

第26条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない。また、第5条の規定による補助金交付申請書の提出を以て、これに同意したものと見なすものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第27条 補助金の交付の申請をしようとする者、第7条第1項の通知を受けた者又は補助事業者は、第6条第1項の規定に基づく申請、第8条の規定に基づく申請の取下げ、第9条第1項若しくは第10条の規定に基づく申請、第11条の規定に基づく届出、第12条第1項(1)、第13条第1項、同条第2項若しくは第15条第1項の規定に基づく報告、第16条第2項の規定に基づく請求、第18条の規定に基づく報告、第20条第3項の規定に基づく申請、第21条の規定に基づく届出、第23条第2項の規定に基づく申請又は第25条第1項の規定に基づく報告(以下「交付申請等」という。)については、電子情報処理組織を使用する方法(法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。)により行うことができる。

(電子情報処理組織による通知等)

第28条 大臣は、前条の規定に基づき行われた交付申請等に係る第7条第1項の規定に基づく通知、第9条第1項の規定に基づく承認、同条第3項の規定に基づく通知、第10条の規定に基づく承認、第11条の規定に基づく指示、第12条第1項の規定に基づく措置、同条第2項の規定に基づく指示、第13条第3項の規定に基づく承認、第14条第1項の規定に基づく通知、同条第3項若しくは第15条第2項の規定に基づく命令、第17条第1項の規定に基づく取消若しくは変更、同条第2項若しくは第19条第3項(第20条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく命令、第20条第3項の規定に基づく承認、第23条第2項の規定に基づく承認若しくは指示又は第25条第3項の規定に基づく命令について、第6条第1項の規定による補助金交付申請書を提出した申請者又は補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、当該通知等を補助金申請システム(令和元年12月24日付で経済産業省が公表した「補助金申請システム(Jグランツ)」をいう。)により行うことができる。

(その他)

第29条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は、大臣が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年2月24日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年12月20日から適用する。
- 2 この要綱の適用の際、現に補助金の交付又は交付の決定が行われている第3条第1号から第3号までのいずれかの要件を満たす補助事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年3月1日から適用する。
- 2 この要綱の適用の際、現に補助金の交付又は交付の決定が行われている第3条第1号から第5号までのいずれかの要件を満たす補助事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年3月28日から適用する。
- 2 この要綱の適用の際、現に補助金の交付又は交付の決定が行われている第3条第1号から第7号までのいずれかの要件を満たす補助事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年2月22日から適用する。
- 2 この要綱の適用の際、現に補助金の交付又は交付の決定が行われている第3条第1号から第7号までのいずれかの要件を満たす補助事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年3月25日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年2月4日から適用する。

別表 補助対象経費の区分及び補助率（第5条関係）

補助対象経費の区分		補助率
	内容	
(1) 直接経費	ア 物品費 イ 人件費・謝金 ウ 旅費 エ その他	(ア) 第3条第1号及び第2号に該当する補助事業 ① 小規模地方公共団体（※1）にあつては1/2以内又は定額（上限3,000万円） ② 小規模地方公共団体以外にあつては1/2以内
(2) 一般管理費	(1)の合計額の10分の1以内	
(3) 事業費（第3条第4号に該当する補助事業に限る。）	間接補助事業者に交付した補助金	(イ) 第3条第3号に該当する補助事業 定額（上限3,000万円） (ウ) 第3条第4号に該当する補助事業 定額 (エ) 第3条第5号に該当する補助事業 定額（上限額は、事業規模に応じて補助事業の実施要領において定めることとする） (オ) 第3条第6号に該当する補助事業 1/2以内 (カ) 第3条第7号に該当する補助事業 都道府県及び政令指定都市を除く地方公共団体並びに地方公共団体以外にあつては1/2（上限2,000万円）以内 (キ) 第3条第8号に該当する補助事業 1/3（上限266.6万円）以内

※ 小規模地方公共団体とは、都道府県、政令指定都市、中核市、特例市及びこれらが参画する特別地方公共団体を除いた地方公共団体をいう

暴力団排除に関する誓約事項

当社（団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

記

1 事業対象者として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用等しているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は使宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 事業対象者として不適当な行為をする者（第三者を利用して当該行為を行う場合を含む。）

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

情報通信技術利活用事業費補助金交付要綱について【補足事項】

1 財産の処分制限期間について

- (1) 交付要綱第23条の「大臣が別に定める期間」は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)において規定される耐用年数に相当する期間とする。
- (2) 交付要綱第20条の「大臣が別に定める期間」は、総務省所管補助金等交付規則に定めるところによるものとする。

2 財産処分について

- (1) 交付要綱第19条第3項の収入には、補助事業の実施により預金利息が生じた場合における利息を含むものとする。ただし、交付要綱第13条の報告の際に当該利息相当額を減額して報告した場合は、この限りでない。
- (2) 交付要綱第21条で定める「大臣が別に定める基準」は、総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準(平成20年4月30日総官会第790号)に定める包括承認事項のほか、次のとおりとする。

① 以下の要件を満たす財産処分である場合

ア 当該補助事業完了後10年を超える期間を経過した設備の全部又は一部を公共用又は公用に供する次の施設へ転用等するものであること。

地域情報施設、研修施設、防災施設、試験研修施設、社会教育施設(公民館、図書館、博物館等)、社会体育施設(体育館等)、文化施設(美術館等)、児童福祉施設(児童館等)、老人福祉施設、障害者福祉施設、特定非営利活動法人(NPO)拠点施設、公害防止施設、医療施設、庁舎

イ 当該補助事業により設置した無線通信用施設及び設備が所在する都道府県、市町村及び都道府県又は市町村の共同事業者への無償による転用等であること。

② ①以外の場合であって、当該補助事業の本来の用途又は目的の遂行に支障がなく、かつテレワーク等の推進に資すると認められる場合であり以下のいずれかに該当する場合

ア テレワーク利用者の通信量の増加等に応じるための設備を追加及びこれに伴う当該補助事業により取得した財産を交換等する場合

イ 新たな無線通信を行うための設備を追加及びこれに伴う当該補助事業により取得した財産を交換等する場合

ウ 当該補助事業により設置した都市OS(スマートシティリファレンスアーキテクチャホワイトペーパーを参照しているものに限る。)又はその周辺のソフトウェア若しくは設備について、機能拡充又は改善のため、転用等する場合

エ 当該補助事業により設置したシステム(ICTを活用した地域における先進事例や成果事例において構築したシステムの「横展開」又は地方公共団体の業務へのRPAの導入を行うものであって、ウに該当するものを除く。)の機能拡充又は改善のため、転用等する場合

3 第3条第7号に該当する補助事業における要件について

第3条第7号に該当する補助事業において補助を受けようとする市町村については、交付の申

請の際に当該市町村の策定した官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第9条第3項に基づく「市町村官民データ活用推進計画」を大臣へ提出し、確認を受けることとする。

【総務省「データ連携促進型スマートシティ推進事業」補助金の要件について】

■ 都市OS(データ連携基盤等)を実装することが補助の要件

(参考:令和3年度データ連携促進型スマートシティ推進事業実施要領)

- ・公募する事業:「スマートシティリファレンスアーキテクチャを満たす都市OS(データ連携基盤等)や当該都市OSに接続するサービス及びアセットの整備等を行う事業」(実施要領p1)
- ・事業終了後:「交付要綱第25条にも基づき、補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年以内の間、毎会計年度終了後30日以内に補助事業により整備した設備等の運用状況及び当該設備等に係る収益状況を報告しなければならない。」(実施要領p3)
- ・事業終了後:「実施団体が、財産処分制限期間(ソフトウェアの場合は5年)内に、総務大臣の承認を受けず、補助事業により整備した設備等を目的外利用等(財産の遊休化を含む。)した場合には、補助金の返還を命ずることがある。」(実施要領p3)

■ 実証しか行わない場合には補助することはできない

情報通信技術活用事業費補助金の交付の流れ

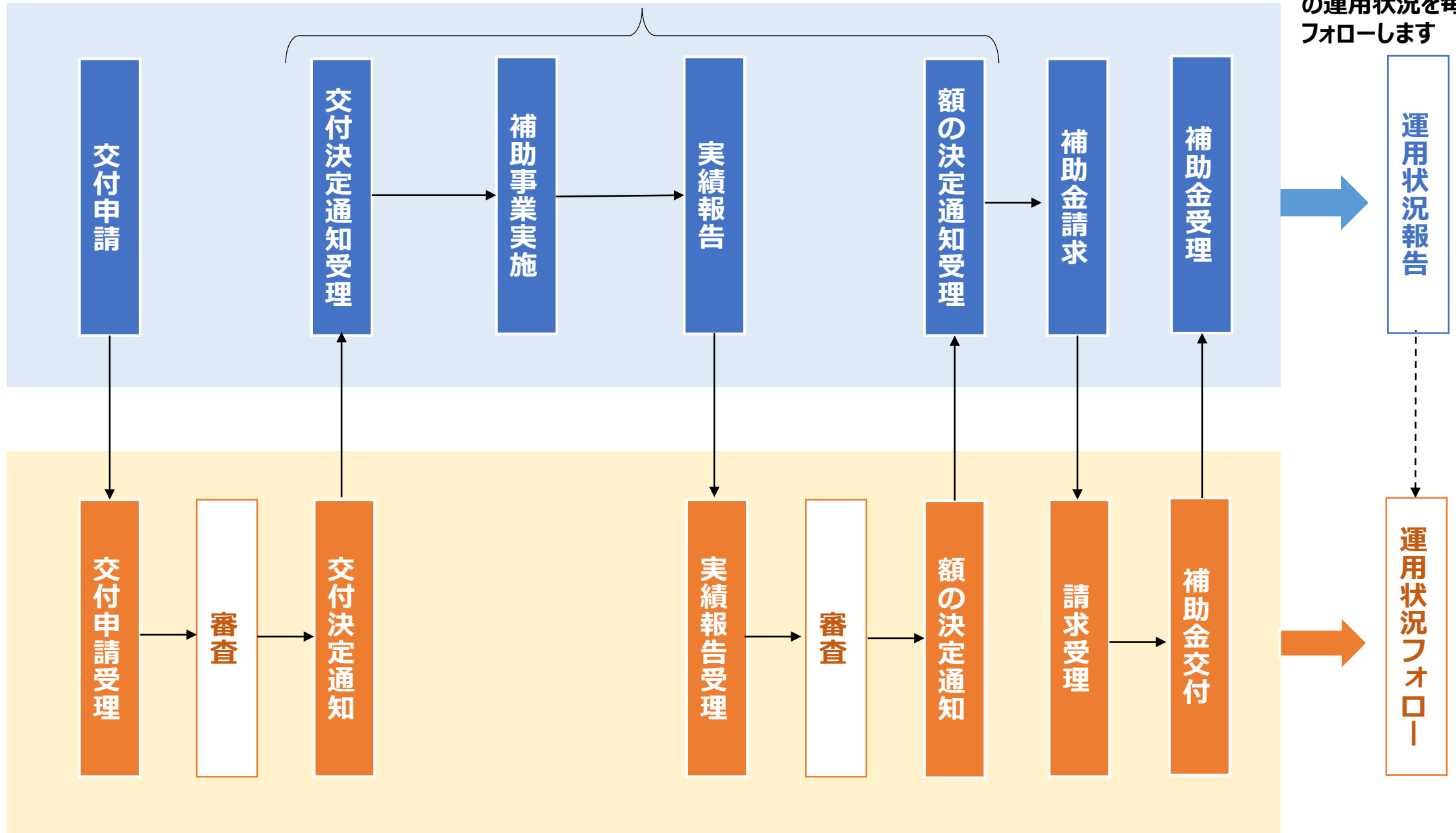
参考3

この間の詳細については、次ページを参照

※翌年度から5年間の運用状況を毎年フォローします

地方公共団体

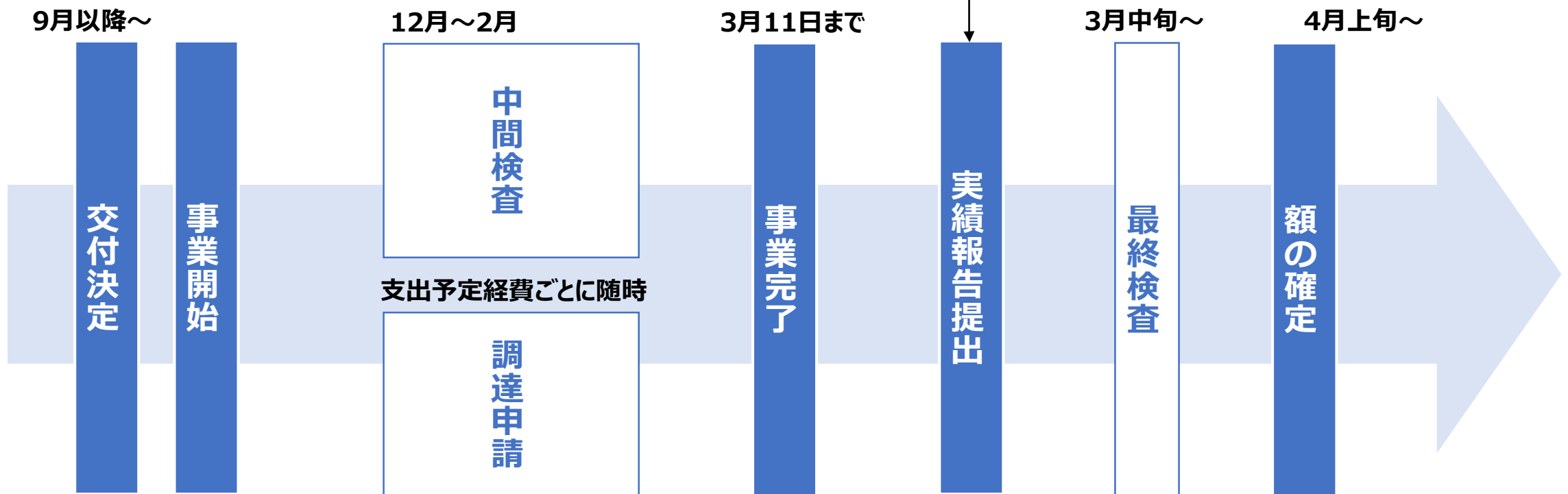
総務省



事業開始から額の確定まで

補助事業の完了の日から起算して1ヶ月を経過した日又は補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに提出(交付要綱第13条第1項)
(→3月18日までの案の提出を想定)

<想定スケジュール>



事業費と事業期間

交付決定日

事業期間（発注～支払い）

事業完了日

見積 発注 納品 検収 請求 支払

見積 発注 納品 検収 請求 支払

見積 発注 納品 検収 請求 支払

見積 発注 納品 検収

見積 発注 納品 検収 請求

支払

原則として、見積りから支払までの一連の証憑書類が必要。ただし、一部の証憑書類を調達先との間で省く契約等がある場合や、緊急のために証憑書類の一式が揃っていない場合には不足の証憑書類についてそれに代わる証明書類を用意する必要がある。

交付決定日前に契約・発注行為が行われていた場合の経費は、対象外。

契約準備行為までは可能だが、その過程で発生した経費は計上不可。

事業期間末日より後の支払経費は原則として対象外。

ただし、やむを得ない場合に限り、調達前に事前協議を行い、特定の要件を満たせば計上可

人件費標準単価表 (2021 年度適用)

健保等級適用者					健保等級が適用されない者					
なし又は年4回以上 法定福利費		賞与回数 法定福利費 加算の有無	年1回～3回 法定福利費							
加算あり	加算なし		加算あり	加算なし						
①	②	区分	③	④	年額範囲		月額範囲			
[円/時間]	[円/時間]		[円/時間]	[円/時間]	以上～未満	以上～未満	以上～未満	以上～未満	以上～未満	
		健保等級								
430	360	1	580	480	-	～	1,093,440	-	～	91,120
500	420	2	670	560	1,093,440	～	1,254,240	91,120	～	104,520
560	480	3	750	650	1,254,240	～	1,415,040	104,520	～	117,920
630	540	4	840	730	1,415,040	～	1,575,840	117,920	～	131,320
700	610	5	940	810	1,575,840	～	1,672,320	131,320	～	139,360
740	640	6	1,000	860	1,672,320	～	1,768,800	139,360	～	147,400
790	680	7	1,060	910	1,768,800	～	1,897,440	147,400	～	158,120
840	730	8	1,130	980	1,897,440	～	2,026,080	158,120	～	168,840
900	780	9	1,210	1,050	2,026,080	～	2,154,720	168,840	～	179,560
960	830	10	1,290	1,110	2,154,720	～	2,283,360	179,560	～	190,280
1,020	880	11	1,360	1,180	2,283,360	～	2,412,000	190,280	～	201,000
1,070	930	12	1,440	1,250	2,412,000	～	2,572,800	201,000	～	214,400
1,150	990	13	1,540	1,330	2,572,800	～	2,733,600	214,400	～	227,800
1,220	1,050	14	1,630	1,420	2,733,600	～	2,894,400	227,800	～	241,200
1,290	1,120	15	1,730	1,500	2,894,400	～	3,055,200	241,200	～	254,600
1,360	1,180	16	1,830	1,580	3,055,200	～	3,216,000	254,600	～	268,000
1,430	1,240	17	1,920	1,670	3,216,000	～	3,537,600	268,000	～	294,800
1,580	1,370	18	2,120	1,830	3,537,600	～	3,859,200	294,800	～	321,600
1,720	1,490	19	2,310	2,000	3,859,200	～	4,180,800	321,600	～	348,400
1,870	1,620	20	2,500	2,170	4,180,800	～	4,502,400	348,400	～	375,200
2,010	1,740	21	2,690	2,330	4,502,400	～	4,824,000	375,200	～	402,000
2,150	1,870	22	2,890	2,500	4,824,000	～	5,145,600	402,000	～	428,800
2,300	1,990	23	3,080	2,670	5,145,600	～	5,467,200	428,800	～	455,600
2,440	2,110	24	3,270	2,840	5,467,200	～	5,788,800	455,600	～	482,400
2,590	2,240	25	3,470	3,000	5,788,800	～	6,110,400	482,400	～	509,200
2,730	2,360	26	3,660	3,170	6,110,400	～	6,592,800	509,200	～	549,400
2,940	2,550	27	3,950	3,420	6,592,800	～	7,075,200	549,400	～	589,600
3,160	2,740	28	4,240	3,670	7,075,200	～	7,557,600	589,600	～	629,800
3,380	2,930	29	4,530	3,920	7,557,600	～	8,040,000	629,800	～	670,000
3,590	3,110	30	4,820	4,170	8,040,000	～	8,522,400	670,000	～	710,200
3,810	3,300	31	5,100	4,420	8,522,400	～	9,004,800	710,200	～	750,400
4,020	3,490	32	5,390	4,670	9,004,800	～	9,487,200	750,400	～	790,600
4,240	3,670	33	5,680	4,920	9,487,200	～	9,969,600	790,600	～	830,800
4,460	3,860	34	5,970	5,170	9,969,600	～	10,452,000	830,800	～	871,000
4,670	4,050	35	6,260	5,430	10,452,000	～	10,934,400	871,000	～	911,200
4,870	4,230	36	6,530	5,680	10,934,400	～	11,416,800	911,200	～	951,400
5,070	4,420	37	6,790	5,930	11,416,800	～	12,060,000	951,400	～	1,005,000
5,330	4,670	38	7,150	6,260	12,060,000	～	12,703,200	1,005,000	～	1,058,600
5,600	4,920	39	7,500	6,590	12,703,200	～	13,346,400	1,058,600	～	1,112,200
5,860	5,170	40	7,860	6,930	13,346,400	～	14,150,400	1,112,200	～	1,179,200
6,190	5,480	41	8,300	7,350	14,150,400	～	14,954,400	1,179,200	～	1,246,200
6,530	5,790	42	8,750	7,760	14,954,400	～	15,758,400	1,246,200	～	1,313,200
6,860	6,100	43	9,190	8,180	15,758,400	～	16,562,400	1,313,200	～	1,380,200
7,190	6,420	44	9,630	8,600	16,562,400	～	17,527,200	1,380,200	～	1,460,600
7,590	6,790	45	10,170	9,100	17,527,200	～	18,492,000	1,460,600	～	1,541,000
7,980	7,160	46	10,700	9,600	18,492,000	～	19,456,800	1,541,000	～	1,621,400
8,380	7,540	47	11,230	10,100	19,456,800	～	20,421,600	1,621,400	～	1,701,800
8,780	7,910	48	11,760	10,600	20,421,600	～	21,386,400	1,701,800	～	1,782,200
9,180	8,290	49	12,300	11,110	21,386,400	～	22,351,200	1,782,200	～	1,862,600
9,570	8,660	50	12,830	11,610	22,351,200	～		1,862,600	～	

別紙 6

令和3年度「無人自動運転等の先進 MaaS 実装加速化推進事業（地域新 MaaS 創出推進事業）」に係る企画競争募集要領

令和3年6月18日
経済産業省 製造産業局 自動車課
各地方経済産業局担当課

経済産業省では、令和3年度「無人自動運転等の先進 MaaS 実装加速化推進事業（地域新 MaaS 創出推進事業）」を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

なお、これまでの委託契約に係るルールを一部改正し、令和3年1月8日（金）より運用を開始しています。「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の上で応募してください。

1. 事業の目的（概要）

（1）はじめに

自動運転等の先進モビリティサービスは、少子高齢化や都市部への人口集中をはじめとした我が国の社会構造の変化によって顕在化する様々な社会課題に対し、移動の自由の確保・地域活性化・交通事故削減・移動の効率化・人材不足解消などで貢献し、同時に、生活利便性の向上や産業競争力の強化により我が国全体の経済的価値の向上に寄与するものです。

上記のように、自動運転等の先進モビリティサービスへの社会的な期待は高く、世界的な市場の立ち上がりも今後急速に見込まれることから、我が国の輸出産業の大きな柱でもある自動車産業の国際競争力を維持・強化するという観点からも、官民協調して、関連する取組全体を引き続き強気に押し進めることが重要です。

経済産業省・国土交通省では、令和元年度から「IoT や AI を活用した新しいモビリティサービス活性化に向けた「地域×企業」の挑戦を促す“スマートモビリティチャレンジ”プロジェクト」（※2）等を開始し、地域や事業者の取組に関する情報共有促進や社会的機運醸成、MaaS 実証から得られたベストプラクティスや横断的課題の整理等を行う仕組みとして「スマートモビリティチャレンジ推進協議会」を設立し、取組を推進しています。

経済産業省においては、先駆的に新しいモビリティサービスの社会実装に取り組む地域として、令和元年度は13地域を、令和2年度は16地域を選定し、実証実験から得られた成果や課題を踏まえ、地域や事業者等に対する社会実装に向けた知見集や、今後の取組の方向性を取りまとめたところです。（※2）

令和3年度においては、モビリティサービスの社会実装及び高度化の実現を目指し、これまでに得られた課題を踏まえ、先進的かつ横断的な事業モデルの創出に向けて「地域新 MaaS 創出推進事業」（以下「本事業」という。）を継続して実施します。

また、経済産業省・国土交通省では、本事業の実施とともに、令和3年度より、CASE やカーボンニュートラルといった自動車産業を取り巻く変化を踏まえ、全国での自動運転等の先進モビリティサービスの社会実装を加速するため、「自動運転レベル4等の先進モビリティサービス研究開発・社会実装プロジェクト（RoAD to the L4）」（※3）を立ち上げることであります。同プロジェクトの中で、委託を受けた事務局が、本事業等を通じた各地域での取組について横断的な調査・分析等を実施していく予定です。

(※1) スマートモビリティチャレンジ

<https://www.mobilitychallenge.go.jp/>

(※2) 今後の取組の方向性について

<https://www.meti.go.jp/press/2021/04/20210402008/20210402008.html>

(※3) 「自動運転レベル4等の先進モビリティサービス研究開発・社会実装プロジェクト (RoAD to the L4)」研究開発・社会実装計画

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/automobile/Automated-driving/RoADtotheL4.html

(2) 目的

本事業は、地域において先駆的に取り組む新しいモビリティサービスの社会実装を促進するため、高度かつ全国横断的な課題に挑戦する地域（以下「先進パイロット地域」という。）を後押しすることで、先進的かつ横断的な事業モデルの創出に向けた MaaS 実証を実施します。

また、先進パイロット地域における MaaS 実証を横断的に調査・分析（以下「横断分析」という。）することを通じ、事業性向上・社会的受容性向上のポイント、地域経済への影響、制度的課題等を整理することで、その他の地域特性に応じた適切な導入可能性が見える化されること目指し、地域課題解決と全国への横展開のモデルとなる先進的な事例を創出することを目的としています。

そのため経済産業省や横断分析を実施する委託事務局（以下「経済産業省等」という。）が、連携して横断分析を進めていきますので、調査等にご協力ください。

2. 事業内容

(1) 「先進パイロット地域」における実施内容

①先進パイロット地域では、以下の【テーマ】【実験フィールド】を実証地域毎に設定し、テーマ・フィールドに準じた地域の課題解決や全国での横展開のモデルとなるように、実証から社会実装までを見据えた事業計画に基づき、先進的な実証実験（企画・準備・実施・検証）を実施いただきます。

【テーマ】

- (A) 他の移動との重ね掛けによる効率化
- (B) モビリティでのサービス提供
- (C) 需要側の変容を促す仕掛け
- (D) 異業種との連携による収益活用・付加価値創出
- (E) モビリティ関連データの取得、交通・都市政策等との連携

※各テーマの具体的取組イメージに関しては、以下資料をご参照ください。

「スマートモビリティチャレンジ2nd」の方向性

<https://www.meti.go.jp/press/2020/04/20200422003/20200422003-4.pdf>

※モビリティ関連データを活用しながら、テーマ(A)～(D)の内容に取り組む場合は、

テーマ（E）ではなく、（A）～（D）を選択してください

【実験フィールド】

実験フィールドでは、以下の1～3の項目について、申請書にご記入ください。

1. 基礎自治体や行政区における人口規模

2. 実証実験エリアにおける人口規模、自家用車分担率

※実証実験エリアの人口規模については、取組を実施する地区等で判断する場合など申請者の事情に応じて、様々なケースが想定されますので、必ずしも厳密に記入する必要はありませんが、どのような考え方で人口規模を記入したかについて、補足説明も含めご記入ください。

※自家用車分担率を割り出すことが難しい場合は、基礎自治体における自家用車分担率、当該実証実験エリアが含まれている平均的な自家用車分担率等で代替することも可能です。

※実証実験エリアにおける人口や分担率は、概数でかまいません。（例：約〇千人、約〇%など）

3. 上記に加え、地理的・経済的・文化圏的・交通動態的な特徴なども含めて、どのような実証実験エリアであるかについて、可能な範囲で自由にご記入ください。（例：大都市中心部、地方都市中心市街地、郊外ニュータウン、地方部集落、観光地繁華街など）

②上記①に加えて、MaaS 事業の全国的な社会実装の更なる加速化を推進していくため、以下の3点についても、先進パイロット地域において、実施いただきます。

1. 事業計画の中間改善や実証終了後の改訂

実証実験の結果を踏まえた事業採算性の試算等を行うことで、導入技術や費用水準を見直すなど事業計画の改善を図ります。また、その事業計画について、地域住民や関係事業者を含めた関係者間での合意形成等を目指します。

2. 事業計画実現に向けた課題の検討

上記、事業計画に基づく取組を社会実装・高度化していく際に、課題となる資金面、技術面、制度面等について、どのように担保していくかを実証実験結果等も踏まえ検討・整理します。

3. 地域の社会受容性向上

社会実装を加速化していくため、モビリティサービスの導入による住民に関わる効果や影響等についても調査し、得られた知見・課題等を取りまとめるとともに、地域住民や関係事業者に展開することで、地域全体の新しいモビリティサービスに対する社会受容性を向上し、行動変容につなげることを目指します。

(2) 横断分析での実施内容

横断分析では、先進パイロット地域のデータを基に以下の調査・分析を実施します。

- 交通難民等地域住民のペルソナに関する調査・分析
- 目的×手法（モビリティサービス等）の親和性に関する調査・分析
- 提供価値と事業性を両立しうるシステム性能水準の調査・分析

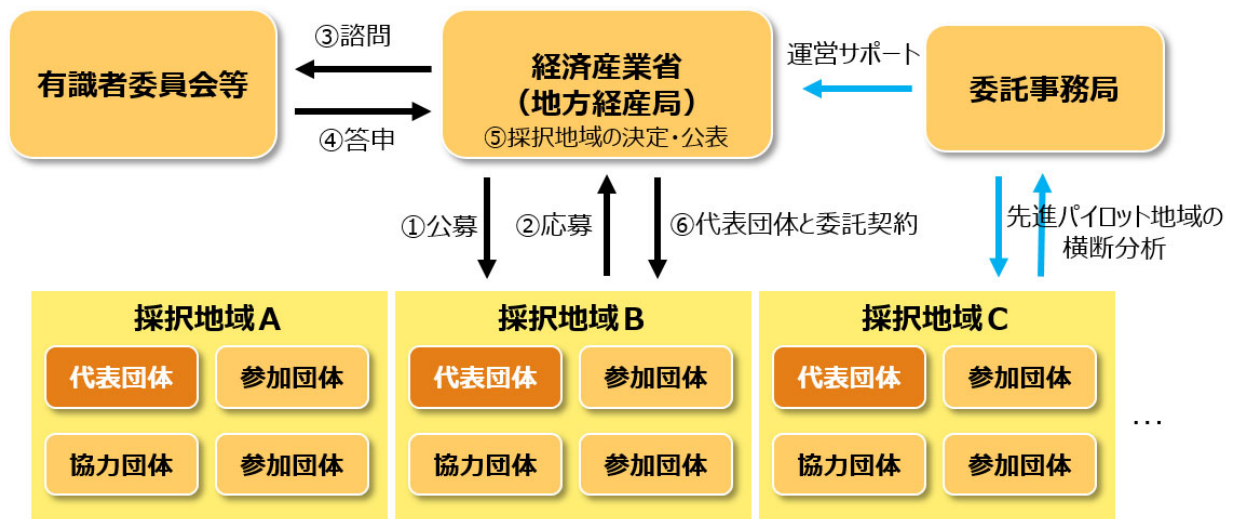
- 中山間地域・低密度地域におけるデジタル技術導入に関する調査・分析
- また、横断分析のため、以下について、先進パイロット地域から情報収集等を行います。
- (例) 実証実験の前中後における実験協力者における印象評価、インタビュー調査、行動履歴や運行・運営の収入・コスト等の情報 等

(3) 先進パイロット地域の要件

先進パイロット地域は、以下の要件をいずれも満たすものとします。

- ① まちづくりの将来像や地域の課題に対応し、新しいモビリティサービスの社会実装に向けた取組を実施できること。
- ② 複数事業者の応募に関しては、各団体の協力体制が明確であること。
- ③ 新しいモビリティサービスの事業計画の作成や、社会実装を見据えた際の検証命題の抽出、検証命題に基づく実証実験の準備・実施、データ収集・検証等を主体的に実施できる体制であること。
- ④ 横断分析に協力できること。
- ⑤ 本事業の成果について、スマートモビリティチャレンジの取組(ホームページや SNS、シンポジウム等)の中での紹介に同意できること。
- ⑥ 安全性や法令順守、感染症対策等について十分に配慮し、実証実験が実施できること。
- ⑦ MaaS 関連データの連携に関するガイドラインを順守し、実証実験が実施できること。
- ⑧ 実証実験で得られた成果を地域に共有する報告会等を積極的に実施すること。

(4) 本事業の実施体制イメージ



3. 事業実施期間

契約締結日～令和4年3月31日

※横断分析・事業全体の取りまとめの観点から、令和4年2月下旬を目途に実証実験結果及び考察を報告すること

4. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす企業・団体等とします。

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とします。なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が事業提案書を提出して下さい。（ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。）

- ①日本に拠点を有していること。なお、以下の i ~ iv を全て満たすと認められる場合には、国外企業等（国外の企業、国外の大学又は国外の研究機関をいう。以下同じ。）との連携により実施することができるものとする。
 - i. プロジェクトの円滑かつ効率的な遂行において、当該国外企業等の参加が不可欠又は合理的であり、その参加により日本の経済活性化に貢献が期待できること。
 - ii. 意図しない技術漏洩・流出を起こさないように、適切な技術管理・知的財産管理の体制整備等がなされていること。
 - iii. 法令を遵守すること
 - iv. 予算執行上の手続きに円滑に応じられること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑤経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑥過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

5. 契約の要件

(1) 契約形態

委託契約

(2) 採択件数

10件程度。なお、採択予定件数は、公募開始時点での想定であり、今後、変更になる可能性もあります。

(3) 予算規模

1地域あたり30,000,000円を上限とします。ただし、自動走行車を活用するプロジェクトに関しては、車両の設備投資費等について事情に応じた追加支出を検討します。

なお、本事業に係る経費の考え方については、既存の交通サービスを含めたモビリティサービスに係る全ての経費（例えば、モビリティサービス運行主体における通常の人件費・維持管理費等）を負担するというだけでなく、本事業のテーマに応じた新たなモビリティサービスを開始・高度化する上で生じる追加的な経費を負担することを想定していますので、最終的な契約金額については、経済産業省等と調整した上で決定することとします。

(4) 成果物の納入：

事業報告書について、委託契約書に定める条件に従い、経済産業局の担当部局に納入してください。

(例) 電子媒体 (CD-ROM等) 2部 等

(5) 委託金の支払時期

委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。

※本事業に充てられる自己資金等の状況次第では、事業終了前の支払い(概算払)も可能ですので、希望する場合は個別にご相談ください。

(6) 支払額の確定方法

事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

(7) 事業期間中の現地調査

本事業の終了後に行う現地調査とは別に、事業の進捗や経理の状況確認を行うため、事業期間中に現地調査を行うことがあります。その際は、本事業に関係する企業・団体等に対しても確認することがありますので、当該企業・団体等にはその旨の事前了解を得てください。

(8) 契約手続の相手方

契約手続の相手方は、採択された事業者の所在地や提案内容の地域性等を踏まえ、当該地域を担当する経済産業局の担当部局になります。

(9) 進捗管理等への協力

事業の進捗管理及び事業成果のフォローアップを行うため、以下についてご協力ください。

- ① 事業実施期間中、経済産業省等の求めに応じて、指定の方法でプロジェクトの活動見込み・状況を報告する。
- ② 事業実施期間中に、先進パイロット地域に対して、横断分析に必要な情報収集を行うため、2.(2)に記載する情報等を報告する。
- ③ その他、事業の進捗及び成果の把握・分析に必要な情報を、経済産業省等の求めに応じて調査し、報告する。

6. 応募手続

(1) 募集期間

募集開始日：令和3年6月18日(金)

締切日：令和3年7月19日(月) 15時まで

(2) 説明会の開催

以下日時に公募に関するオンライン説明会を開催します。

登録締切日：令和3年6月24日(木) 17時まで

開催日：令和3年6月28日(月) 13時から

※参加は必須ではありませんが、参加される場合は、11. 記載のE-mail アドレスへ連絡先（社名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス）を締切日までにご登録ください。

※Web 会議システムの特性上、当日の Web 会議参加者からの質疑は、最小限しか受付いたしませんのでご了承ください。

※「Microsoft Teams」で開催予定です。利用できない場合は、概要を共有させていただきます。

※事前に質問を受け付けますので、別添2「質問状」をご記入の上、参加登録と併せて、ご提出ください。

(3) 応募書類

①以下の書類を（4）により提出してください。

・令和3年度スマートシティ関連事業応募様式

※本事業では、共通様式（P1～3, 10のみ）と経産省様式をご記入ください。

・競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一）の写し又は直近の財務諸表

・事業管理機関のワーク・ライフ・バランス等推進に関する認定等の根拠となる資料の写し【任意】

②提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

③応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。

④企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

⑤審査は、基本的に応募様式に従って行いますが、必要に応じて補足資料等を提出いただくことも可能です。

(4) 応募書類の提出先

応募書類は、11. に記載の申請エリアを担当する経済産業局の担当部局にメールで提出してください。

※その他スマートシティ関連事業に申請される場合は、「別紙2：令和3年度スマートシティ関連事業の公募について」Ⅲ. 応募手続を参照ください。

https://www8.cao.go.jp/cstp/stmain/r3_smartcity.html

※資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

※10MB を超える添付ファイルの電子メールは受信できません。圧縮や分割が難しい場合は、その旨をお知らせください。対応方法を別途でお伝えします。

7. 審査・採択について

(1) 審査方法

採択にあたっては、スマートシティ関連事業と連携し、内閣府において設置する有識者委員会等の評価を踏まえ決定します。なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒ

アリング等を実施させていただく場合がございます。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

【事業目的への適合性】

- 必須項目
 - 社会課題に対して適切な交通・物流テーマ・フィールドが選定され実施される取組であるか
- 加点項目
 - 社会実装に取り組む新しいモビリティサービスに関し、技術検証や性能確認にとどまらず、地域の需要やリソースといった実情に応じた事業計画（行政と民間事業者の連携像を含めた持続可能なビジネスモデルや収支計画）まで考慮されており、持続性を有した取組であるか
 - 実験フィールドの特性を把握・理解しており、同様の取組を適応・応用できる他フィールドが見込めているか

【内容の高度性】

- 必須項目
 - 本事業で設定するテーマに沿い、他地域で社会実装事例がないなど、新規性のある取組であるか
- 加点項目
 - 利用者視点での意見・ニーズが計画に反映され、また、実証実験等やその後の社会実装について広く利用者の意見を聴く取組であるか
 - 実験に参画する主体以外にも、事業の実現に必要な主体（実証不参加の交通事業者、他事業実施者、自治体など）を巻き込み、地域の合意形成が図られる会議体の開催や活動の実施が計画された取組であるか
 - 社会実装に向けて、地域において担い手となる人材の育成・確保に必要な知見の洗い出し、実際の育成・確保を進める活動が含まれているか
 - スマートシティ、スーパーシティ等の仕組みを活用しつつ、移動等に関するデータを収集・活用することで、都市運営上のコスト削減や、付加価値創出につながる取組であるか

【内容の具体性】

- 必須項目
 - 今年度の検証命題の位置づけ・意義が明確になっており、命題を検証する上で適切な実証実験が計画されているか
- 加点項目
 - 実証事業の実施にあたり、受益者等（利用者に限らず、自治体や関連事業者も含む）からの費用負担によるサービスに取り組む計画であるか
 - 同種のテーマやフィールドを対象に、過去から継続的に検討・実証実験が行われ、社会実装に向け今年度実証実験で取り組むべき課題と対策が明確化されているか

【体制面の継続性・発展性】

- 必須項目
 - 今年度の実証実験を踏まえ、次年度以降から取り組む社会実装を推進する事業主体やビジネスモデルに応じて自治体、関連事業者が参画しており、持続性を有した取組であるか
 - 社会実装する新しいモビリティサービスの想定利用者の生活・行動様式を熟知し、行動変容等を継続的にフォローアップできる主体（自治体等）が参画しているか
 - 単に個別地域での新しいモビリティサービスを試行するだけでなく、他地域にも実証実験で得られた知見やノウハウを展開できるよう、取組の全体設計や分析・考察を担うことができる主体が参画しているか
- 加点項目
 - 学識有識者等と連携して実証実験や社会実装に向けた取組を推進しているか
 - ワーク・ライフ・バランス等推進企業であるか

(3) 採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

8. 契約について

採択された申請者について、国と提案者との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ御承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。

委託先と再委託先が締結する契約においても、経済産業局との委託契約に準拠して契約を行っていただくことになります。

事業期間中は、継続的に、経済産業局等に事業の進捗状況を報告し、方針について相談しながら事業を進めていただきます。

契約条項は、基本的には以下の内容となります。

○バイ・ドール（データマネジメント）条項入り概算契約書

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/r3bd_bayhdole-2_format.pdf

また、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

9. 経費の計上

(1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、2.(1)「先進パイロット地域」における事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

なお、本事業に係る経費の考え方については、既存の交通サービスを含めたモビリティサービスに係る全ての経費（例えば、モビリティサービス運行主体における通常の人件費・維持管理費等）を負担するというだけでなく、本事業のテーマに応じた新たなモビリティサービスを開始・高度化する上で生じる追加的な経費を負担することを想定していますので、今回、開始・高度化しようとしているサービスや実証内容とそれに紐づく経費との対応関係が分かるように記入してください。

経費項目	内容
I. 人件費	事業に従事する者の作業時間に対する人件費
II. 事業費	
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
会場費	事業を行うために必要な説明会等に要する経費（会場借料、機材借料等）
謝金	事業を行うために必要な謝金（会議等に出席した外部専門家等に対する謝金、研究協力に対する謝金等）
備品費	事業を行うために必要な物品（ただし、1年以上継続して使用できるもの）の購入、製造に必要な経費
（借料及び損料）	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの。）の購入に要する経費
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例）通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等）等
III. 再委託・外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者にも再委託するために必要な経費 ※改正前の委託事業事務処理マニュアルにおける経費項目である「外注費」と「再委託費」のことを言う。
IV. 一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費

【対象外経費】

- ・ 20万円以上の財産となる物品等の購入等に係る経費
- ・ 実証実験を行う際の式典等のイベントに係る経費

- ・他の公的資金等の対象となる経費

(2) 直接経費として計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・その他事業に関係ない経費

10. 問い合わせ先

(各経済産業局)

局名・窓口担当課	住所	メール	管轄都道府県
北海道経済産業局 地域経済部 製造・情報産業課	札幌市北区北8条 西2丁目 札幌第1合同庁舎	hokkaido-seizojo @meti.go.jp	北海道
東北経済産業局 地域経済部 製造産業・情報政策課 (モビリティ担当)	仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎B棟	thk-jikoushitsu @meti.go.jp	青森・岩手・宮城・ 秋田・山形・福島
関東経済産業局 産業部 製造産業課 航空宇宙・自動車産業室	さいたま市中央区 新都心1番地1 さいたま新都心合 同庁舎1号館	kanto_mobility @meti.go.jp	茨城・栃木・群馬・ 埼玉・千葉・東京・ 神奈川・新潟・長野 ・山梨・静岡
中部経済産業局 産業部 自動車関連産業室	名古屋市中区三の 丸2-5-2	chb-jidousha @meti.go.jp	愛知・岐阜・三重・ 富山・石川
近畿経済産業局 地域経済部 次世代産業・情報政策課	大阪府中央区大手 前1-5-44 大阪合同庁舎1号 館	kin-smamobi @meti.go.jp	福井・滋賀・京都・ 大阪・兵庫・奈良・ 和歌山
中国経済産業局 地域経済部 自動車関連産業室	広島市中区上八丁 堀6番30号 広島合同庁舎2号 館	chugoku-jidosya @meti.go.jp	鳥取・島根・岡山・ 広島・山口
四国経済産業局 地域経済部 製造産業・情報政策課	高松市サンポート 3番33号 高松サンポート合 同庁舎	shikoku-jisedai @meti.go.jp	徳島・香川・愛媛・ 高知
九州経済産業局 地域経済部 情報政策課	福岡市博多区博多 駅東2-11-1 福岡合同庁舎	kyushu-iot @meti.go.jp	福岡・佐賀・長崎・ 熊本・大分・宮崎・ 鹿児島

デジタル経済室			
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 地域経済課	那覇市おもろまち 2-1-1 那覇地方合同庁舎 2号館	MaaS-okinawa @meti.go.jp	沖縄

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「令和3年度地域新 MaaS 創出推進事業」とし、別添2「質問状」をご記入の上、ご連絡ください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

なお、お問い合わせの締切は、令和3年7月9日（金）17時までとします。質問状に対する回答は、原則として、質問者が特定されない形とした上で、事務局の本公募のお知らせのHP上に「本事業に関する質問と回答.pdf」として、随時更新する形で公開する予定です。

1.1. その他

(1) 委託契約に係るルールの一部改正

これまでの委託契約に係るルールを一部改正し、令和3年1月8日（金）より運用を開始しています。「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の上で応募してください。

【主な改正点】

①再委託、外注に関する体制等の確認（提案要求事項の追加等）

- ・事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について再委託を行っていないか。
- ・総額に対する再委託の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。
- ・再委託を行う場合、グループ企業との取引であることのみを選定理由とした調達は、原則、認めない（経済性の観点から、相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定すること）。

②一般管理費率の算出基礎の見直し

（一般管理費＝（人件費＋事業費）（再委託・外注費を除く）×一般管理費率）

(2) 知的財産マネジメントに係る基本方針

本事業は、委託契約書及び「知的財産マネジメントに係る基本方針」、「データマネジメントに係る基本方針」（別添3）に従って、知的財産及び研究開発データについて適切なマネジメントを実施し、契約締結日までに、委託契約書様式の「知財合意書届出書」、「知財運営委員会設置届出書」及び「データマネジメントプラン届出書」を提出していただきます。

また、研究開発データのうちプロジェクト参加者以外の者に有償または無償で提供することが可能なものについては、その索引情報を国に報告し、これを国が作成したデータカタログに掲載することを講じるものとします。

（参考：http://www.meti.go.jp/policy/innovation_policy/data_management.html）

(3) 応募に当たっての留意事項

I. 不合理な重複及び過度の集中の排除

「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的研究資金に関する関係府省連絡会申し合わせ策定）を踏まえ、経済産業省所管のすべての研究資金について、不合理な重複^{注1}及び過度の集中^{注2}が認められた場合は、不採択になることがあります。また、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、不採択、採択取消し又は減額配分になることがあります。

注1 「不合理な重複」とは、同一の研究者による同一の研究課題に対して、複数の研究資金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- ・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の研究資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の研究資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これらに準ずる場合

注2 「過度の集中」とは、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

II. 研究活動の不正行為への対応

（1）研究機関の研究体制の整備と実施状況の確認

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については、「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年12月26日経済産業省策定）（以下「不正行為指針」という。）に基づき、経済産業省は資金配分機関として、本事業の受託事業者は研究機関として必要な措置を講じることとします。

研究機関における研究体制の整備については、不正行為指針に基づき、必要な規定の整備を含む実効的な取組を行ってください。なお、同指針に基づき、本事業に関する研究費の契約手続きに当たって、研究機関における行動規範の策定や機関に所属する研究者に対する研究倫理教育^{注1}の実施状況について確認^{注2}をさせていただくとともに、必要に応じ、こうした指針への対応状況等について中間検査等の際に確認を行います。

注1 申請者が所属する研究機関において、研究倫理教育が行われていない場合、研究倫理教育を実施してください。なお、その際、経済産業省が作成した「研究不正を防ぐために～経済産業省所管の研究資金を活用した研究活動における研究不正行為と研究資金の不正使用・受給の防止～」[※]を参照することもできます。

※ 経済産業省のホームページに掲載

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

注 2 研究資金の契約手続きが円滑に行われるよう、応募された提案の採択時に研究機関における行動規範の設置状況と研究倫理教育の実施有無を併せて確認させていただきます。その時点までに研究機関内で研究倫理教育が実施されていない場合は、早急に行ってください。

(2) 不正行為があると認められた場合の措置

1) 本事業において不正行為があると認められた場合の措置

本事業において、不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

- ① 不正行為の重大性などを考慮しつつ、当該研究資金の全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ② 不正行為があったと認定された研究の不正行為に関与したと認定された者（論文等の著者、論文等の著者ではないが当該不正行為に関与したと認定された者）に対し、本事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間）
- ③ 不正行為に関与しないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執行者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）に対し、本事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間）
- ④ 他府省等*を含む他の資金配分機関に対し、当該研究不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、研究不正行為があったと認定された研究において、研究不正行為に関与したと認定された者又は研究不正行為に関与しないものの論文等に責任を負う著者は、他府省等を含む他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。

※ 「他府省等」は、経済産業省以外の府省及び独立行政法人を指します。

- ⑤ 経済産業省は、不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称及び当該研究資金の金額、研究内容と不正行為の内容、調査機関が行った調査結果報告書などについて公表します。

2) 他の資金配分機関の事業において不正行為が認められた場合の措置

他府省等を含む他の資金配分機関の事業において不正行為があると認められ、措置を行うとの通知を受けた場合、当省の事業においても、資金配分の停止、申請の不採択及び応募申請制限について、同様に取り扱います。

(3) 過去の研究資金において不正行為があったと認められた場合の措置

過去の研究資金において、不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究に係る論文等の責任を負う者として認定された場合を含む。）は、不正行為指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

III. 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

(1) 研究費の管理体制の整備と実施状況の確認

研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等への対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定）（以下「不正使用指針」という。）に基づき、経済産業省は資金配分機関として、本事業の補助事業者は研究機関として研究費の管理体制の整備等の必要な措置を講じることとしていま

す。

研究機関における研究費の管理体制の整備等については、不正使用指針に基づき、研究費の申請の際に、書面による報告を求められますので、求められた場合には直ちに提出してください。なお、当該年度において、既に他府省等を含む他の資金配分機関に同旨の報告書を提出している場合は、その写しの提出をもって代えることができます。この他に、研究機関における研究費の管理体制の整備等の実施状況を把握するため、必要に応じて、現地調査を行うことがあります。

また、研究機関において、同指針に基づき、当該研究費の運営・管理に関わる全ての研究者及び事務職員に対し、不正使用等に当たる行為や研究機関の不正対策に関する方針等の教育（コンプライアンス教育）を実施することが必要です。

(2) 研究費の不正使用等があると認められた場合の措置

1) 本事業において不正使用等があると認められた場合の措置

本事業において、研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

- ① 不正使用等の重大性を考慮しつつ、当該研究費の全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ② 不正な使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、本事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1～10年間）
- ③ 偽りその他不正な手段により研究費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者に対し、本事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降5年間）
- ④ 不正な使用を行った研究に直接関与していないが善管注意義務※に違反した研究者に対し、本事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1～2年）

※ 善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務

- ⑤ 他府省等を含む他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正な使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者、不正な受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者、及び不正な使用を行った研究に直接関与していないが善管注意義務に違反した研究者は、他府省等を含む他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。
- ⑥ 経済産業省は、不正使用等に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正が行われた研究資金の名称及び当該研究費の金額、研究内容と不正の内容、研究機関が行った調査結果報告書などについて公表します。

2) 他の資金配分機関の事業において不正使用等が認められた場合の措置

他府省等を含む他の資金配分機関の事業において不正使用等を行ったと認められ、措置を行うとの通知を受けた場合、当省の事業においても同様に、本事業を含む経済産業省所管の全ての研究資金への応募申請を制限します。

(3) 過去の研究費において不正使用等があったと認められた場合の措置

過去に配分を受けた研究費において、不正使用等を行った者（当該不正使用等を共謀した研究者及び善管注意義務に違反した違反した研究者を含む。）は、不正使用指針に基づき、

本事業への参加が制限されることがあります。

(参考)

経済産業省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為及び研究費の不正使用等に関する告発・相談受付窓口

経済産業省 産業技術環境局総務課

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

TEL 03-3501-1773 / FAX 03-3501-7908

E-mail kenkyu-hotline@meti.go.jp

IV. 研究活動を通じて取得した技術等の輸出規制に対する対応

(1) 我が国では、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制[※]が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則外為法に基づく、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※ 我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需用者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)から成り立っています。

(2) 貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

(3) 本委託事業を通じて取得した技術等を輸出(提供)しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご留意ください。なお、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消す(契約の全部又は一部を解除する)場合があります。

(4) 【参照】安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。

・経済産業省：安全保障貿易管理(全般)

<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/> ※連絡先も掲載。

・経済産業省：安全保障貿易ハンドブック

<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

・一般財団法人安全保障貿易情報センター

<http://www.cistec.or.jp/index.html>

・安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)

http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

以上

企画提案書に記載すべき項目

7. (2) 審査基準を踏まえ、以下項目を応募様式に記載ください（提案可能な内容がない場合には、空欄でも構いません）。具体的な記載内容については概要をご確認ください。

	記載項目	概要
事業目的への適合性	1. 地域の交通課題と選択したテーマ・フィールドとの関係性	地域の抱える交通課題及びその背景にある問題、社会実装に取り組む新たなモビリティサービス・今回の申請テーマ・フィールドとの関係性について簡潔に記載してください
	2. 継続性を考慮した事業計画	交通課題の解決に向け、社会実装を計画している新しいモビリティサービスの持続可能なビジネスモデル及び収支計画等（実験前の想定）を記載してください
	3. 横展開の可能性	今回取り組む新しいモビリティサービスについて、今年度の実証実験対象地域だけでなく、その他横展開が可能なフィールドが想定できている場合は、具体的に記載してください
内容の高度性	1. 取組みの新規性	今回実施する実証実験の先進性・独自性を説明してください。 なお、実証実験に向けて障壁となる具体的な法制度等が存在する場合は、その内容と対応方法についても記載してください
	2. 利用者視点の取り込み	今回の取組において利用者の意見等が反映されている部分を具体的に記載ください。また実証実験や社会実装に関する利用者の意見の収集・反映方法を具体的に記載してください
	3. 関係主体巻き込み・合意形成	実験に参画する主体以外で事業実現に必要な主体の巻き込みや、地域の合意形成に向けた活動（会議体の開催予定）について具体的に記載してください
	4. 人材の育成・確保	社会実装に向け、地域における新しいモビリティサービスの担い手となる人材の育成・確保に必要な知見の洗い出し、実際の育成・確保に向けた取組を計画している場合には、その具体的な内容を記載してください
	5. データ活用の可能性	移動等に関するデータの収集・活用を計画している場合には、収集・活用方法及びそれにより得られる便益（行政負担削減や、付加価値創出）について具体的に記載してください
内容の具体性	1. 検証命題・手法の妥当性	実証実験で具体的に明らかにしたい命題を事業計画における位置付けと共に記載してください。また、上記命題を検証するための具体的な手法を、検証項目・分析方法・必要データ及びその収集方法に意識して記載してください
	2. 実証実験の内容	今回実施する実証実験の詳細（実施目的・場所・期間、想定利用者、運行形態・運賃体系）を具体的に記載してください
	3. これまでの取組内容	今回実施する実証実験と同種のテーマやフィールドを対象に過去から継続的に検討・実証実験を行っている場合は、その詳細を簡潔に記載してください
その他	-	本事業の中で上記の項目には当てはまりづらいが、重視している点や、PRしたい点などがあれば、その内容を簡潔に記載してください

質問状

自治体・企業名	
住所	
TEL	
E-mail	
質問者	
質問に関連する文章名及び頁	
質問内容	

1. 知的財産マネジメントに係る基本方針

日本版バイ・ドール制度の目的（知的財産権の受託者帰属を通じて研究開発活動を活性化し、その成果を事業活動において効率的に活用すること）及び本プロジェクトの目的を達成するため、本プロジェクトにおいては、以下の知的財産マネジメントを実施することを原則とする。

本方針に記載のない事項については、本プロジェクトの目的を踏まえ、プロジェクト参加者間の合意により必要に応じて定めるものとする。

プロジェクト参加者は、本方針に従い、原則としてプロジェクト開始（委託契約書の締結）までに、プロジェクト参加者間で知的財産の取扱いについて合意するものとする。

なお、プロジェクト参加者間での知的財産の取扱いについての合意書（以下「知財合意書」という。）の作成に当たっては、経済産業省の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」（平成27年5月）を参考にする。

1. 本指針で用いる用語の定義

(1) 発明等

「発明等」とは、発明、考案、意匠の創作、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）第2条第2項に規定する回路配置の創作、種苗法第2条第2項に規定する品種の育成、著作物の創作及び技術情報のうち秘匿することが可能なものであってかつ財産的価値のあるもの（以下「ノウハウ」という。）の案出をいう。

(2) 発明者等

「発明者等」とは、発明等をなした者をいう。

(3) 知的財産権

「知的財産権」とは、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、種苗法（平成10年法律第83号）第3条に規定する品種登録を受ける地位及び著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する全ての権利を含む）、外国における上記各権利及び地位に相当する権利及び地位並びにノウハウを使用する権利をいう。

(4) フォアグラウンドIP

「フォアグラウンドIP」とは、プロジェクト参加者が、本プロジェクトの実施により得た知的財産権をいう。

(5) バックグラウンドIP

「バックグラウンドIP」とは、プロジェクト参加者が本プロジェクトの開始前から保有していた知的財産権及び本プロジェクトの開始後に本プロジェクトの実施とは関係なく取得した知的財産権をいう。

2. 委託契約書において定める事項

(1) 日本版バイ・ドール規定（産業技術力強化法第17条）の適用

国は、フォアグラウンドIPについて、研究開発の受託者が産業技術力強化法第17条第1項各号に定める以下の事項を遵守することを条件として、受託者から譲り受けないものとする。ただし、研究開発の受託者が国外企業等（国外の企業、国外の大学又は国外の研究機関をいう。以下同じ。）の場合には、当該受託者が以下の事項を遵守することを条件として、フォアグラウンドIPについて受託者と国との共有とすることができるものとし、当該受託者と国との持分の合計のうち50%以上の持分は国に帰属するものとする。

- ・研究成果が得られた場合には遅滞なく国に報告すること
- ・国が公共の利益のために必要があるとして求めた場合に、フォアグラウンドIPを無償で国に実施許諾すること
- ・フォアグラウンドIPを相当期間利用していない場合に、国の要請に基づいて第三者に当該フォアグラウンドIPを実施許諾すること
- ・フォアグラウンドIPの移転等をするときは、合併等による移転の場合を除き、あらかじめ国の承認を受けること

(2) その他の事項

①受託者又はフォアグラウンドIPの移転を受けた者（以下「受託者等」という。）が合併又は買収された場合は、速やかに国に報告するものとし、国は、当該受託者等が保有するフォアグラウンドIPについて、当該合併等の後においても事業活動において効率的に活用されるか等の観点で検討を行い、必要に応じて当該合併等の後におけるフォアグラウンドIPの保有者以外の第三者による実施を確保する。

②受託者等が、その親会社又は子会社（これらの会社が国外企業等である場合に限る。）へフォアグラウンドIPを移転等しようとする場合は、国に事前連絡の上、必要に応じて契約者間の調整を行うものとする。

③プロジェクト参加者が国外企業等の場合は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 国と国外企業等のみが共有するフォアグラウンドIPについて、第三者に対して実施許諾することができるものとし、国外企業等はこれに同意するものとする

(イ) 国が国外企業等と共有するフォアグラウンドIPに係る出願費用等は、国外企業等が負担すること

3. プロジェクト参加者間の知財合意書で定める事項

(1) 知的財産マネジメントの実施体制の整備

本方針に従い知的財産マネジメントを適切に実施するため、知財運営委員会を設置する。

知財運営委員会は、研究開発の成果についての権利化、秘匿化、公表等の方針決定、実施許諾に関する調整等を行う。

知財運営委員会は、プロジェクトリーダー、個別のテーマリーダー、プロジェクト参加者の代表者、知的財産の専門家等から構成する。

知財運営委員会の審議内容、議決方法、構成員その他知財運営委員会の運営に関する事項を定めるため、知財運営委員会運営規則を作成する。

(2) 秘密保持

プロジェクト参加者は、プロジェクト参加者が保有する技術情報を他のプロジェクト参加者に開示する場合における秘密保持のため、必要な手続や対象範囲等をプロジェクト参加者間であらかじめ合意するものとする。

(3) 本プロジェクトの成果の第三者への開示の事前承認

本プロジェクトの成果については、知財運営委員会の承認を得ることなく、プロジェクト参加者以外の第三者に対して開示し又は漏洩してはならないものとする。

(4) 発明等の成果の届出及び権利化等方針の決定手続

本プロジェクトの実施により発明等をなした場合には、直ちに知財運営委員会に対し、当該発明等の成果の内容を届け出るものとする。

知財運営委員会は、届出を受けた発明等の成果について、出願により権利化し又は秘匿する必要があるか否か、出願により権利化する場合にあっては出願対象国、秘匿する場合にあっては秘匿期間等について審議し、決定するものとする。

なお、知財運営委員会が研究開発の成果を秘匿すると判断した場合においても、国が研究開発の成果の内容を把握するため、秘匿化の是非についての国との協議等が必要である。

(5) 研究開発の成果の権利化等の方針

研究開発の成果を出願により権利化する場合においては、海外においても市場展開が見込まれるのであれば、市場規模や他社との競合状況等を勘案して権利化が必要と判断される日本以外の国においても権利化することを原則とする。

また、出願による権利化の件数を重視するのではなく、権利化しない選択も考慮するとともに、成果の内容に応じて、秘匿化の要否、論文等による公表の要否を検討する。

(6) フォアグラウンドIPの帰属

フォアグラウンドIPは、発明者等が属するプロジェクト参加者の職務発明規程等に基づき当該参加者に承継させるものとする。

発明者等が属する機関にフォアグラウンドIPを保有させても研究開発成果の有効な活用が見込まれない場合、発明者等が属する機関が再委託先であり当該再委託先にフォアグラウンドIPを保有させるとフォアグラウンドIPが分散しかつ事業化に支障が生じると考えられる場合、プロジェクト参加者が技術研究組合を設立し当該組合が将来組織変更して事業会社となることを想定している場合には、将来の事業化を見据えて適切な者がフォアグラウンドIPを保有するよう、必要な範囲で、発明者等の属する機関以外の者にフォアグラウンドIPの一部又は全部を譲渡することをあらかじめプロジェクト参加者間の合意により定める。

(7) 共有するフォアグラウンドIPの実施

プロジェクト参加者は、他のプロジェクト参加者と共有するフォアグラウンドIPについて、自由かつ無償にて実施できるものとするを原則とする。

ただし、プロジェクト参加者間であらかじめ合意が得られていれば、他の取扱いとすることを妨げない。

(8) 知的財産権の実施許諾

①本プロジェクト期間中の実施許諾

プロジェクト参加者は、自己が保有する知的財産権（フォアグラウンドIP及びバックグラウンドIPを含む。後記②においても同じ。）について、本プロジェクト期間中における他のプロジェクト参加者による本プロジェクト内での研究開発活動に対しては、当該知的財産権を行使しないものとし、本プロジェクトの円滑な遂行に協力するものとする。

ただし、プロジェクト参加者間で有償により実施許諾すること等の別段の取決めがある場合はこの限りでない。

②本プロジェクトの成果の事業化のための実施許諾

プロジェクト参加者がフォアグラウンドIPを用いて本プロジェクトの成果を事業化するために必要な範囲で、他のプロジェクト参加者は、保有する知的財産権について実施許諾することを原則とする。

ただし、知的財産権を実施許諾することにより、当該知的財産権の保有者たる国内企業等の既存又は将来の事業活動に影響を及ぼすことが予想される場合には、実施許諾を拒否することができるものとする。このほか、例外として認める範囲（特に、バックグラウンドIPの取扱い）については、プロジェクト参加者間の合意に基づき必要な範囲で明確化するものとする。

実施の範囲、実施料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本プロジェクトの成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。

③プロジェクト参加者以外の者への実施許諾との関係

プロジェクト参加者が、保有するフォアグラウンドIPについて、他のプロジェクト参加者に実施許諾する場合、プロジェクト参加者以外の者に実施許諾する場合と同等又はそれよりも有利な条件で行うものとする。

(9) フォアグラウンドIPの移転先への義務の承継

プロジェクト参加者は、フォアグラウンドIPの移転を行うときは、プロジェクト参加者間の知財合意書によりフォアグラウンドIPについて課されている実施許諾等に関する義務を移転先に承継させるものとする。

(10) プロジェクトの体制の変更への対応

プロジェクト参加者は、本プロジェクトから脱退した場合においても、プロジェクト参加者間の知財合意書により自己に課された義務を引き続き負うものとする。

また、プロジェクト参加者の体制が変更し、参加者が追加された場合には、原則として当該参加者に対しても当初のプロジェクト参加者と同様の権利・義務を課すものとする。

(11) 合意の内容の有効期間

プロジェクトの成果の事業化に支障が生じないようにするため、プロジェクト期間終了後も含め、必要な範囲で合意の内容について有効期間を定めるものとする。

(12) 合意の内容の見直し

プロジェクト参加者間で合意した内容は、当該合意後の事情の変更等に応じて見直すことができるものとする。

2. データマネジメントに係る基本方針

本プロジェクトの目的の達成及び本プロジェクトで取得または収集した研究開発データの効果的な利活用促進のため、本プロジェクトにおいては、以下のデータマネジメントを行うことを原則とする。

本方針に記載のない事項については、本プロジェクトの目的を踏まえ、プロジェクト参加者間の合意により必要に応じて定めるものとする。

採択後は特段の事情がない限りプロジェクト開始（委託契約書の締結）までに、プロジェクト参加者は研究開発データの取扱いについて合意した上で、データマネジメントプランを作成するものとする。

なお、データマネジメント企画書、プロジェクト参加者でのデータの取扱いについての合意書（以下「データ合意書」という。）及びデータマネジメントプランの作成に当たっては、経済産業省の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン（別冊）委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドライン」（平成29年12月）を参考にする。

1. 本方針で用いる用語の定義

（1）研究開発データ

「研究開発データ」とは、研究開発で取得または収集した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。

（2）自主管理データ

「自主管理データ」とは、委託者指定データ以外の研究開発データであって、プロジェクト参加者が自主的に管理する研究開発データをいう。

（3）非管理データ

「非管理データ」とは、委託者指定データまたは自主管理データ以外の特に管理を要しない研究開発データをいう。

2. 本研究開発における研究開発データの基本的事項

（1）自主管理データ

自主管理データについては、一義的には取得または収集したプロジェクト参加者が管理方針を決定すべきものであるが、種々の目的や用途のためにプロジェクト参加者自らによる利活用または他者に対する提供等を促進するよう努める。

3. 国と受託者とが約する事項

（1）データカタログに掲載する索引情報の報告

委託者指定データ（指定された場合のみ）、自主管理データのうちプロジェクト参加者以外の者に提供しようとするものについては、その索引情報（以下「メタデータ」という。）を国に報告し、これを国が作成したデータカタログに掲載することを講じるものとする。

(2) 秘密保持について

受託者は、受託者が知り得た委託者指定データの内容を秘密として保持し、国の承諾を得ない限り、プロジェクト参加者以外の第三者に対して開示し又は漏洩してはならない。ただし、受託者が、当該委託者指定データが次のいずれかに該当することを立証できる場合についてはこの限りでない。

- 一 知り得た際、既に公知となっていたもの
- 二 知り得た際、既に自己が正当に保有していたもの
- 三 知り得た後、自己の責によらずに公知となったもの
- 四 知り得た後、正当な権利を有する第三者より秘密保持義務を負うことなく開示を受けたもの

また、受託者は、自己に属する従業者等が、従業者等でなくなった後も含め、上述の秘密保持に関する義務と同様の義務を、当該従業者等に遵守させなければならない。

4. プロジェクト参加者間のデータ合意書で定める事項

(1) データマネジメントの実施体制の整備

本方針に従い、研究開発データのマネジメントを適切に行うため、知財運営委員会にデータマネジメント機能を付与する。

知財運営委員会は、管理すべき研究開発データの特定、研究開発データの形式の決定、データ提供及び秘匿化の方針決定及び研究開発データの利用許諾条件等の調整等を行う。

(2) 本プロジェクトの研究開発データの第三者への開示の事前承認

本プロジェクトの実施によって取得または収集された研究開発データのうち自主管理データについては、知財運営委員会の承認を得ることなく、プロジェクト参加者以外の第三者に対して開示し又は漏洩してはならないものとする。ただし、知財運営委員会の承認が得られた研究開発データについては、広範な利活用を促進するよう努めるものとする。

(3) データマネジメントプランの作成及び研究開発データの利用許諾

プロジェクト参加者は、データマネジメントプランを作成して委託者および知財運営委員会に提出し、データマネジメントプランに従って研究開発データの管理を実施する。また、研究開発の進展等に伴い、データマネジメントプランを適宜修正して委託者および知財運営委員会に提出する。

研究開発データの利用許諾は、データマネジメントプランに従って行う。研究開発データの範囲、利用許諾料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本プロジェクトの成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。

(4) 本プロジェクト期間中または本プロジェクトの成果の事業化ための利用許諾

プロジェクト参加者は、本プロジェクト期間中における本プロジェクト内での他のプロジェクト参加者による研究開発活動に対して、または、本プロジェクトの成果を事業化するための活動に対して、必要な範囲で、無償または合理的な利用料無償で利用許諾することを原則とする。(自主管理データにおいて、プロジェクト参加者間で有償により利用許諾すること等の別段の取決め

がある場合はこの限りでない。)

ただし、当該研究開発データを利用許諾することにより、利用許諾を行った者の既存又は将来の事業活動に影響を及ぼすことが予想される場合には、利用許諾を拒否することができるものとする。このほか、例外として認める範囲（特にプロジェクト参加者が本プロジェクトの実施のために持ち込んだ研究開発データ）については、プロジェクト参加者間の合意に基づき必要な範囲で明確化するものとする。

研究開発データの範囲、利用許諾料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本プロジェクトの成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。

5. プロジェクト参加者がデータマネジメントプランに記載する事項

以下の事項につき、本プロジェクト内での他のプロジェクト参加者とよく協議を行った上で記載すること。特に5.(8)に関しては、研究開発データの円滑な提供に向けた取り組みとして、当該研究開発データと、プロジェクトで他のプロジェクト参加者が開発したソフトウェアや他のプロジェクト参加者が取得または収集した研究開発データと併せて利用許諾される可能性があるれば記載すること。

- (1) 研究開発データの名称
- (2) 研究開発データを取得または収集した者
- (3) 研究開発データの管理者
- (4) 委託者指定データ、自主管理データの分類
- (5) 研究開発データの説明
- (6) 研究開発データの想定利活用用途
- (7) 研究開発データの取得または収集方法
- (8) 研究開発データの利活用・提供方針
- (9) (他者に提供する場合) 円滑な提供に向けた取り組み
(秘匿して自ら利活用する場合) 秘匿期間、秘匿理由
- (10) リポジトリ (プロジェクト期間中、終了後)
- (11) 想定データ量
- (12) 加工方針 (ファイル形式、メタデータに関する事項を含む)
- (13) その他 (サンプルデータやデータ提供サイトのURL)

再委託費率が50%を超える理由書

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

1. 件名

令和〇年度〇〇〇〇委託事業（〇〇調査事業）

2. 本事業における主要な業務（事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理）の内容

--

3. 再委託先（再々委託先及びそれ以下の委託先を含む）及び契約金額等

再委託名	精算の有無	契約金額（見込み）（円）	比率	再委託先の選定方法又は理由※	業務の内容及び範囲
【例】未定 [再委託先]	無	10,000,000	20.0%	相見積もり
【例】〇〇（株） [再委託先]	有	20,000,000	40.0%	〇〇	コールセンター
【例】△△（株） [再々委託先]	無	2,000,000	—	〇〇
【例】□□（株） [再々委託先]	無	3,000,000	—	〇〇

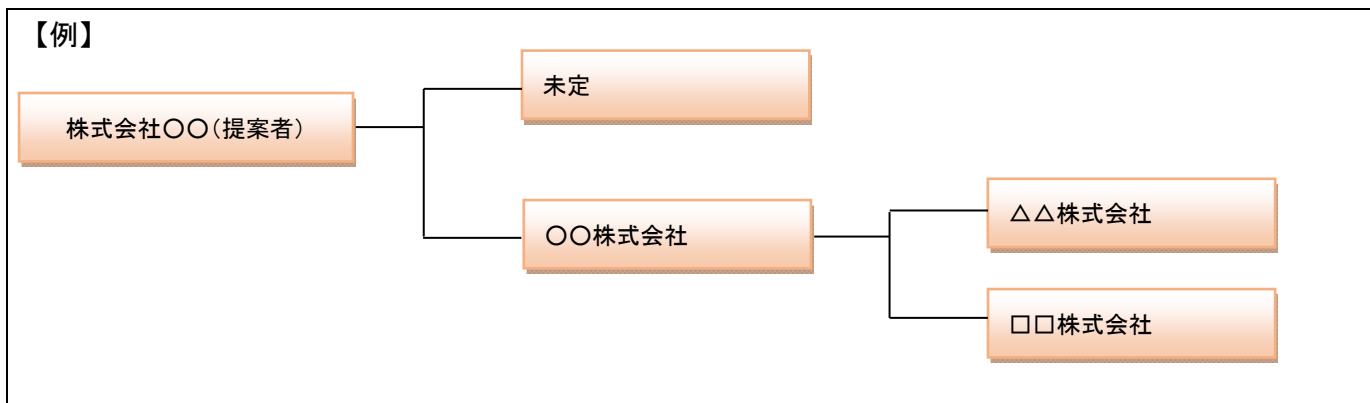
※グループ企業（委託事業事務処理マニュアル3ページに記載のグループ企業をいう。）との取引であることのみを選定理由とすることは認められません。

※金額は消費税を含む金額とする。

※再委託先、再々委託先及びそれ以下の委託先の契約金額を含めた情報を記載すること。

※比率は、事業費総額に対する再委託の割合（再々委託先及びそれ以下の委託先は記入不要）

4. 履行体制図



5. 再委託（再々委託及びそれ以下の委託を含む）が必要である理由及び選定理由

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

①情報取扱者名簿

		氏名	個人住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート 番号及び国 籍(※4)
情報管理責任者(※1)	A						
情報取扱管理者(※2)	B						
	C						
業務従事者(※3)	D						
	E						
再委託先	F						

(※1) 受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

(※2) 本事業の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本事業の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

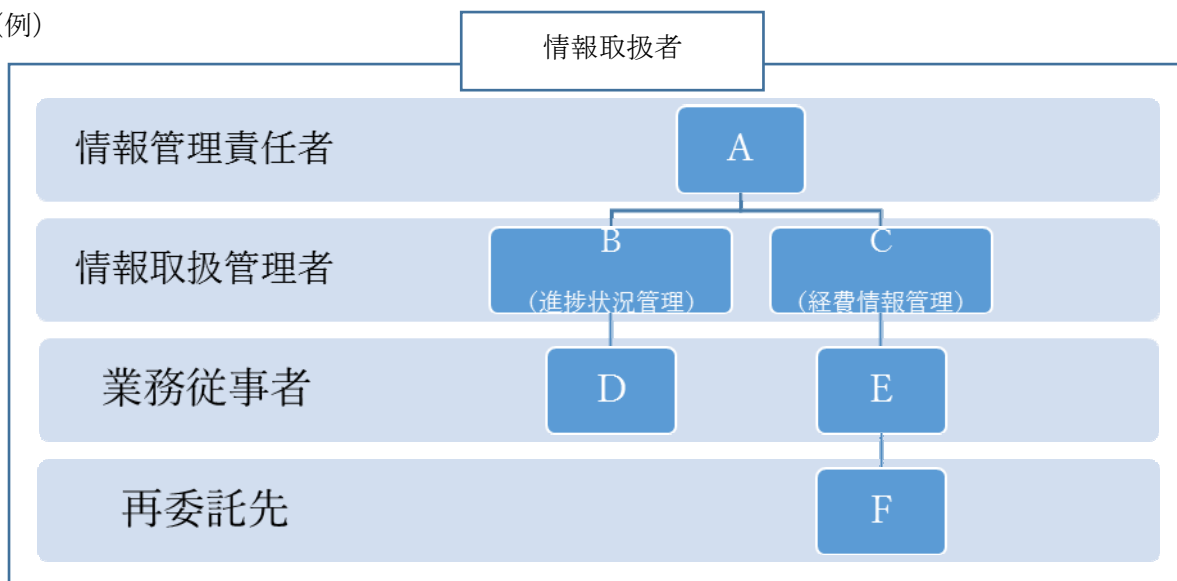
(※3) 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※4) 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。

(※5) 住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。

②情報管理体制図

(例)



【情報管理体制図に記載すべき事項】

- ・本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。(再委託先も含む。)
- ・本事業の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。

令和3年度日本版 MaaS 推進・支援事業
公募要領

令和3年6月18日

1. 目的

公共交通とそれ以外の多様なサービスとをデータ連携により一体的に提供することで、地域が抱える様々な課題の解決に資する MaaS 事業に対し、日本版 MaaS 推進・支援事業に基づいて支援を行うことにより、新たなモビリティサービスである MaaS の全国への普及を図り、地域や観光地の移動手段の確保・充実や公共交通機関の維持・活性化だけでなく、地域課題の解決に寄与することを目的とする。

2. 募集内容

(1) 支援事業の要件

- ・ MaaS の提供により解決に寄与する地域の課題が明確であること。
- ・ 地域の課題解決に寄与するため、交通手段と観光、商業、医療、教育、子育て、防災・減災等の交通分野以外のサービスとがデータ連携により一体的に提供されること。
- ・ 解決すべき地域課題の関係者が連携して、MaaS を推進する体制が構築されること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた新たなニーズに対応した MaaS サービスの本格的な導入であること。

(2) 経費区分

ア. 交通手段と、様々な移動手法・サービス（商業、宿泊・観光、物流、医療、福祉、教育、一般行政サービス等）を組み合わせる1つの移動サービスとして提供するための複数事業者間の連携基盤システムの構築に要する以下の経費

- ・ 連携基盤システム（ソフトウェア、クラウドサービス、アプリケーション）の購入・開発費
※事業の実施に合わせて新たに連携基盤システムを構築する場合を対象とし、システム用サーバーの初期費用及び維持管理費用は含めない。
- ・ 既存の連携基盤システムの機能拡張に係るシステムの改修費（既存の検索システムに予約・決済等の機能を追加する場合の連携基盤システムの改修費）
- ・ 他の同種のシステムとのデータ連携に係るシステムの改修費（観光、商業、医療等交通分野以外のサービスとデータ連携するために既存システムを改修する場合の改修費）
- ・ 連携基盤システムの利用料
※補助対象事業の完了日までに限る。

- ・ 連携基盤システム導入に伴う導入設定、マニュアル作成、研修実施等に係る費用
- ・ 連携基盤システムのセキュリティ対策費
- ・ 交通施設や車両内に設置するキャッシュレス決済端末（IC カードや QR コードの読み取り機等）及び混雑情報（予測を含む。）を提供するために必要な機器（カメラやセンサー、通信機器等）の導入費用
- ・ 交通分野以外のサービスにおけるキャッシュレス決済端末及び混雑情報（予測を含む。）を提供するために必要な機器の設置に係る導入費用（交通手段と連携するものに限る。）

イ. MaaS 事業の効果や課題の検証を行うための調査に必要な経費

- ・ 連携基盤システムの導入が地域にもたらす効果や課題を地域で把握するための調査に要する費用（地域のデータの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用等）

※イに掲げる費用のみを対象とした事業については、補助金を交付しない。

(3) 補助率

補助対象経費の 1 / 2 以内

※予算の範囲内での補助であり、補助額が申請額を下回る可能性があることに留意すること。

(4) 申請者の要件

申請主体は、都道府県若しくは市町村（以下「地方公共団体」という。）、地方公共団体と連携した民間事業者（※1）又はこれらを構成員とする協議会（※2）を条件とする。

※1 「地方公共団体と連携した民間事業者」とは、事業を実施する地域の地方公共団体と連携協定等を締結している民間事業者が該当する。

公募申請の時点で、連携協定等を締結済み又は補助事業の交付申請までに締結予定の民間事業者を対象とする。

※2 協議会については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「活性化法」という。）第 36 条の 4 第 1 項に掲げる新モビリティサービス協議会であることがのぞましいが、道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 76 号）第 15 条の 4 第 2 号に基づく地域協議会や活性化法第 6 条に基づく法定協議会等において、構成員を新たに協議会の構成員として加えること等により、交付要綱に定める協議会とすることもできる。この場合において、設置要綱を改正する等の形式にこだわることなく、既存の協議会の場に、日本版 MaaS 推進・支援事業の実施に必要な関係者が実質的に参加していればよい。

当該関係者としては、新型輸送サービスを運行又は運行予定の事業者や、観光、商業、医療等他分野の事業者等が考えられる。

運営方法や設置要綱の策定等の協議会に関する事項については地域の実情に応じて協議会が定めることができる。協議会の法人格の有無は問わず、公募申請の時点で、設置済み又は補助事業の交付申請までに設置予定のものを対象とする。

(5) 選定方法

以下に掲げるに規定する選定基準を総合的に考慮して選定する。

【プロセス面】

- ・ MaaS の提供により解決に寄与する地域の課題及び地域の移動ニーズが明確であるとともに、当該課題への解決に係る MaaS の位置付けが明確であること。
- ・ 「MaaS 関連データの連携に関するガイドライン Ver. 2.0」(国土交通省総合政策局公共交通・物流政策審議官部門)に準拠して、関係者間のデータ連携が行われること。
- ・ 地方公共団体や民間事業者等の関係者間の連携が綿密であること。
- ・ 幅広い関係者(協議会の構成員以外の者等)との協調や連携に積極的であること。
- ・ 活性化法第36条の4第1項に掲げる新モビリティサービス協議会を組織する予定であること。
- ・ 地域全体の計画(地域公共交通計画、都市計画、立地適正化計画等)と整合性があり、目指す目的を共有していること。
- ・ 活性化法第36条の2第1項に掲げる新モビリティサービス事業計画を作成する予定であること。
- ・ MaaS に係るサービスについて、住民、来訪者等の利用者に対する周知を高める取組が積極的に行われること。

【インパクト面】

- ・ 地域課題の解決に寄与するため、交通手段と観光、商業、医療、教育、子育て、防災・減災等の交通分野以外のサービスとがデータ連携により一体的に提供されること。
- ・ 地域の移動ニーズに的確に対応した輸送手段が提供されること。
- ・ 検索から、予約・決済・チケットの利用(チケットイング)までを、有人による処理を必要とすることなくシームレスに行うとともに、それによる移動関連データを蓄積、活用できる取り組みであること。
- ・ サービスが広範囲に導入され、社会的な影響が大きいこと。
- ・ サービスの利用状況や満足度、地域住民や来訪者の行動変容をはじめ、効果検証のための項目が適切かつ明確であること。
- ・ 効果検証のための項目について繰り返し測定が行われる等、MaaS の提供による効果の検証が的確に行われること。
- ・ リアルタイムな MaaS 関連データや MaaS を通じて得られた移動関連データの利活用により、外出機会の創出、観光地での周遊や観光消費の増加、自家用車から公共交通

機関への転換等、地域住民や来訪者の行動変容を、より一層促すことが期待できること。

- ・地域のまちづくり施策や、交通結節点の整備等のフィジカル空間のシームレス化や空間再編と一体的に取り組まれること。
- ・リアルタイムな混雑情報の活用等により、公共交通の利用と感染防止対策の取組が図られること。
- ・CO2の排出を抑制することにつながる移動手段の提供により、カーボンニュートラルの実現に寄与する取組であること。
- ・ゾーン運賃やサブスクリプション等、柔軟な運賃・料金の設定が行われていること。
- ・二地域居住の推進など、地域の活性化に資する関係人口の創出・拡大につながる取組であること。

【発展性面】

- ・事業としての収益性、継続性が見込めること。
- ・ビジネスモデルとして、他地域に展開できる普遍性が見込めること。
- ・事業内容及び実施エリア拡大の可能性が高いこと。
- ・AI、IoT、5Gの活用等の先駆的な取組により、スマートシティや、スーパーシティとの連携を目指すものであること。
- ・災害時等の非常事態の際に適切、迅速に情報発信できるような仕組の構築に資する取組であること。
- ・マイナンバーカードの普及促進に資する取組であること。
- ・ユニバーサル社会を目指し、高齢者や移動制約者等の移動利便性の向上や外出機会の創出を図る取組であること。
- ・ポストコロナにおけるライフスタイルの変容に対応し、これを促進するような取組であること。

3. 応募申請及び交付申請について

(1) 実施フロー

別紙のとおり

(2) 応募申請

申請書様式に記入して電子メールにより提出する。

ア. 申請書様式

国土交通省総合政策局モビリティサービス推進課ホームページよりダウンロードして使用すること。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000163.html

イ. 提出書類

スマートシティ関連事業応募様式

- ・ 共通 1～3, 10 様式 (Microsoft PowerPoint 形式)
- ・ 国土交通省総合政策局 様式 (Microsoft PowerPoint 形式)

ウ. 応募期間

令和3年6月18日(月)～7月19日(月) 15時

※6月末時点で応募を検討している場合は、令和3年7月7日(水)15時までに、応募の仮登録をすること。その際は、「事業を行う地域」「申請主体」「担当者連絡先」を、下記に記載の提出先まで、電子メールにて連絡すること。(応募の仮登録後に、申請が難しくなった場合は改めて連絡をすること。)

※応募の仮登録をしなかった場合でも、上記締め切りまでに申請することは問題ない。

エ. 提出方法

提出書類(電子データ)を添付して電子メールにて提出すること。

- ・ 提出先：a. 事業を行う地域を管轄する各地方運輸局又は沖縄総合事務局の担当課等及び b. 合同審査会の事務局窓口

a. 事業を行う地域を管轄する各地方運輸局又は沖縄総合事務局の担当課について

北海道⇒北海道運輸局 hkt-koutsukikakuka@gxb.mlit.go.jp

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

⇒東北運輸局 tht-touhoku6-koutsukikaku@gxb.mlit.go.jp

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県

⇒関東運輸局 ktt-koutsuu2@mlit.go.jp

新潟県、富山県、石川県、長野県

⇒北陸信越運輸局 hrt-kosei-kikaku@mlit.go.jp

福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

⇒中部運輸局 cbt-chubu-kikaku@gxb.mlit.go.jp

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

⇒近畿運輸局 kkt-kinki-kikakuka@mlit.go.jp

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

⇒中国運輸局 cgt-kotsukikaku@gxb.mlit.go.jp

徳島県、香川県、愛媛県、高知県

⇒四国運輸局 skt-koutuukikaku@mlit.go.jp

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

⇒九州運輸局 gst-kotsukikaku@gxb.mlit.go.jp

沖縄県⇒沖縄総合事務局 unyu-kikaku.j2a@ogb.cao.go.jp

b. 合同審査会の事務局窓口について

以下の流れにより、提出先メールアドレスを確認の上、提出すること。

- ① 下記応募フォームにて連絡者の氏名と所属団体名、メールアドレスを送付。

<https://form.cao.go.jp/cstp/opinion-0548.html>

※7月19日（月）15時までに応募書類を提出できるよう、遅くとも7月13日（火）12時までに応募フォームにメールアドレスを送付する。

- ② 応募フォームに記載されたメールアドレスに、合同審査会の事務局から、提出先となるメールアドレスが記載されているメールが届く。
- ③ ②により確認出来る事務局窓口の提出先メールアドレスへ、a. と合わせて提出。

※提出時のメール件名は、「【提出】（申請者名）日本版 MaaS 推進・支援事業」とすること。（合同審査の対象となる他事業にも応募する場合には、適宜、案件がわかるよう件名を変更することはかまわない。）

(3) 選定後の交付申請

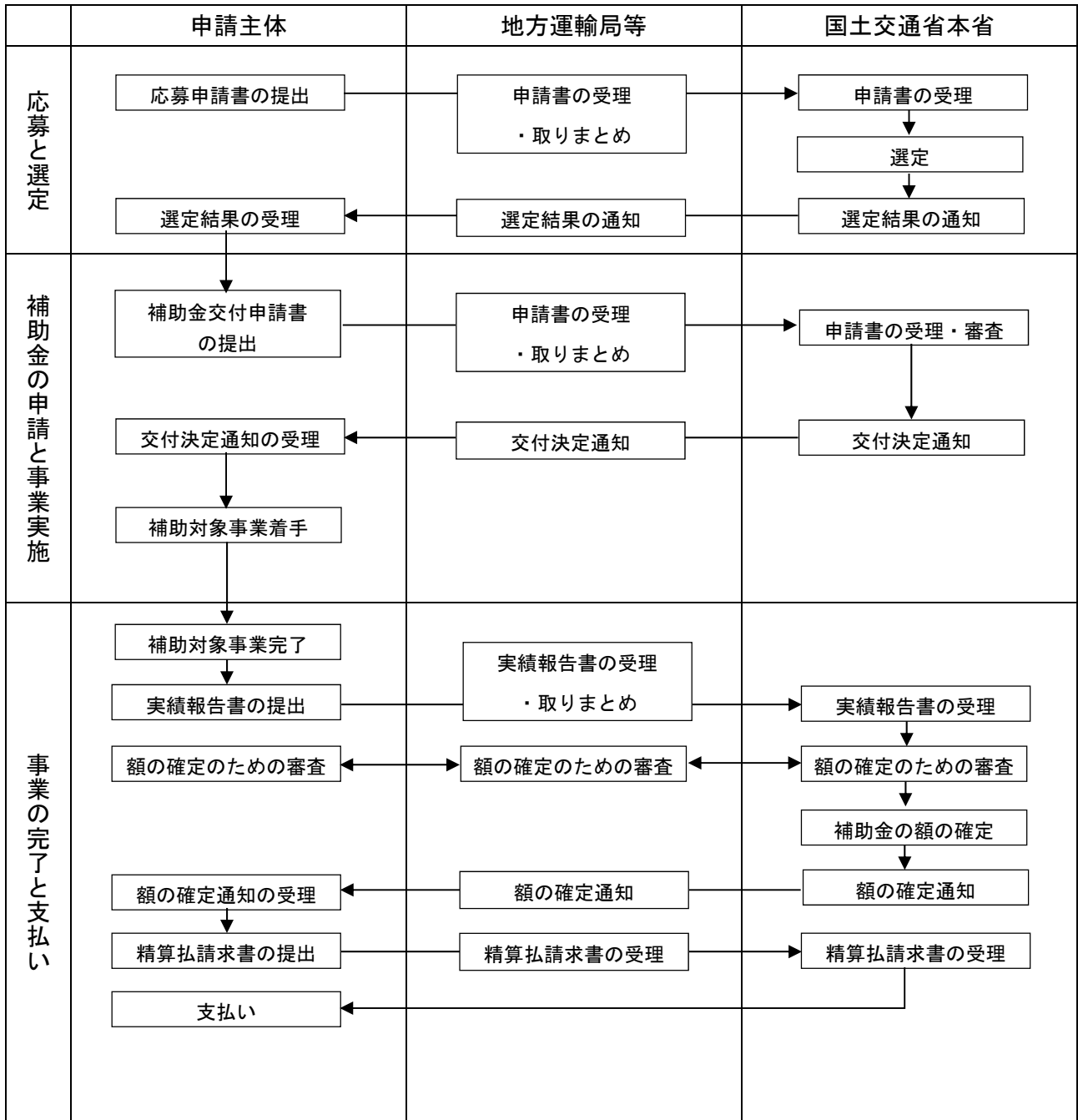
応募申請書類の選定結果は国土交通省ホームページで公表するとともに、選定した申請主体に個別に通知する。

選定された申請主体は、選定後速やかに、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（新モビリティサービス推進事業）交付要綱」に定める様式により、国土交通大臣に補助金の交付を申請する。交付申請に係る手続きは、別途連絡する。

4. 応募にあたっての留意点

- ・関係府省のスマートシティ関連事業と連携し、合同審査会を設置し（事務局：内閣府科学技術事務局）、その評価も踏まえつつ、採択事業を決定する。
- ・合同審査における評価ポイントは別添「令和3年度スマートシティ関連事業の公募について」を参照すること。
- ・引き続き事業が継続することが望ましいが、補助対象経費は、令和4年3月11日（金）までに要したものを対象とする。
- ・補助金の交付決定より前に着手したシステム開発等の業務は、原則、補助対象経費には含まれない。
- ・必要に応じて、補助対象事業の実施状況の確認や資料提供を求めることがある。提供された資料は、公表可否の確認の上、HP掲載等を行うことがある。
- ・補助対象事業にかかるシステムの詳細や使用するデータ形式、システムに関する課題の分析結果等を国に提供すること。提供されたデータ等は、国の施策推進のために、必要に応じて使用することがある。
- ・国の他の補助事業への応募の有無に関わらず、本事業への応募は可能である（補助対象経費の重複は不可）。

日本版 MaaS 推進・支援事業 事業実施フロー



令和3年度 国土交通省スマートシティモデルプロジェクト公募要領

1. 公募の趣旨・概要等

(1) 事業の概要

我が国の都市行政においては、社会経済情勢の変化に伴い、人口減少や高齢化、厳しい財政制約等の諸課題が顕在化する中、IoT (Internet of Things) で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出す「Society5.0」の実現を推進しているところである。

そのためには、先進的技術をまちづくりに活かし、市民生活・都市活動や都市インフラの管理・活用を飛躍的に高度化・効率化することで、都市・地域が抱える課題解決につなげるスマートシティの実現に向けた取組が重要である。

令和元年度より、先進的技術をまちづくり分野に取り入れ、持続可能で分野横断的な取組により、都市・地域の課題解決に係るソリューションシステムの構築を目指す提案を公募し、先行モデルプロジェクト等を選定したところである（令和元年5月31日公表及び令和2年7月31日）。今般、スマートシティを社会実装するため、令和元年度及び令和2年度に選定した先行モデルプロジェクトに加え、全国の牽引役となる先駆的な社会実装に向けた実証実験を公募するものである。

(2) 応募主体

応募は、民間事業者等及び地方公共団体を構成員に含む協議会（コンソーシアム）等の団体（以下「協議会等」という。）である（設立予定も含む。）ことを条件とする。

※民間事業者等：民間事業者及び大学・研究機関等

※民間事業者等のみ、地方公共団体のみでの応募は不可とする。

※協議会等の法人格の有無は問わない。

※協議会等は契約予定時期（8月中）までの設立を要件とする。

※協議会等の設立を示す書類、または協議会等の構成員となる者に協議会等に参加する意思があることを示す書類（同意書または参加証明書等）を提出すること。（様式任意）

(3) 支援事業の選定

①過去に選定された先行モデルプロジェクト（本公募への応募が必要）と新たに選定する先駆的なプロジェクトにおける令和3年度に実施する実証実験（10～20事業程度）に対し、「スマートシティ実証調査」（国土交通省都市局：令和3年度 2.2億円）により財政支援を行う。本支援に採択された事業（令和3年度先行モデルプロジェクト）は、企画提案を行ったスマートシティ実行計画の推進に必要な実証実験の取組内容を実施するとともに、報告書にとりまとめる。

なお、支援額は1プロジェクトあたり2,000万円を上限とし、プロジェクト実施期間を通じプロジェクト全体において同額以上の負担（人的貢献に対応した人件費相当額を含む）をコンソーシアムが行うことが必要。

②国土交通省職員等が全国のプロジェクトの経験・知見を生かし、実証実験の実施に向けた助言等の支援（ハンズオン支援）を行う。本支援に採択された事業（令和3年度重点事業化促進プロジェクト）については今回の公募において財政支援は行われない。

2. 応募書類記載内容

下記（1）～（5）について、「別紙3：令和3年度スマートシティ関連事業応募様式」に記載すること。

(1) 応募書類（共通事項）

※「別紙2：令和3年度スマートシティ関連事業の公募について」参照

(2) スマートシティ実行計画の概要（1枚）

実行計画の概要（どのような技術を用いて、いつまでに何を行うか）、街の課題と解決方法等について記載すること。

また、添付資料として下記の観点等について記載されているスマートシティ実行計画あるいはそれに類するものを提出すること。スマートシティ実行計画あるいはそれに類するものについては評価対象外とする。

＜スマートシティ実行計画の記載上の観点（例）＞

- 1) 基本事項（①事業の名称②事業主体の名称③事業主体の構成員④実行計画の対象期間等）
- 2) 対象区域
- 3) 区域の目標
- 4) 区域の課題
- 5) KPI の設定
- 6) 先進的技術の導入に向けた取組内容
- 7) スマートシティ実装に向けたロードマップ
- 8) 構成員の役割分担
- 9) 持続可能な取組とするための方針
- 10) データ利活用の方針
- 11) 横展開に向けた方針

※支援が決定したプロジェクトのスマートシティ実行計画は国土交通省のホームページで公表する

(3) 本事業で実施する実証実験の取組内容（2枚）

(2) で記載した実装に向けた課題解決のために本実証実験で実証したい仮説、仮説の検証に必要な実証実験の具体的な内容（対象分野、関係者、全体像との関係、先進性等）、検証方法、実施時期、金額規模について記載すること。また、スマートシティ実現に導入される技術に関して、先進性や汎用性・発展性の観点等を踏まえて、記載すること。

表1 対象分野（例）

(ア) 交通・モビリティ	(イ) エネルギー	(ウ) 防災
(エ) インフラ維持管理	(オ) 観光・地域活性化	(カ) 健康・医療
(キ) 農林水産業	(ク) 環境	(ケ) セキュリティ・見守り
(コ) 物流	(サ) 都市計画・整備	(シ) その他

※スマートシティ官民連携プラットフォームホームページを参照

(4) 本事業で実施する実証実験により得られる知見（1枚）

(3) で掲げた仮説の検証により得られる他都市に展開可能な一般化された知見、実装に向けた展開について記載すること。

(5) プロジェクトの事業費（1枚）

実証実験の事業費及びその他のスマートシティに関連するプロジェクトの事業費を記載すること。なおプロジェクト事業費の内訳として国等からの補助を想定している事業費とコンソーシアム単独負担の事業費を明記すること。本項目は評価の対象外とする。

(6) 本事業で実証するサービス等の実装に向けたスケジュール

(1) に記載したサービス等が実装されるまでのスケジュールについて記載すること。

※実証するサービス等が令和7年度までの社会実装を見込み、実装までの具体的な道筋が示されていること

(7) 関連する取組

リビングラボ等の市民・企業を巻き込む取組、スマートシティを担う人材育成を図る取組等がある場合は記載すること

3. 企画提案の評価基準

選定にあたっては、地域性を考慮しつつ、以下の表3の評価基準に基づき、合同審査会の審議を経て、選定を行う。

表3 評価基準

【必須項目】

必須要件
応募主体:民間事業者等及び地方公共団体を構成員に含む協議会(コンソーシアム)等の団体(設立予定を含む)
社会実装:実証するサービス等が令和7年度までの社会実装を見込み、実装までの具体的な道筋が示されていること
その他:応募に当たってはスマートシティ実行計画あるいはそれに類するものを提出すること

【評価項目】

評価番号	評価の観点
(1)適合性	
	主に実行計画に関して、「スマートシティリファレンスアーキテクチャ ホワイトペーパー」に基づき、スマートシティの構成要素が明確に整理されていること。 実証実験が「スマートシティ・ガイドブック」に基づき、「3つの基本理念:市民(利用者)中心主義」(“Well-Beingの向上“に向け、市民目線を意識し、市民自らの主体的な取組を重視)、「3つの基本理念:ビジョン・課題フォーカス」(「新技術」ありきではなく、「課題の解決、ビジョンの実現」を重視)及び「3つの基本理念:分野間・都市間連携の重視」(複合的な課題は広域的な課題への対応等を図るため、分野を超えたデータ連携、自治体を越えた広域連携を重視)等が明確に示されていること。
(2)「具体性・実行性」	
	実証実験の実施に関して、サービス事業者等の民間企業や大学・高専等の研究教育機関などが参画する実施体制を確立し、実証実験のスケジュールや資金計画等を含めて事業の実施計画が効率的に組まれており、確実な実施・運営が見込めること。
(3)「継続性」	
	実証するサービス等が令和7年度までの社会実装を見込み、実装までの具体的な道筋が示されていること(必須項目と重複)。 地方公共団体等中心となる組織が確たる司令塔機能を有し、公民学等の関係主体による推進主体がそれぞれの主体の適切な連携のもと、機動的、機能的にその役割を果たすとともに、システムの維持やサービスの提供等に要するコストを負担する安定的で自立した財源を用意するなど、運営面、資金面での持続可能性を確保すること(スマートシティ・ガイドブック)。
(4)「汎用性・発展性」	
	実証するサービス等が他地域でも適用可能な技術の導入や活用であり、社会的な課題や要求に対応したものであること。
(5)「先進性」	
	実証実験で用いる導入技術が技術的に確立されているが、サービスとして社会実装されておらず先進的であること。または、既に他のサービスとして社会実装されている技術であるが、明確にそのサービスと違い、より先進的であること。 (3D都市モデルと他のデータ(防災、エネルギー、地域経済等)を組み合わせた新たなサービスの実装を行うもの等)

(6) その他:スマートシティを推進に関する取組

リビングラボ等の市民・企業を巻き込む取組、スマートシティを担う人材育成を図る取組等のスマートシティを推進に関する取組を実施する場合に、加点。(有効と評価できる取組が複数ある場合は、更に加点)。

4. 応募手続き

(1) 企画提案書の提出等について

○担当部局と提出方法

「別紙2：令和3年度スマートシティ関連事業の公募について」Ⅲ. 応募手続を参照すること

※受領できるファイルサイズは10MBであるため、容量を超える場合の対応は、担当部局に問い合わせること

○提出書類とファイル形式／ファイル名

①「別紙3：令和3年度スマートシティ関連事業応募様式」

共通事項および本事業の対象箇所（本公募要領2. 応募書類記載内容を参照）について記載の上、提出すること。

パワーポイント形式／ファイル名「(団体名) R3 スマートシティ」

②スマートシティ実行計画あるいはそれに類するもの（A4縦）：

PDF ファイル形式／ファイル名「(団体名) 実行計画」

※支援が決定したプロジェクトのスマートシティ実行計画は、国土交通省のホームページにて公表する。

(2) 公募要領の掲載について

○場所 国土交通省ホームページ

https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi07_hh_000173.html

○方法 上記URLよりダウンロード

(3) 企画提案にあたっての相談、問い合わせ

企画提案しようとする案件の内容についての相談や企画提案書類の作成方法等の問い合わせは、下記の担当部局にて受け付ける。なお、提案者間の公平のため、問い合わせ内容とそれに対する回答内容は、問い合わせ者を伏せた上で、基本的にホームページにて公開する。

国土交通省 都市局 都市計画課 大嶋、坂本（内線 32672、32674）

電話：03-5253-8111 直通：03-5253-8411 FAX：03-5253-1590

mail：hqt-smartcity-mlit_atmark_gxb.mlit.go.jp

(4) 企画提案書に係るヒアリングの有無、日時及び場所

本事業の選定過程において、ヒアリングを実施する可能性がある。その場合は、別途通知する。

(5) 契約手続き

選定された提案の応募主体と契約手続きを行う。予算の総額は2.2億円を予定している。

なお、契約手続きに際しては、実施内容や成果物の内容等について、応募者と個別に協議等することとする。契約形態については請負契約を想定している。